

官報

号外

平成二十四年七月二十六日

○第百八十回 衆議院會議録 第三十号

平成二十四年七月二十六日(木曜日)

議事日程 第十七号

平成二十四年七月二十六日

午後一時開議

第一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 労働契約法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 労働契約法の一部を改正する法律案(内閣提出)

森本防衛大臣の新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に関する報告及び質疑

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

○議長(横路孝弘君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第二百六番、中国選挙区選出議員、三浦のぼる君。

〔三浦のぼる君起立、拍手〕

日程第一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長荒井聰君。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔荒井聰君登壇〕

○荒井聰君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するため、一定の要件のもとで、指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等または特定危険指定暴力団等として指定し、その所属する指定暴力団員が警戒区域内において一定の行為を罰則による処罰の対象とするものであります。

第二に、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差し止め請求制度を導入するものであります。

第三に、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制を強化するとともに、縄張りに係る禁止行為を規定するほか、暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化するものであります。

第四に、国及び地方公共団体の責務を追加するとともに、事業者の責務を新たに規定するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る七月十九日本委員会に付託され、翌二十日、松原国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 労働契約法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第二、労働契約法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長池田元久君。

労働契約法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔池田元久君登壇〕

○池田元久君 たゞいま議題となりました労働契約法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備しようとするものです。

その主な内容は、

第一に、有期労働契約が通算五年を超えて反復更新された場合、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入すること、

第二に、判例法理として裁判上確立している雇いどめ法理を法律に規定し、明確化すること、

第三に、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止することです。

本案は、去る六月一日本委員会に付託され、同日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

昨日、質疑を終局したところ、日本共産党より、有期労働契約は、満六十歳以上の労働者との間に締結されるもののほか、臨時的または一時的な業務に係るものに限り締結することができると等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第です。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国務大臣の発言(新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に関する報告)

○議長(横路孝弘君) 森本防衛大臣から、新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に関する報告について発言を求められております。これを許します。防衛大臣森本敏君。

〔国務大臣森本敏君登壇〕

○国務大臣(森本敏君) 政府は、一昨年十二月、安全保障会議及び閣議において、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を決定いたしました。

以下、これらについて御報告申し上げます。

我が国を取り巻く安全保障環境を見ると、国際社会では、さまざまな安全保障上の問題が複雑に絡み合いながら、国境を越えて発展する傾向が強まっており、こうした問題に各国が協力して取り組むことが不可欠となっております。

アジア太平洋地域では、人道支援、災害救援等の分野での協力が進展する一方、本年四月の北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射事案といった挑発行動を含め、我が国周辺の多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させるなど、安全保障環境は一層厳しさを増しております。

このような安全保障環境を踏まえれば、今後の防衛力は、各種事態に対し実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行い得る動的なものとしていくことが必要です。

このため、新防衛大綱では、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した従来の基盤的防衛力構

想によることなく、即応性や機動性を備え、高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築することとしております。

その際、南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信等の機能を重点的に整備し、防衛体制の充実を図ることとしており、東日本大震災のような大規模地震や、原子力災害をも含むさまざまな事態に際して、迅速かつ切れ目のない対応ができるよう、各種施策を推進してまいります。

動的防衛力の構築に当たっては、自衛隊全体にわたる装備、人員、編成、配置等を抜本的に見直し、真に必要な機能に資源を選択的に集中して、防衛力の構造的な変革や人事制度の抜本的見直しを図ることが必要です。

このため、防衛省では、一昨年十二月、防衛力の実効性向上のための構造改革推進委員会等を設置し、前例にとらわれることなく、東日本大震災の教訓も踏まえながら、検討を進めております。米国との協力について、新防衛大綱では、日米同盟の深化、発展のため、戦略的な対話等に取り組みほか、共同訓練、施設の共同使用等の平素からの協力の強化や、宇宙、サイバー空間における対応を含め、地域的及びグローバルな協力も推進することとしております。また、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の再編を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留をより円滑、効果的にするための取り組みを推進することとしております。

国際社会における協力については、二国間、多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化し、地域の一層の安定化に取り組むと

いう考えのもと、韓国、オーストラリア、ASEAN諸国、インド等との協力、中国やロシアとの信頼関係の増進を図っていくこととしております。また、国際平和協力活動に積極的に関わり、また、E U、N A T O等にも協力関係の強化を図ることとしております。

次に、新中期防について御報告申し上げます。新中期防においては、動的防衛力を構築するため、五年間で達成すべき計画を定めております。

この計画では、第一に、各種の活動を迅速かつ切れ目なく実施できるよう、即応態勢、統合運用体制及び国際平和協力への対応体制を整備することとしております。この観点から、統合の強化、島嶼部における対応能力や国際平和協力活動への対応能力の強化等を重視してまいります。

第二に、防衛力の整備に当たっては、優先整備すべき機能を重点化する一方、本格的な侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持に必要な範囲に限り保持してまいります。

第三に、装備品等の導入に当たっては、新たな装備品等の導入と既存の装備品等の延命、能力向上等を組み合わせることにより、質の高い防衛力を効率的に整備してまいります。

第四に、防衛力の能力発揮の基盤を効果的に整備するため、人事制度の抜本的な見直しによる積極性の向上等を推進してまいります。また、装備品等の取得改革を一層推進し、部隊の運用水準の向上を図るほか、関係機関や地域社会との協力の強化を図ってまいります。

第五に、日米同盟を深化、発展させていくため、新防衛大綱に定めた各種の協力や取り組みを

積極的に推進してまいります。

第六に、格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、経費の抑制に努めてまいります。その際、各自衛隊に係る予算配分について、縦割りを排除した総合的な見地から、思い切った見直しを行ってまいります。

なお、この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、将来における予見しがたい事象への対応等に安全保障会議の承認を得て措置することが出来る額を含め、平成二十二年年度価格で、おおむね二十三兆四千九百億円程度をめぐとしております。

以上申し述べた新たな防衛大綱及び中期防のもと、国の安全と国民の安心の確保に全力を尽くしてまいる所存です。

皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

国務大臣の発言(新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に関する報告)に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。楠田大蔵君。

(楠田大蔵君登壇)

○楠田大蔵君 民主党・無所属クラブの楠田大蔵でございます。

本日議題となりました新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する報告について、質問を行わせていただきます。(拍手)

質問に先立ちまして、一般の梅雨前線停滞に伴

う九州北部豪雨災害において犠牲となられました皆様に、謹んで哀悼の誠をささげます。また、今なお避難を余儀なくされておられる皆様にお見舞いを申し上げます。

私の後援者も、今回、犠牲となりました。故人の無念さ胸に、質問に入りたいと思います。

東日本大震災や地元での災害も経験し、改めて、我が国は災害の国であるとの認識を強くいたしました。ここでも、危機管理の重要性が際立ちます。四方を海に囲まれ、急峻な地形が多く、やはり、災害はいつ何ぞき起こるやもしれないとの認識に基づき、迅速かつ大胆な対処と、根本的な防災が必要であります。

今梅雨前線に伴う北部九州の豪雨災害対応への公共土木施設関係の激甚災害指定を含めた積極的取り組みと、それに伴い、最近取り沙汰される補正予算の必要性はますます高まったと感じておりますが、総理の御決意をお聞かせください。

さて、本題に入ります。

実に一年半余りを経て、ようやく質疑の運びと今回なりました。今回の本会議開催にもさまざまな方の御協力をいただいておりますが、やはり、これほどの重要な議題がたなざらにされていたことは、私も含め、与野党を超えて反省しなければなりません。

安全保障の議論においても、決められない政治は、もはや許されません。消費税も、社会保障も、教育も、安全保障も、全て重要で、全てが政治の決断を必要としております。全てが大事で、全てに筋の通った、未来を見据えた、そんなビジョンを総理には国民に指し示していただきたい存じます。

本大綱は、民主党政権として初めて策定に挑んだ防衛大綱であり、政権交代後、あえて一年、策定時間を繰り延べし、満を持してつくり上げた防衛大綱であります。基盤的防衛力構想から動的防衛力構想という新しい概念に転換することを初め、時代に応じたものとなったとの自負も、当時末席ながら策定に携わった者として感じております。

また、政権がかわることによって新たな意義が見出され、その一方で、党派を超えて変わらない現実を見据えた戦略を継続するという意味でも、我が国の安全保障の歴史において意義のあるものだったと感じます。

こうした経緯に対する総理の思いを、まずお聞かせください。

その一方で、策定後も、東日本大震災、尖閣諸島での中国漁船衝突事案、北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射事案など、困難な事案が多発し、危機管理の重要性がさらに増しております。

こうした事案を踏まえ、総理としての、今後の果敢なる対応についての御決意をお聞かせください。

また、防衛大綱、中期防は、我が国を取り巻く安全保障課題や不安定要因が多様化しているとの認識を策定時に示しておりますが、その策定後も先ほど申したさまざまな危機があり、さらなる新大綱の必要性すら指摘されております。

そもそも、政府は、この防衛大綱を策定するに当たり、どのような検討を行ったのか。とりわけ、危機管理のあり方について、法的、組織的、人的、予算上の改善すべき点の有無をどう考えて

きたのか。それを、今後の防衛大綱、中期防の内容の実現にどう生かしていくとするおつもりなのか。防衛大臣にお聞きをいたします。

昨年三月十一日の大震災発生から、一年と四カ月余りが経過をいたしました。この間、防衛省・自衛隊は、創設以来最大となる十万七千人態勢、そして、初の統合運用としての災害派遣を実行いたしました。

しかし、未曾有の活躍をされる一方で、反省事項や改善を要する部分もあったと思います。また、こうした中でも周辺諸国の活動はむしろ活発化し、根本任務である国防に遺漏があったのではないかと指摘もございます。この点について、防衛大臣の御見解をお伺いいたします。

また、そうした教訓を踏まえ、やはり、我が国の国防力をさらに高める必要があるのではないかと考えますが、この点、いかがお考えでしょうか。

また、このたびの東日本大震災での教訓の大きな一つとして、原子力発電所の防護体制の見直しも挙げられます。もちろん、自然災害からの防護も重要であります。テロリストによる破壊、妨害活動から守ることこそ、急務であります。

警察と自衛隊の連携も含め、早急に対策を強化すべきと考えますが、総理、いかがお考えでしょうか。

先般の北朝鮮のミサイル発射事案に際しては、私も石垣島に激励に訪れましたが、陸海空の部隊が迅速に南西諸島に展開し、国民の生命財産を守るため万全の態勢をとったことは、今後の南西地域の防衛力の充実にとっても意味あることだったと思います。

これを機に、今後の南西地域の防衛力の充実にどう具体化していくのか。また、ミサイル再発射や核実験のおそれなど、今後想定される軍事的脅威に対してどのように対処していくおつもりなのか、お聞きいたします。

また、これに関連して、新たな国際協力体制の構築について伺います。

今回の北朝鮮のミサイルの発射に当たっては、第二段の落下区域はフィリピン沖間に設定されていました。空の安全を国際的に守っていくという観点から、将来的には、物的被害が想定される友好国に対して、ミサイルの軌道や落下地域に係る情報の提供を行っていくことも検討に値すると思います。いかがお考えでしょうか。

今回の防衛大綱は、基本的な価値を共有する米国との日米安保体制を中核とする同盟関係が、我が国の平和と安全を確保するために今後とも必要不可欠としております。また、在日米軍のプレゼンスが不測の事態の発生に対する抑止として機能しており、同盟関係を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化、発展させることが必要だとしております。

そうした中、今週、岩国基地へオスプレーが搬入されました。今、周辺の住民の皆様にとって一番の心配材料となっているのが、このオスプレーであります。万が一、墜落のような事態があつては、日米同盟に対する国民の支持を一気に失うことになりかねません。

我が国の安全保障政策の基盤である日米同盟は、言うまでもなく、地元自治体や住民の理解に支えられて安定的に機能いたします。地元の住民の不安を解消することは極めて重要であります。

今般、防衛省内に分析評価チームができたとお聞きをしておりますが、今後、どのようにオスプレーの安全性を我が国が主體的に確認し、山口県を初めとする地元住民の懸念を払拭するおつもりなのか、お聞かせください。

一方で、この新型機が我が国及びアジア太平洋に及ぼす意義も大変大きいと考えます。このオスプレーの必要性とはいかなるものかも、総理、あわせてお答えください。

また、この問題を突き詰めれば、重大な装備の変更に外事前協議が必要とされない日米安保ルールの見直しの必要性や、さらに進んで、アジア太平洋の時代にふさわしい我が国の主體的役割をさらに追求していく、つまりは、我が国自身がさらに軍事運用的に専門性を高めた機能をつくり、我が国自身の自立した防衛力を整備していく必要性も感じます。特に、ことしは、サンフランシスコ条約公布から、つまりは、主権回復から六十年、沖縄復帰から四十年という節目の年でもあります。この点について、総理はいかがお考えでありますでしょうか。

次に、近隣の海洋で活動を活性化している中国の動向についてお聞きをします。

中国が公表している国防費の名目上の規模は、過去五年間で二倍以上、過去二十四年間で約三十倍の規模にまで膨れ上がっております。核戦力や弾道ミサイル戦力、海軍と空軍を中心とした軍事力の近代化を進め、空母の保有を目指すなど、外洋への海洋戦略も着々と進めております。

双方が意図しない不測の事態を防ぐため、先般、日中間で合意に至った海上連絡メカニズムの構築を進めることなどで、相互理解を進める必要があります。また、同時に、我が国として、南西

地域を初め、周辺海域における警戒監視を怠るべきではありません。

防衛大綱、中期防との関係で、中国に対してはどのように対処していくおつもりなのか、お示しください。

そうした中、尖閣問題は避けて通れません。現在、東京都が尖閣諸島を購入するという話が進められております。

我が国固有の領土であるこの尖閣諸島をめぐるのは、近年の中国による挑発ともとれる活動は、大変憂慮すべきものであります。本年三月、そして今月も、中国の漁船や監視船が尖閣諸島の我が国領海に侵入する事案が発生し、さらに、中国が、尖閣諸島は中国の核心的利益だと強硬に主張するなど、日中間の緊張が高まっております。

この状況で、政府として国有化の方針を示されましたが、その狙いを改めてお聞かせください。また、今後、例えば、尖閣諸島が不法侵入されるといった不測の事態が起こった場合、自衛隊は、政府は、いかなる対応を行うのか、明確にお示しください。

また、かかる状況下では、海上保安庁と自衛隊の連携はますます重要であります。尖閣諸島を含む我が国領土、領海の警備のため、総理、日本がとるべき態度をお示しください。

先般、国家戦略会議のフロンティア分科会が、集団的自衛権の行使を禁じた現行の憲法九条の解釈の見直しも検討すべきだと提言をいたしました。P K O の駆けつけ警護の問題や、米艦と公海上で北朝鮮に共同で対応する場合などは、近い将来においても蓋然性が高いと言えます。

これは、日本の防衛を考える上で、未来に向け、避けて通れない課題とも考えますが、率直に

総理の御意見をお聞かせください。

このほかにも、P K O への積極的な参加、防衛装備品に関する新たな基準の策定など、民主党政権下でも着実な歩みをしてきたものも数多くございます。その一方で、平和国家の歩みとの整合性も問われてまいりました。

しかし、世界の現実を見据えたとき、我々がまず果たすべき役割に背を向けないことが大切と考えます。そして、むしろ、その中で応分の使命を担う中で、世界に対し、より責任と説得力を持つて、世界の理想の実現をうたうことができるのではないかと考えております。

私は、敗戦後三十年を経た昭和五十年に生をうけました。三十七歳となることは、戦後六十七年ということになります。しかし、今なお我が国は、世界において、本当の意味で誇りを持ち、尊敬される国にはなっていないとも感じております。

戦後百年、二〇四五年、そのとき私は七十歳になつておりますが、そのころの日本の姿、世界の姿をいかになすべきか、いわゆる二〇四五年プランを世に問うていきたいと存じております。

そして、安全保障という重大な問題では、与野党を問わず、理想と現実の間でもがき苦しみ、一定の結論を出していくことこそ、とうとうと感じております。

そうした議論のきっかけに少しでもなり得ますことを祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 民主党楠田大蔵議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、九州北部豪雨による災害への対応についての御質問をいただきました。

まずは、九州北部豪雨によりましてお亡くなりになられました皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

七月二十日、私が被災地を訪れた際、御要望が多かった激甚災害の指定については、農地等の災害復旧事業の指定に向け、手続を速やかに進めるよう指示をいたしました。公共土木施設等についても、引き続き、被害額の把握等を進め、基準に達すれば、速やかに対応してまいります。

このほか、被災自治体への支援策として、普通交付税の繰り上げ交付等を行っています。

補正予算の編成については、経済情勢や財政状況を踏まえつつ、その時々において判断していくこととなりますが、引き続き、被災地支援には万全を期してまいります。

次に、防衛大綱に対する認識について御質問をいただきました。

今次の防衛大綱は、政権交代という歴史的な転換を経て、民主党政権として十分な検討を行った上で策定したものであり、現下の安全保障環境を踏まえ、動的防衛力という方向を打ち出すなど、特色あるものとなっています。

防衛大綱で位置づけられた動的防衛力とは、防衛力の質、量という観点のみならず、運用のダイナミズムによって、新たな安全保障環境に対応しようというものであります。

政府としては、このような、従来にも増して即応性や機動性等を備えた動的防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進め、いかなる危機にも

迅速に対応する体制を整備してまいります。

次に、今後の危機管理のあり方についてのお尋ねがございました。

我が国の主権及び国民の生命、身体、財産を脅かす緊急事態に適切に対処することは、政府の最も基本的な責務であります。自然災害であれ、事件、事故であれ、どのような緊急事態に対処するに当たっても、まずは、政府全体として総合力を発揮することが重要です。

政府としては、御指摘のような近年発生した事案への対応等について、一つ一つしっかりと点検を行い、さまざまな緊急事態にも果敢に対応できるように、危機管理体制の充実強化に不断に努めてまいります。

次に、原子力発電所のテロ対策についての御質問をいただきました。

原子力発電所の安全性を確保する上で、テロなどに対する対応も重要であり、その必要性を認識しています。

具体的な対策としては、一般の事故の教訓を踏まえ、事業者に防護措置の強化を求めるとともに、国際原子力機関、IAEAの最新の勧告を踏まえた警備の強化を求めたところであります。

加えて、原子力発電所等の警戒警備体制の強化に必要な警察官の増員、警察及び自衛隊によるテロ対策共同訓練の実施など、関係機関が連携してテロ対策に取り組んでいるところであります。

次に、オスプレーの安全性の確認と配備の必要性についての御質問をいただきました。

オスプレーについて、地元の皆様には大変な御懸念、御心配をおかけしていることは十分認識をしております、重く受けとめております。現在、オス

プレーの事故調査結果や安全性等に係る情報の早期提供を米側に求めているところであります。

政府としては、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性がしっかりと再確認されるまでの間、日本において、いかなるオスプレーの飛行運用も行わないという方針であり、米国も同様の認識であります。

調査結果が得られた際には、専門家を含め政府全体でしっかりと分析、評価し、地元の皆様に丁寧に御説明をさせていただき、御理解が得られるよう全力を尽くしてまいります。

米海兵隊においては、今後、米海兵隊の航空部隊に求められる所要に対応するため、老朽化したCH46を、より基本性能の高いオスプレーに換装するプロセスを進めており、沖縄への配備についても、この一環で行われるものであります。

同機の沖縄配備により、在沖海兵隊の能力の向上、ひいてはアジア太平洋地域における日米同盟の抑止力の向上につながり、我が国の安全保障上、極めて重要であると認識をしております。

次に、我が国の自立した防衛力の整備についての御質問をいただきました。

我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさが増す中、我が国の安全と繁栄を確保するためには、みずからの主体的な防衛力整備に努めるとともに、日米同盟の抑止力をさらに強化していく必要があると考えております。

この観点から、新しい防衛大綱では、安全保障環境の変化を踏まえ、防衛体制を再点検し、南西地域も含め、周辺海空域の安全確保や島嶼部における対処能力の充実を図ることとしたところであります。

また、我が国の安全保障について、官邸が司令塔として適切に機能することが重要であるとの観点から、現在、防衛大綱を踏まえ、官房長官を長とする、国家安全保障に関する内閣機能強化のための検討チーム会合を中心に検討を進めているところであります。

なお、本年は、御指摘のような節目の年ですが、いずれにせよ、政府としては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応した防衛力整備を着実に進めてまいります。

次に、尖閣諸島をめぐる対応及び領土、領海警備についてのお尋ねがございました。

尖閣諸島が我が国の固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に、我が国はこれを有効に支配しております。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は、そもそも存在しません。

その上で、政府としては、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持管理を継続するとの観点から、さまざまなレベルで、さまざまな接触をして、総合的に検討しているところであります。

また、尖閣諸島付近海域においては、海上保安庁が関係省庁と連携して必要な警備を実施しています。自衛隊も、尖閣諸島を含め、我が国周辺海域の警戒監視活動をしつかりと行っており、引き続き、関係省庁が連携して、万全の態勢で警備に当たると考えています。

その上で、尖閣諸島を含め、我が国の領土、領海で周辺国による不法行為が発生した場合には、必要に応じて自衛隊を用いることも含め、政府全体で毅然として対応することになりますが、平素から危機管理体制を整え、外交努力を含め、その

ような事態を未然に防止することが重要と考えます。

中国との関係については、本年の国交正常化四十周年の機も捉え、国益の視点に立って、日中両国の戦略的互恵関係の内容をさらに充実させていく考えであります。

次に、集団的自衛権等をめぐる議論についての御質問をいただきました。

政府としては、従来から、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと解していると承知をしているところであり、内閣総理大臣として、現時点でこの解釈を変えるということはありません。もとより、この問題については、さまざまな議論があつてしかるべきであらうとは考えています。

このほか、御指摘のとおり、いわゆる駆けつけ警護などの論点を含む国連PKO等に対する協力のあり方、あるいは、我が国周辺の安全保障環境を踏まえた防衛力のあり方等の課題については、我が国の将来のために、議論を重ねていくことは大変重要なことであると考えております。残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣森本敏君登壇〕

○国務大臣(森本敏君) 楠田議員にお答えいたします。

まず、大綱における危機管理のあり方の検討についてお尋ねがありました。各種事態に実効的に対応するためには、平素からの関係機関間の連携や、内閣による迅速的確な意思決定により、政府一体となった対応を担保することが必要です。

こうした観点から、新防衛大綱においては、各種事態の総合的な訓練、演習等を平素から実施し、政府の意思決定及び対処に係る機能、体制について検証することとしています。

次に、東日本大震災の対応についてお尋ねがありました。

昨年の東日本大震災に際し、自衛隊は十万人を超える態勢を組み、人命救助や行方不明者捜索、救援物資等の輸送や被災者の生活支援、さらには原発事故への対応など、幅広い活動を全力で行い、被災者そして国民に高く評価されました。

また、東日本大震災における対応を踏まえれば、大規模災害、原子力災害を含む多様な事態における米軍や関係機関との協力関係をさらに強化するため、平素から連携を深めていくことが重要と認識しております。

なお、十万人態勢で震災対応を行う中でも、平素からのP3Cによる我が国周辺海域における警戒監視活動や、全国二十八カ所のレーダーサイトによる常時監視など、各種事態への即応態勢は引き続き維持していたところであり、平素の防衛任務への影響はなかったものと認識しております。

次に、震災の教訓を踏まえた我が国の防衛力強化の必要性についてお尋ねがありました。

大規模災害を含む各種の事態に即応するため、第一線部隊の実員を確保するとともに、情報収集、警戒監視能力、輸送能力、原子力災害への対応能力等の向上を図るなど、大綱及び中期防に基づき、自衛隊の人員面、装備面について体制を充実してまいります。

次に、南西地域の防衛力の充実についてお尋ねがありました。

大綱及び中期防では、島嶼防衛の重要性を踏まえ、情報収集、警戒監視態勢を整備するほか、迅速な展開・対応能力や防空能力の向上など、各自衛隊の態勢整備を進めるとともに、各種訓練を実施することにより、南西地域の防衛態勢の充実を図ることとしています。

防衛省としては、一層厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、大綱及び中期防に基づき、引き続き防衛力整備を着実に進めることにより、南西地域における防衛態勢の充実を推進してまいります。

次に、北朝鮮の軍事動向への対処についてお尋ねがありました。

北朝鮮は、核を初めとする大量破壊兵器の開発や、一般の人工衛星と称するミサイル発射にも見られるとおり、弾道ミサイルの開発などに努めているほか、軍事的な挑発活動も繰り返している。

こうした北朝鮮の軍事動向に関して、引き続き、重大な関心を持つて情報の収集、分析に努めるとともに、事態が発生した場合に迅速に対応し得る態勢を整えることにより、我が国の平和と安全の確保を図ってまいります。

次に、弾道ミサイルの落下等に係る情報提供についてお尋ねがありました。

防衛大綱にもあるように、弾道ミサイルの拡散への対応は、我が国を含む国際社会にとつての差し迫った課題であり、御指摘の点も含めて、アジア太平洋地域の一層の安定化に向け、多層的な安全保障協力を行ってまいります。

なお、一般の北朝鮮ミサイル発射事案に当たっては、当時の田中防衛大臣と在京フィリピン大使との間で、緊密な連携をとっていくという点で一

致したところでございます。(拍手)

〔国務大臣玄葉光一郎君登壇〕

○国務大臣(玄葉光一郎君) 楠田議員から、日中関係についてのお尋ねがありました。

防衛大綱におきましても、成長を続ける中国が、世界と地域のために重要な役割を果たしつつあると評価をする一方で、軍事や安全保障に関して十分な透明性を確保しないまま、軍事力の広範かつ急速な近代化を進め、また、周辺海域において活動を拡大、活発化させていることに着目し、これらが我が国を含む地域、国際社会の懸念事項となつているとの認識も述べているところであります。

中国では、本年、共産党指導部が交代すると見込まれています。その後の中国の外交方針等について、現時点で予断を持つてお答えすることは困難ですが、現在の中国は、他国の脅威にならない平和的發展を標榜しており、そのような理念が今後も維持され、具体的行動に反映されることを期待しています。

そして、中国が地域及び世界の中で真に建設的な役割を果たしていくことを願っており、これを促進する観点から、日米中三カ国の戦略的な対話の立ち上げを提案しているところ です。

日中関係は、ことし、国交正常化四十周年という節目の年を迎えています。昨年末の野田総理訪中の際に表明された六つのイニシアチブを確実に実施しながら、幅広い分野での国民交流を通じて相互理解を促進し、安定的かつ未来志向の日中関係を構築していきたいと思ひます。

以上です。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 今津寛君。

(今津寛君登壇)

○今津寛君 自由民主党の今津寛です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して質問をいたします。(拍手)

防衛計画の大綱は、我が国安全保障政策と防衛力整備の基本方針であり、広く国民に理解していただかなければならないものだと思います。

平成二十三年以降に係る防衛計画の大綱は、二年前の平成二十二年十二月十七日に閣議決定されましたが、何と、本日まで本会議、委員会での質疑が実現されず今日に至ったことは、まことに遺憾です。

その間、鳩山、菅両総理は日米同盟を揺るがし、さらに、野田総理、あなたが任命した一川、田中両防衛大臣とともに参議院で問責決議を受けて、野田政権は本気で国防を考えていないと国民は怒っています。

今や、民主党にこの国の安全保障、防衛政策を任せることはできないとの認識が国民の間に広がっています。この国民の声を野田総理はどのように受けとめ、どう認識しているのか、お尋ねをいたします。

ところで、森本大臣、あなたは、大臣就任前に、民主党の外交・安全保障政策を強く批判していましたね。なぜでしょうか。具体的に御説明ください。

さて、我が党は、本年四月、サンフランシスコ講和条約六十周年に合わせて、日本国憲法改正草案を発表いたしました。

主なものを述べます。

日本は、国民統合の象徴である天皇をいただく

国家と位置づけ、国民は、国と郷土を誇りと気概を持ってみずから守るといたしました。

天皇は日本国の元首と明記、国旗は日章旗、国歌は君が代と、具体的に特定いたしました。

自衛権を明確にし、国防軍を保持する。主権と独立を守るために、領土、領海、領空の保全、資源の確保を国の義務と定めました。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、外部からの武力攻撃やテロ、大規模災害などに際し、緊急事態条項を新設することにいたしました。

本草案は、国のありようなど国家観を前面に打ち出し、保守としての自民党らしさが表現されていると評価されています。

また、我が党は、集団的自衛権の一部行使を認めた国家安全保障基本法案の概要を党の決定機関である総務会で了承、次期総選挙の政権公約の柱として盛り込み、政権奪還後には法案を国会に提出することといたしました。

当然のことですが、我が国は主権国家として必要最小限度の自衛権を保持していることは、誰もが異論のないところです。

今日、我が国が日米同盟を軸にして対応すべき脅威は多様化しており、例えば、近い将来、北朝鮮がアメリカ本土に達する長射程ミサイルを完成させ、また、我が国もICBMを迎撃できるミサイル防衛能力を整備したときに、我が国が当該ミサイルを迎撃することは、我が国の必要最小限度の自衛権と解すべきであります。

憲法改正が最上の策であることは言うまでもありませんが、今、あるいは近い将来において、我々は、政治判断として、集団的自衛権の一部を必要最小限度と解すべき状況にあるのではないで

しょうか。必要最小限度の質的、量的範囲は、情勢により変わるものです。そしてそれは、情勢に応じた政治判断のもとに行われるべきものです。政府の国家戦略会議のもとでのフロンティア分科会も、集団的自衛権に関する解釈など旧来の制度慣行の見直しを通じ、安保協力手段の拡充を図るべきだと記しています。

我が国の憲法の前文にあるように、我らは国際社会において名誉ある地位を占めたいと思うと本心に決意するのであれば、今こそ、集団的自衛権の行使を認め、世界から尊敬される日本をともに目指そうではありませんか。

野田総理、防衛大臣、それぞれに所感をお尋ねいたします。しっかりと、しっかりと答えてください。

次に、中国の軍事的台頭に対処するため、南西諸島の防衛強化を明記し、アメリカの核抑止力の必要性を強調した新しい大綱と中期防についてお尋ねいたします。

新大綱では、冷戦型の基盤的防衛力構想を根本的に転換し、機動性、即応性重視の動的防衛力の構築を打ち出したことが特徴です。

防衛大臣は、かつて、この新大綱について、基盤的防衛力とは規模や態勢に関する概念だった、新たな動的防衛力は機能をどのように働かせるのかだ、基盤的防衛力構想を転換し、動的防衛力を構築するというのは、次元の違う話のようで違和感があると発言しています。

改めて防衛大臣に、新大綱の基盤的防衛力から動的防衛力への理念について、今どのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

西太平洋地域での抑止機能をより充実させるの

には、日米防衛協力を一層進めるために、ガイドラインや周辺事態法の見直しを進める必要があると言われています。防衛大臣として今後どのように見直しを進められるのか、具体的に伺いたしたいと思います。

また、大臣は、日米同盟の視点でも新大綱の実効性に疑問符がつくと語っています。同盟の中で日本が果たす役割を定義し、それを大綱に示すべきであり、今や順序が逆転しているとあなたは述べられております。

このような逆転を余儀なくさせたのは、米軍普天間飛行場移転問題で迷走を続け、同盟深化を先送りせざるを得なかった民主党政権にほかならないと、あなたは政府を批判しておりました。

森本大臣、この発言の真意を改めてお聞かせください。

また、日米同盟を劣化させたのは民主党政権だとの厳しい批判に対し、総理はどう思われるのか、お聞きたいします。

このたびの大綱、中期防によりますと、陸上自衛隊の定員が千人削減されました。しかも、現在の充足率は二十三年度末で九一・七%と低く、戦車や火砲など、陸上装備の削減が目立ちます。

しかし、我が国は今回の東日本大震災、津波災害のような自然災害が多く、陸上自衛隊の派遣要請へのニーズが高まる一方であり、また、今後は陸上自衛隊の国際協力活動がますます重要となつてきます。

また、東日本大震災は、自衛隊の南西方面への重点化だけではなくて、自衛隊の全国配置の必要を考えさせられました。

我が国は、災害列島で、全国的に、台風、風水

官 報 (号 外)

害、地震という自然災害が多い国です。自衛隊の配置も今回の教訓を踏まえて再検討すべきであり、陸海空自衛隊ともに、やりくりの限界を超えています。

防衛計画の見直しをするべきだと考えますが、政府の認識はどうでしょうか。防衛大臣、お答えいただきたいと思っています。

予算上も、五年間で二十三兆三千九百億円の枠内とされており、前回、平成十七年に策定された中期防では、五年間で二十四兆二千四百億円程度とされており、削減幅も大きいのであります。

二〇〇九年度の主要国の国防費のGDPに対する比率は、アメリカ四・五％、イギリス二・八％、ドイツ一・三、フランス二・〇、中国一・四に對し、日本は〇・九％です。

これで、我が国が平和に対する責任を果たしていると言えるのでしょうか。

ロシア、北朝鮮、中国と、核保有国がすぐ目の前に位置し、脅威がなお一層高まる中で、我が国は、対中抑止力の一翼を担い、相応の防衛力の増強をすることこそ、国家の安全と主権を守り、北東アジアの平和につながると思っています。

予算支出は多くなつたとしても、我が国及び北東アジアが安定すれば、我が国の経済発展にもつながるのだと確信いたします。

我が党は、次期総選挙で政権を奪還したとき、我が国の主権と領土、国民の安全、安心を守るべく、大綱及び中期防を即時に見直し、防衛関係予算の増額、人員の拡充を行うことにしています。総理及び防衛大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、アメリカの新しい国防戦略と日米同盟の深化についてお尋ねいたします。

アメリカのオバマ大統領は、ことしの一月五日、「全世界におけるアメリカのリーダーシップの堅持 二十一世紀の国防戦略の優先事項」を発表いたしました。

その主な内容は、朝鮮半島と中東の有事を想定した二正面戦略からの変更と、中国の台頭を意識したアジア太平洋重視のシフトです。新戦略の拠点をフィリピン、オーストラリア、ハワイ、グアムなどとし、また、中国のA2AD戦略には、エアーバトル構想で対抗するとしています。

アメリカの新しい国防戦略は、我が国に同盟国としてどのような役割を望んでいると考えているのでしょうか。外務大臣にお尋ねをいたします。

日米同盟関係の強化をしつつ、他の国との外交関係をつくっていくかなければならないことは、言うまでもありません。アメリカがアジア太平洋重視のシフトを考へる中で、我が国は抑止力をどのように保つていくべきなのか。外務大臣及び防衛大臣にお伺いをいたします。

さて、中国に対する抑止力を強化することは、日米同盟の深化につながります。

エアシーバトル戦略と自衛隊の動的防衛力とを重ね合わせるにより、日米での抑止力が高まることになると思います。日本だけでは中国の軍事力には対抗できないし、在日米軍の存在がその抑止力を補ってきました。我が国としては、今後の抑止力を確保していくため、米軍と自衛隊を一体化した態勢を整えていくことも必要です。

日米同盟の深化の方向性についてどのように考へているのか、日本の独自の防衛戦略とは何か、

防衛大臣、お答えください。

沖縄についてお伺いいたします。

四月の2プラス2共同発表で、これまでの普天間バグージを切り離しました。辺野古への移転と嘉手納以南の返還が順調に進むことが、沖縄における基地問題の大きな前進につながっていくし、沖縄の皆さんへ明るい展望を示す絶好の機会だと認識をしています。

こうした沖縄における米軍施設・区域に関する統合計画をことしの十二月末までに日米で共同作成することになっていますが、この現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

また、統合計画において、見落とされがちな、沖縄における米軍施設を自衛隊が共同使用することと検討することになっています。これは、大綱に基づいて南西防衛強化を目指す自衛隊にとって重要なステップであると思いますが、これに対してどのような考え方を持っているか、お聞かせをいただきたいと思っています。

普天間飛行場の辺野古への移転については、環境影響評価書に対する県知事意見の提出を踏まえ、現在、有識者研究会において同評価書の補正が議論されているところでありますが、今後、移設の早期進展を可能にするための作業のロードマップ、工程表を、防衛大臣、お示しください。ここで、米軍の新型輸送機オスプレーの配備についてお尋ねをいたします。

自民党は、抑止力という観点から、CH46ヘリコプターの後継機として、オスプレーの導入は必要だと判断をしています。

しかし、今後の日米関係を考えれば、米軍基地を抱える地元自治体の声を十分に聞いて対応する

ことが求められるのではないのでしょうか。民主党政権にはその努力が全く見受けられません。もし自民党政権であれば、これまで長きにわたる日米同盟で培った信頼関係をもとに、アメリカ側を説得できたと確信をしています。

加えて、いつものことですが、防衛大臣と、それを支えなくてはならない与党の政策責任者や副大臣が方向性の異なつた発言をするのは、国益という観点から見て、いかがなものなのでしょうか。野田総理の御見解をお伺いいたします。

最後に、尖閣諸島の問題についてお尋ねいたします。

野田総理は、いつ、どのような理由で、尖閣諸島の国による購入を思いついたのでしょうか。また、どなたと相談して、この重大な決断をされたのでしょうか。お答えいただきたいと思っています。以上、申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 自民党今津寛議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、民主党政権の安全保障政策に対する国民の認識についてのお尋ねがございました。

普天間代替施設の建設については、二〇一〇年五月に米国との間で新たな合意に達する過程において、国民や沖縄県民、関係者に御心配と御迷惑をおかけしたことに對しては、おわびを申し上げてまいりました。

その上で、日米合意を踏まえ、沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け、誠実に説明し、御理解をお願いしながら、沖縄の負担軽減を図るために全力で取り組む姿勢を貫いております。

また、閣僚の任命に当たっては、防衛大臣を含め、政治家としての経験と蓄積、政策能力などを勘案し、それぞれ適格であるとの判断に基づき、任命をしてきたところであります。

他方、御指摘のあった菅内閣時代に制定した防衛大綱に基づき、野田内閣では、動的防衛力を着実に構築し、武器輸出三原則を維持した上で、防衛装備品などの共同開発、共同生産を可能にするなど、我が国の防衛体制の充実を目指してまいりました。

また、ハイチ及び南スーダンへのPKO派遣、ソマリアでの海賊対処活動の継続など、民主党政権下で、我が国は、従来に劣ることのない国際貢献を積極的に果たしております。

日米同盟を二十一世紀にふさわしい同盟関係に深化、発展させるための取り組みも着々と進んでおり、野田政権が本気で国防を考えていないとの御批判は全く当たりません。

従来の取り組みで、反省すべき点は真摯に反省する一方、やり遂げてきている部分をしっかりと説明し、国民の御理解を得たいと考えています。次に、米国に向かうミサイルの迎撃と集団的自衛権についてのお尋ねがございました。

米国等の第三国に向かう弾道ミサイルを破壊することの憲法上の評価については、そのときの状況に応じて判断されるため、一概に申し上げられません。

いずれにせよ、政府としては、従来から、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと解釈してきていると承知をしており、内閣総理大臣として、現時点でこの解釈を変えるということはありません。

次に、憲法前文と集団的自衛権についてのお尋ねもございました。

ただいまも答弁をさせていただきましたとおり、政府としては、従来から、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと解しているとの承知をしているところであり、内閣総理大臣として、現時点でこの解釈を変えるということではありません。

もとより、この問題については、さまざまな議論があつてしかるべきであろうと考えております。

次に、政権交代以降の日米同盟の評価についてのお尋ねがございました。

我が国を取り巻く世界の情勢が大きく変化する中で、政権交代以降、日米同盟の深化、発展に取り組んでまいりました。

その過程では、率直に申し上げて、個々の問題の複雑さゆえに、全てが順調に進んだわけではありません。私としては、反省すべきは反省しつつ、これまで得られた外交上の成果を生かしながら、さまざまな課題に着実に取り組んでまいります。

四月の私の訪米時には、オバマ大統領と日米共同声明を発表し、大局的見地から、日米同盟の今日的意義や、今後、長期にわたる日米関係のあり方を確認いたしました。

日米同盟は新たな高みに達したと考えており、この成果をしっかりとフォローアップしながら、引き続き、我が国外交、安全保障の基軸である日米同盟を、二十一世紀にふさわしい形で一層深化、発展をさせてまいります。

次に、大綱、中期防の見直し、防衛関係予算の

増額、人員の拡充など、防衛力の増強についての御質問をいただきました。

厳しさを増す安全保障環境のもと、大綱及び中期防では、防衛力の質、量という観点のみならず、運用を重視した動的防衛力を構築し、我が国の安全確保や、我が国周辺の安全保障環境の安定を目指すこととしており、これに必要な装備品の導入や人員確保を進めるとともに、所要経費を定めたところであります。

政府としては、大綱及び中期防に基づき、従来にも増して即応性、機動性等を備えた動的防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進め、いかなる危機にも迅速に対応する態勢を整備してまいります。

次に、オスプレー配備についての御質問がございました。

オスプレーについて、地元の皆様には大変御懸念、御心配をおかけしていることは十分認識しており、重く受けとめております。現在、オスプレーの事故調査結果や安全性に係る情報の早期提供を米側に求めているところであります。

政府としては、調査結果が日本に提供され、飛行運用の安全性がしっかりと再確認されるまでの間、日本において、いかなるオスプレーの飛行運用も行わないという方針であり、米国も同様の認識であります。

調査結果が得られた際には、専門家を含め政府全体でしっかりと確認し、地元の皆様に丁寧に御説明してまいります。

また、地元の皆様の懸念を払拭するために、今後、具体的に何ができるのか、さまざまな検討を行っているところであり、地元の皆様の御理解が

得られるよう、全力を尽くしてまいります。

なお、本件については、与党のさまざまな御意見も踏まえつつ、政府一体となつて対応をしているところでございます。

最後に、尖閣諸島をめぐる対応についてのお尋ねがございました。

尖閣諸島が我が国の固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に、我が国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は、そもそも存在しません。

その上で、政府としては、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持管理を継続するとの観点から、従来より、さまざまなレベルで、さまざまな接触をして、総合的に検討しているところであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣玄葉光一郎君登壇〕

○国務大臣(玄葉光一郎君) 今津議員から、米国の新たな国防戦略指針についてのお尋ねがありました。

米国は、アジア太平洋地域が今後の米国の経済、安全保障上の利益にとつてますます重要となる一方で、同地域にはさまざまな機会、そして課題があるとの認識に基づいて、アジア太平洋重視の新たな国防戦略指針を掲げていると理解をしています。

今津議員がおっしゃったように、米国は、同指針におきまして、同盟国等との緊密な協力を強化するとの必要性を強調しており、A2AD、近接拒否・地域拒否の状況下や、サイバー、宇宙等の領域において、米国及び同盟国等による作戦能力

を確保する必要性を指摘しています。

我が国としても、適切な防衛力の整備に努めていくとともに、今後とも、日米安保体制のもとで、幅広い安全保障、防衛協力を推進し、アジア太平洋地域のみならず、国際社会の安定のために主体的に取り組んでまいります。

また、我が国の抑止力の維持についてのお尋ねもございました。

まず、我が国自身による防衛力の適切な整備が重要であることは言うまでもございません。

その上で、日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であります。本年四月の2プラス2の共同発表において再確認をしたとおり、日本を防衛し、地域の平和、安全及び繁栄を維持するために、日米同盟が必要な抑止力と能力を引き続き提供しています。

具体的には、日米間で、計画検討、ミサイル防衛、拡大抑止、宇宙、サイバー、情報保全など、幅広い分野における安保・防衛協力を深化させるとともに、現在の在日米軍の再編計画の着実な実施を通じ、この地域における抑止力のさらなる向上を促してまいります。

同時に、韓国や豪州等の国々との間で安保協力を多層的に進めていくことで、この地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組んでいく考えです。

以上です。(拍手)

〔国務大臣森本敏君登壇〕

○国務大臣(森本敏君) 今津議員にお答えいたします。

まず、大臣就任前の私の発言についてお尋ねがありました。

防衛大臣就任以前、私は、我が国の安全保障、

外交政策について、自分の専門分野の視点から、問題点を指摘したり、自由に意見を述べたりしてまいりましたけれども、それが専門家として本来あるべき姿であると考えていたからであります。

しかしながら、政府の一員となった現在、政府の方針に従い、私が今まで持っていた考え方をできれば現実の政策の中に生かしつつ、我が国の平和と安全の確保に全力を尽くしてまいることが私の職責であると考えております。

次に、米国に向かうミサイルの迎撃と集団的自衛権についてお尋ねがありました。

先ほど総理からも御答弁ありましたように、米同等の第三国に向かう弾道ミサイルを破壊することの憲法上の評価については、そのときの状況に応じて判断されるため、一概に申し上げられませんが、

いずれにせよ、政府としては、従来から、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと解してきていると承知しており、現時点でこの解釈を変えるということはない旨、重ねて申し上げます。

次に、動的防衛力の理念についてお尋ねがありました。

大綱においては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化等を踏まえ、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した基盤的防衛力構想によることなく、防衛力の運用を重視した動的防衛力を構築することとしております。

このような防衛力の方向性は、新たな安全保障環境に適切に対応していると考えており、動的防衛力の考え方のもと、防衛力の適切な整備、維持、運用を図ってまいります。

次に、ガイドラインや周辺事態法の見直しについてお尋ねがありました。

現時点で、ガイドラインや周辺事態法を改正する方針を政府として固めているわけではありませんが、他方で、日米防衛協力、緊急事態への対応及び米軍に対する支援のあり方について平素から研究、検討しておくことは、我が国の安全保障、防衛を預かる防衛省として不可欠であると考えています。

今後、そうした研究、検討の結果、改善すべき事項が明らかになれば、適切に対応してまいりますので。

次に、日米同盟に関する大臣就任前の私の発言についてお尋ねがありました。

この指摘の発言は、防衛大臣就任以前、我が国の外交・安全保障政策について、自分の専門分野の視点から率直に行ったものです。

防衛大臣としては、新大綱に沿って、日米間で戦略的な対話、政策調整に継続的に取り組み、特に、適時かつ効果的な共同訓練、共同の警戒監視活動等の拡充や、両国施設の共同使用などを内容とする動的防衛協力を充実させることなどにより、日米同盟を深化、発展させてまいりたいと考えております。

次に、震災対応を踏まえた大綱及び中期防の見直しについてお尋ねがありました。

大綱は、複合事態や大規模災害、特殊災害にも適切に対応するとしており、実際、自衛隊は、東日本大震災に対応すると同時に、我が国周辺における不測事態に対する即応態勢を引き続き維持してまいりました。

次に、防衛関係予算の増額、人員の拡充についてお尋ねがありました。

大綱及び中期防では、運用を重視した動的防衛力を構築し、各種事態に対応する抑止及び対処を

可能とするとともに、我が国周辺の安全保障環境の安定を目指すこととしています。

防衛省としては、大綱及び中期防に基づき、第一線部隊の人員を確保するとともに、動的防衛力の構築に必要な予算を確保し、防衛力整備を着実に進めてまいります。

次に、抑止力の維持強化の方策についてお尋ねがありました。

動的防衛力の考え方のもと、各種事態に迅速かつシームレスに対応できる態勢をとるとともに、平素からの常時継続的な警戒監視等、防衛力の適切な運用を行い、抑止力の信頼性の向上を高めることが重要と考えています。

今後の日米防衛協力においても、平素から日米両国が事態の推移に応じて迅速かつシームレスに連携協力できる態勢の強化や、自衛隊と米軍の相互運用性を向上させることにより、部隊の活動を活発化させ、日米両国のプレゼンスと能力を示す動的防衛協力を進め、日米同盟の抑止力を強化してまいります。

次に、日米同盟の深化の方向性と我が国自身の防衛の取り組みについてお尋ねがありました。

我が国の防衛体制の充実には、中国を含め、特定の軍事的脅威に対応することを念頭に置くものではありませんが、新大綱では、動的防衛力の考え方のもと、我が国周辺海域の安全確保に努め、我が国の権益を侵害する行為に対して実効的に対応することとしています。

こうした我が国自身の取り組みとあわせて、適時かつ効果的な共同訓練、共同の警戒監視活動等の拡充や、両国施設の共同使用などを内容とする日米の動的防衛協力を進めることなどにより、日米同盟を深化させてまいります。

次に、沖繩に残る施設・区域のための統合計画についてのお尋ねがありました。

本年四月の2プラス2共同発表において、日米両政府は、沖繩に残る施設・区域に関する統合計画を、本年末までに日米共同で作成することとしています。

日米間の協議は既に開始しているところであり、2プラス2共同発表に示されているとおり、本年末までに具体的な成果が出せるよう、精力的に取り組んでまいります。

次に、沖繩における米軍施設の共同使用についてのお尋ねがありました。

今後の日米防衛協力においては、本年四月の2プラス2共同発表でも確認しているように、共同訓練や共同の警戒監視活動、施設の共同使用を拡大していくこととしていくところです。自衛隊の南西地域における防衛態勢の充実という観点からも、沖繩における共同使用を検討していくことは重要と考えており、沖繩に残る施設・区域の統合計画の作成においても、こうした点を踏まえて検討していく必要があると考えております。

いずれにしても、南西地域における防衛態勢の充実や、地元との関係も踏まえながら、こうした防衛協力を拡大していくとの観点で、沖繩における共同使用について広く検討していきたいと考えております。

最後に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の補正作業についてお尋ねがありました。

現在、評価書に対する沖縄県知事意見の内容を勘案し、防衛本省に設けた有識者研究会による科学的、専門的見地からの助言を得つつ、評価書の

補正作業を行っているところでございます。

補正作業の完了時期については、現時点であらかじめ申し上げることは困難であります。有識者研究会による助言を踏まえ、作業を適切かつ迅速に行うてまいる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 渡辺義彦君。

(渡辺義彦君登壇)

○渡辺義彦君 新党きづなの渡辺義彦でございます。

私は、ただいま議題となりましたいわゆる二二防衛計画大綱と中期防衛力整備計画につきまして、国民の生活が第一・きづなを代表いたしましたし、質問をさせていただきます。(拍手)

冒頭、このたびの九州北部豪雨の被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。そして、被災によりお亡くなりになられました皆様に対しまして、心よりのお悔やみを申し上げます。また、現場での救出及び復旧作業などに当たられている自衛隊、消防、警察、ボランティアなどの皆様に、感謝と敬意を申し上げます。

新会派国民の生活が第一・きづなは、国民の生活と国民とのきづなを第一とし、この理念のもとに国会運営に臨んでまいる所存でございます。各党各会派の皆様、よろしくお願いを申し上げます。

本題に入ります。

最初に、二十三日に岩国基地に陸揚げされましたオスプレーについてであります。

安全性に疑問符がつくために、このたびの山口県、そして、今後配備、展開される予定の沖縄県

からの再三にわたる反対表明にもかかわらず、オスプレーは、ついに日本に陸揚げをされました。

オスプレーは、現在配備されているCH46ヘリとは大きさは余り変わらないものの、速度は二倍、行動半径は四倍、搭載量は三倍と、能力的にはCH46を凌駕いたしております。米国が進める米軍再編成においても必要不可欠の航空戦力であるとお伺いをいたしております。

また、現状よりも海兵隊員を早く、遠く、多く投入することができると、東アジア地域に対する抑止力をさらに高めるといふ効果が考えられております。災害救援や人道支援活動における役割を期待するところも大であります。

しかし、注目されるのは、その安全性であります。

オスプレーは、未亡人製造機の異名をとるほど開発当初から事故が多く、今回搬入されましたM V22型、今までに六回の事故がありました。その最近のものが、本年四月十一日の、モロッコで起きたものであります。また、六月十三日に米空軍所属のCV22型が墜落事故を起こしている現状下にあります。二〇〇六年から、この五年間で、M V、CV合わせて五十八件の事故報告も上がっております。

米国並びに日本政府は、老朽化した現有ヘリよりもオスプレーの方が安全性が高いと説明をいたしておりますが、事故の実態を見て、国民の多くはその説明に納得していないようであります。

政府は、こういった状況に鑑み、先般来日されましたカーター米国防副長官に対し、墜落事故の調査結果、再発防止策の提示を要請、また、日本から専門家チームを派遣すると発言し、同副長官

よりできる限りの協力を得たとのことであり、また、日米地位協定に基づく日米合同委員会において安全管理を協議するとお伺いしております。調査結果が出されるまでは、配備、稼働はないとお聞きをいたしております。

原発事故調査会の報告前に再稼働させたことと比べれば少々学習をされたようではありますが、それで、沖繩を初めとする国民皆さんの政府に対する不信、オスプレーに対する不安は解消されていくのでしょうか。

沖繩には、最低でも県外を努力しようとした鳩山元総理に閣僚が従わなかったという怒り、民主党政権にたまされ続けているといった思いが強くあります。こういった怒りや猜疑心は、紋切り型な理論や説明だけでは到底払拭されるものではありません。

そこで、総理に提案したい。これまでの調査結果のいち早い報告、公平な分析とその開示をされた上で、御自身がオスプレーに搭乗されてみてはいかがでしようか。

実際、オバマ大統領もイラク訪問時に搭乗されておられますし、我が国の国会議員で搭乗された方もおいでになります。

報道によりますと、森本大臣が近日中にオスプレーに搭乗して安全性をアピールするとのことですが、野田総理、日本国民、特に沖縄県民にオスプレーの安全性への理解を本当に得たいということであれば、ペーパー読み上げによる安全性の報告発表だけでなく、地元民との直接対話に臨み、心から、心からの誠意を見せた説得が納得に結びつくと思っております。総理御自身が体を張った対応をすべきであると考えます。

そして、願わくば、東京都に先駆けて、尖閣諸島に行き、魚釣島の上陸視察を敢行していただきたいと思ひます。答弁を求めます。

さて、尖閣諸島の話をしましたが、我が国周辺の状況について少し触れたいと思ひます。

総理が、増税にばかり執着し、また、国民の不安や意思を無視し、原発再稼働の強行など、決めてはいけなことを早急に決める、まさに主権者国民不在の決める政治を推し進め、国政の根幹である外交・安全保障問題に全く気を配らない間に、我が国は領土を大いに侵食されつつあります。それは、本日の議題である防衛大綱、中期防の議論も大綱決定から一年半以上も置き去りであつたことで明らかであります。

我が国が有している領土問題、北方領土には、今月三日、ロシアのメドベージェフ首相が国後島を訪問、ロシアの領土の重要な一部であると強調いたしました。

もう一つの領土問題である竹島に至つては、さかのぼること二〇〇八年七月二十九日に、韓昇洙首相が訪問、実効支配を印象づけました。その後、近年では韓国国会議員がたびたび訪問、また、本年五月には竹島付近において国際ヨットレースを開催するなど、実効支配の度は日に日に増していると言えます。

しかるに、我が国政府は、こういった露骨な挑発行為に対して、事実関係の確認と外交ルートを通じて抗議しますということを常套句のごとく繰り返すだけで、何ら具体的な手だてを講じていない、弱腰の先送り、事なかれ外交が現状であります。

我が国が実効支配をする尖閣諸島に対しては、

中国及び台湾が、自国領土との主張を繰り返して、我が国の領海を脅かす行為を再三繰り返して続けております。また、東京都が尖閣諸島を購入する考えがある旨を表明した際には、丹羽駐中国大使が中国政府の意向に沿うような発言を海外メディアのインタビューで述べておられます。それを許してきた政府、外務省に、言葉にあらわせないほどの怒りを感じている次第であります。

以上のような我が国周辺の状況を俯瞰するとき、日本は今まさに戦後最大の外交的敗北を喫しているとの評価を下さざるを得ません。

総理は、この北方領土、竹島、尖閣諸島の三つの領土に関する問題に対し、どう対処されようとお考えでありますか。お答えをください。

私の記憶では、平成十五年の総選挙における民主党のキャッチフレーズは、強い日本をつくるでありました。

時のアメリカ大統領セオドア・ルーズベルトが、外交政策として、大きな棒を持ち運びつつ猫

なで声でという、いわゆるこん棒外交を展開したことは、つとに有名であります。軍事と外交は表裏一体であり、この言葉は、軍事力の裏づけがあつて外交力も発揮できるということを端的にあらわした名言であります。この言葉は、二十一世

紀の今日に照らし合わせましても、真実であると思ひ思つております。

したがつて、我が国も、約十年間連続している防衛関係費の下落にそろそろ歯止めをかけるなり、見直しが必要ではないでしょうか。内訳を見ても、四割以上が人件費であり、装備品購入や整備、訓練のための油の購入などに当たる一般物件

費は二割程度しかありません。

二年連続で二桁の伸び率を示している中国を筆頭に、アジア各国の軍事費は上昇傾向にありま

す。日本の防衛力は相対的に低下する一方であり、これでは日本の領土、領空、領海の安全確保も困難をきわめてくるのではないかと強く危惧するものであります。総理に御答弁を求めます。

さて、このたびの中期防では、陸上戦力を抑制し、その分を海上及び航空戦力の充実に振り向けられる方針が示されております。四方を海に囲まれている我が国において、この方針は間違つてお

らず、むしろ、なせもつと早くそうしなかつたのかと指摘するところであります。

その上で、現代における軍事上の常識として、制海権を確保したのであれば、まず制空権を確保することが必要不可欠であるという事実もござ

います。

そこで、お聞きしたい。次期戦闘機、FX導入についてであります。

昨年十二月、政府は、航空自衛隊の次期主力戦闘機として、米国防務省のF35Aを選定されま

した。これは、現状における最も先進的な技術を駆使した戦闘機であり、日米関係の強化という観点からも、その選定は適切であつたと思つております。

しかしながら、開発中の機体であるため、種々のリスクを持つていこともまた事実であります。現状では、技術、納期、価格などについて、

現時から懸念されていた事項が現実となつてきております。

提案要求書では、提案時点の性能、価格、納期は運用段階まで保証することとなつておりますが、六月二十九日に我が国政府と米国防総省との

間で結ばれた契約は、FMS契約と呼ばれ、有償軍事援助契約であります。援助する側、すなわち米国の意向が強く反映されるものであります。金額も、既に一機当たり数億円が増加となつております。

過去の主力戦闘機の選定と導入について考えますと、機体を分解し、我が国で組み立てるノックダウン生産、そして、我が国で部品から生産、組み立てを行うライセンス生産という手順で行われてまいりました。戦後、我が国の航空産業は、この主力戦闘機のライセンス生産により、先進技術を取得し、技術の継承、運用の適正化をしてまいりました。航空技術界のみならず、一般社会への技術的波及にもかなり貢献をしてきたと考えます。

しかしながら、今回の選定では、国産化率が低く、特に、肝心な先進技術の開示が極めて少ないとのことであります。しかるに、この選定は、過去の選定のよい点がほとんど得られません。価格高騰は航空自衛隊の予算を圧迫し、部隊運用に支障を来します。また、我が国の防衛を支える防衛産業の工数維持、技術継承ともに厳しいものになる可能性が高いと私は思つております。

今後のことですが、修理もFMS契約になるとの検討があると聞きます。その場合、事故や故障が発生しても、国内企業では責任を持てません。これはメンテナン

ス上にも非常に問題があると思ひますが、政府の御見解をお聞きたいと思ひます。

また、納期についても、空の守りの空白をつくらず、価格、納期を厳守させ、かつ、国産化率を上げる努力を実現するため、契約を統括する覚書等の締結をお勧めいたしますが、いかがでしょうか。

この覚書には、米国政府が約束した事項が守れないときのリスク回避として、予備機を選定すること、そのための準備を進めることを米国政府に認めさせる内容を盛り込むことであります。御所見を賜りたいと存じます。

最後に、集団的自衛権について触れさせていただきます。

野田総理が議長を務めておられます政府の国家安全保障会議のもとに属するフロンティア分科会は、このたび、集団的自衛権について、保有しているが行使できないとしている政府の憲法解釈を見直すように求める報告書を、今日六日、野田総理に提出いたしました。私は、この報告書は、国防を軸として考えれば至極真つ当なもので、政府は、議論を深め、今後の方向性を明示すべきと考えます。

今までの内閣は、実際、内閣法制局の強い抵抗や政治家の臆病さも手伝って、安全保障の専門家が以前から指摘してきた集団的自衛権の行使に関して、答えを得ることなく、実際、見送つてまいりました。今回の報告書に対する総理の御所見と御意向をお伺いいたします。

二大綱に指摘される、運用に着眼した防衛力のあり方とする動的防衛力の構築には、集団的自衛権の行使も重要なファクターとして存在しているとの認識を披瀝いたしましたして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) きづなの渡辺義彦議員の御質問にお答えをまいります。

まず最初に、オスプレーへの搭乗、地元の説

得、魚釣島の上陸視察についてのお尋ねがございました。

現在、オスプレーの事故調査結果や安全性などに係る情報の早期提供をアメリカ側に求めているところであります。調査結果が得られた際には、専門家を含め政府全体でしっかりと分析、評価し、地元の皆様に丁寧に御説明をさせていただきます。

私自身がオスプレーに試乗するか否か、また、地元の皆様にどのように御説明するかなども含め、地元の皆様の不安を払拭するためには何ができるかについて、引き続き十分検討してまいりたいと思います。

尖閣諸島について、政府としては、引き続き、東京都の購入に関する計画の具体的内容等の把握に努めるとともに、尖閣諸島の平穩かつ安定的な維持管理を継続するとの観点から、さまざまなレベルで、さまざまな接触をして総合的に検討してありますが、御指摘のような魚釣島への私の上陸視察については、考えておりません。

次に、我が国の領土問題への取り組みについてお尋ねがございました。

領土問題は、我が国の主権にかかわる極めて重要な問題であり、オール・ジャパンで、あらゆる情報や知恵を集め、それをもとに問題解決に当たっていくべきであることは当然であります。

このような考えのもと、北方領土については、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した方針に基づき、引き続き、精力的かつ粘り強く交渉をしてまいります。

また、竹島の領有権についての我が国の立場は

一貫しており、この問題の平和的解決を図るため、今後とも粘り強い外交努力を行ってまいります。

御指摘の、ロシア首相の国後島訪問については、日本政府の強い遺憾の意と懸念をロシア側に明確に伝えており、竹島に係る韓国側による一連の措置についても、さまざまなレベルで韓国側に抗議しています。

このように、受け入れられないものについては受け入れられないと伝えながら、問題の解決に向けてしっかりと取り組んでおり、戦後最大の外交的敗北を喫しているとの御指摘は当たりません。

なお、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に、我が国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は、そもそも存在をいたしておりません。

次に、防衛関係費の下落が続いていることについての御質問をいただきました。

政府としては、我が国を取り巻く安全保障環境などを踏まえ、防衛大綱及び中期防に基づき、効果的かつ効率的な防衛力整備を着実に実施するとの考え方のもと、各年度の予算を編成しています。

平成二十四年度の防衛関係費は、SACO及び米軍再編関連経費並びに東日本大震災からの復旧復興関連経費を除くと四兆六千四百五十三億円であり、十年連続で前年度に比較して減少しておりますが、これは、厳しい財政事情のもとで、事業内容を精査し、真に必要な機能に資源を選択的に集中し、効果的な防衛力を効率的に整備すること

とした結果であります。

政府としては、必要な予算は確保できていると考えており、引き続き、効果的な防衛力を効率的に整備してまいります。

次に、集団的自衛権及びフロンティア分科会の報告書についてのお尋ねがございました。

政府としては、先ほど来からの答弁でも申し上げているとおり、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとして承知をしておりますところであり、内閣総理大臣として、現時点でこの解釈を変えるということはありません。

もとより、この問題については、御指摘のフロンティア分科会の報告書も含め、さまざまな議論があつてしかるべきであらうとは考えています。残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣森本敏君登壇)

○国務大臣(森本敏君) 渡辺議員にお答えいたします。

まず、F35Aの修理についてお尋ねがありました。

F35Aについては、可動率等の維持整備に係る成果の達成に際して対価を支払ういわゆるPBLという契約方式を取り入れたALGSという新たな後方支援体制が採用されており、修理についてもその体制の中で行われます。

米国政府は、このALGSをFMSにより我が国に提供できるとしており、現在、航空自衛隊がALGSを具体的にどのように利用するか等について、具体的な検討を行っているところであります。

なお、この契約を受注する米国企業は、航空機を防衛省の要求する状態に維持管理する責任を負

うこととなりますので、メンテナンス上の問題は生じないと考えております。

次に、F35Aの整備に係る覚書の締結についてお尋ねがありました。

今般の選定では、提案要求書により提案者に提案内容の厳守を求めているだけではなく、本年一月下旬には、米空軍参謀長より提案内容を厳守する旨の航空幕僚長宛ての誓約書を受領しています。

また、五月下旬には、神風政務官が訪米し、提案内容の厳守を要請したところ、米側から、提案内容の実現に全力を尽くす旨の発言がありました。

このため、当省の要求する期限までに当省の要求する性能を備えた機体が納入されるものと考えており、予備機の選定や御指摘のような覚書の締結は考えておりません。

なお、F35Aの製造において、将来的に企業参画の範囲を広げていくことは重要と考えており、必要な協議を米国と進めてまいっている所存です。

以上でございます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(衛藤征士郎君) 東順治君。

(東順治君登壇)

○東順治君 私は、公明党を代表して、ただいま御報告がありました防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について質問をいたします。(拍手)

質問に先立ちまして、さきの九州北部豪雨災害でお命を落とされた大勢の皆様の御冥福を謹んでお祈り申し上げます。御遺族の皆様方にお悔やみを申し上げますとともに、被災され、今なお大変

な御苦勞をされている皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

まずは、防衛力整備の前提となる、我が国を取り巻く安全保障環境に関する政府の認識について伺います。

北方領土、竹島、尖閣、北朝鮮問題等、我が国を取り巻く安全保障環境はまことに深刻ですが、ここでは、中国、北朝鮮について主に質問をいたします。

初めに、中国に関してであります。

中国は、近年の急速な経済発展とともに軍事的な台頭が著しく、その海洋進出で南沙諸島をめぐり関係国との間では摩擦が次々と生じるなど、世界に脅威を拡大しつつあります。

我が国に対しても同様です。紛れもない我が国の固有の領土である尖閣諸島に対して、中国の固有の領土であると公然と主張し、中国公船が尖閣周辺の我が国領海を侵犯するなど、強硬な態度をエスカレートさせている感がございます。

このような中国の態度には大いに懸念すべきものがあり、当然のことながら、我が国は、尖閣は日本の固有の領土なりとの主張を引き続き明確に先方に伝え続ける必要があることは言うまでもありません。

そこで、総理に端的に伺います。

政府は、現在、尖閣諸島を民間から買い取って国有化することを検討しているとのことですが、その検討とは、買い取ることは非から検討しているのか、それとも、買い取る、国有化するという明確な意思のもとで検討がなされているのか、そのどちらなのでしょう。明確な答弁を求めます。

他方、当然のことながら、世界の大国である中国は我が国にとつては重要な隣国であり、日中両国の経済関係は、いよいよ密接の度を高めております。悠久の歴史の流れからも、そしてまた、今日まで日中友好に献身の汗を流してこられた先人の労苦に報いるためにも、大切につき合っていくかねばならない隣国であります。

したがって、相手方の強硬な姿勢に対して、ただ強硬な態度で応じるのみでは、決して、英知ある外交とはいえない。

そこで、玄葉外務大臣にお伺いします。

かつて、大臣は、日中関係についての私の質問に対して、日中両国がいわゆるウイン・ウインの関係、つまり、戦略的互惠の関係を築いていくというのが大きな柱であると述べていますが、極めて難しい局面を呈し始めてきた対中国外交にあつては、これは、言うはやすく行うはかただと私は思います。

日中間でのウイン・ウインの関係を構築するために、今、何から、どのように進めようとしているのか、抽象論ではなくて、具体的な方策を伺います。政権の外交力が深刻に問われている状況であります。答弁を求めます。

次に、北朝鮮に関してであります。

北朝鮮では、昨年十二月、金正日国防委員長が死去し、三男である金正恩氏に国家の指導体制が移行しました。

本年四月、人工衛星打ち上げと称してミサイルを発射しました。これは、国連安保理決議一八七四号に明白に違反し、非難されてしかるべきものであります。圧力、すなわち制裁が必要であつたことは当然です。

小泉内閣以来の対北朝鮮に対する方針は対話と圧力でしたが、その後のミサイル発射や核実験で、結果、対話の道は閉ざされ、圧力のみが残っているのが今の現状です。拉致問題の解決、いまだ道遠しです。残念のきわみです。

そうした状況下で、北朝鮮では何かが動き始めた、変化が生じ始めたのではないといった感を感じ、私は最近持つております。

金正恩氏の後見人の一人であり、強硬派と見られていた李英浩朝鮮人民軍総参謀長が全ての役職を解任されたことには驚かされました。また、金正恩氏の最近の映像も、笑顔で人民や子供たちと交わるさまや、女性もしばしば登場してきて、これまでとは違うやわらかさを印象づけようとしているかのようであります。

もちろん、北朝鮮のような閉鎖国家では何が起これているかは知る由もありませんが、もしかすれば、日朝両国間の対話のチャンネルをつくるきっかけが訪れようとしているのかもしれない。

我が国としては、このような北朝鮮の微妙な変化を注視しつつ、対話と圧力の方針は堅持しながらも、いつでも対話の窓は開いていますよというシグナルを北朝鮮に送る必要が生じているのではないかと、このようにも思います。

日本海を、不信と憎しみの海から、平和友好の海へと変えていかなければなりません。対話のシグナルを送るべしという点に関して、総理の見解を伺います。

次に、現防衛大綱についてお伺いします。

大綱のキーワードは、動的防衛力であります。大綱は、従来の基盤的防衛力構想によることな

く、動的防衛力を構築することとしていますが、基盤的防衛力整備をやめて動的防衛力を整備するの、か、それとも、基盤的防衛力とともに動的防衛力を整備するのか、新防衛力の報告書では前者のようでございますが、森本防衛大臣の前任、先任の大臣答弁では、この点が明確ではありませんでした。森本大臣、見解を伺います。

また、現大綱が動的防衛力を標榜する限り、それにふさわしい編成、装備が必要です。この点で、森本大臣は、大臣に就任以前には、陸自部隊の海上・航空輸送手段が担保されていない、このように批判をしているとの報道がありました。大臣に就任された今、現大綱に示された編成、装備で十分対応できると考えておられるのか、それとも、編成、装備をかなり見直す要ありと思っておられるのか、大臣の見解を伺いたい。

さて、オスプレー配備の問題に移ります。

我が党は、日米安保体制の重要性は深く認識をしております。であればこそ、日米安保体制が有効に機能するためには、国民の広範な理解、支援が必要であることは言うまでもありません。

とりわけ沖縄、この県には日本の米軍専用施設の七四％が集中しています。沖縄県民の皆さんは、我が国全体の、あるいはアジアの安全保障のため、まことに過重な負担を負っていただいているわけでありまして、もし悲惨な事故が起これば、まづは取り返しがつかない。国政が常に沖縄県民の皆さんの心に深く思いをいたさねばならぬことは当然のことです。

なぜなら、政治の最大の使命は、国民の生命と財産を守ることにあります。

日本の安全保障、アジアの抑止力の強化、その

ために、CH46の既存のヘリよりも速度は二倍、搭載量は三倍、行動半径は四倍、航続距離五・五倍のMV22オスプレーを後継機とする必要性は、私は十分理解ができます。

確かに、抑止力はアップするでしょう。しかしながら、同時に、沖縄の人々の心に思いをいたしたとき、果たしてどうなのでしょう。

オスプレーは、開発、試作段階に墜落事故四回、死者三十人。量産開始後も墜落事故はとまらず、米国防省が普天間飛行場への配備を表明した昨年六月以降も、モロッコ、フロリダで墜落事故です。未亡人製造機とまでやゆされている航空機です。

これが、最終的に、実に二十四機も沖縄に配備される。沖縄の人々の恐怖の対象となるのは当然のことです。ヌチルタカラ、命こそ宝、この沖縄の人たちの言葉は、沖縄の人たちの心の叫びでございます。

普天間基地は市街地のご真ん中です。小学校もあります。

野田総理、あなたは、七月十六日のテレビ番組で、オスプレーの配備自体は米政府の方針だ、どうしろこうしろという話ではない、こう述べられたそうですね。言葉どおり受けとめれば、一国の指導者として、国民の生命ということに対して、実に鈍感な、他人事のような発言です。事実であれば、甚だけしからぬ。残念でなりません。真意をぜひ伺いたい。

この総理の発言に、総理を支える民主党内から、いち早く遺憾の声が上がりました。まあ、こうしたことは時折あるんですが。

総理も藤村氏も沖縄、山口両県の民意を少し軽

く考え過ぎているのではないか、見通しが甘いと云々を言わない、こういう声を上げたのは前原政調会長です。配備の延期を要求されました。また、同じく民主党の奥石幹事長も、民主党沖縄協議会で、日本側が安全確認できなければ、十月を越えようとオスプレーを飛ばすことができないと断言されました。

党派は異にしますが、これには私も少なからず同感です。

ここに来て、政府からは、オスプレーの安全性が確認されなければ決して飛ばさない、日本独自に安全性を確保する専門家チームを発足させる、あるいは専門家チームをアメリカに派遣する等々、にわかに、こうした声や動きが出てきています。

しかし、なぜ今なのか、なぜ慌てて今なのか。岩国にオスプレーを陸揚げする以前に、こうした声があるいは動きが出てしかるべきではなかったのか、このように私は思います。

政府は、防衛省や国土交通省の担当者、航空工学の有識者から成る専門家チームを米国に派遣するということが、安全であるか否かの証明は一体どのようにして行うつもりなのか。その物差しとは何なのだろうか。沖縄や山口県に対して説得ではなく納得させなければならないのですから、米側の説明をただ追認するだけでは何の意味もありません。森本大臣に、この安全性確認の説得力ある方策を具体的に伺います。

私には、初めに十月の本格運用ありき、そういうことで事が進んでいるように思えて仕方ありません。そのアライバづくりのための専門家チームの立ち上げであったり訪米なのではという気がし

て仕方がない。

もし、そうでないというなら、専門家チームの中に沖縄の有識者や行政関係者を加えて米国に派遣すべきではないでしょうか。その上で、専門的見地から徹底的に議論を重ねるべきだと思えます。総理、防衛大臣の見解を求めます。

沖縄県の仲井真知事は、オスプレーがもし人口密集地帯で落ちれば沖縄全基地の即時閉鎖を求める動きになる、ここまで述べています。私は、これまで、歴代の沖縄県知事からこれほどの発言を聞いた記憶はございません。県民の命を軽視することへの憤りの表明であり、極めて重たい真情の吐露であろうと思います。

オスプレーの映像を目にするたびに、私は、かつて沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落した惨事を思い出します。

ある人が私にこうしみじみおっしゃった言葉が、今なお私の耳を離れません。

こうおっしゃいました。

確かに、あのとき死傷者は出なかった。本土の人、内地の人はそれをどう見たか。ああ、よかった、不幸中の幸いだ。たねとテレビにつぶやいた。でも、沖縄の人たちの口からは決してそんな言葉は出てこなかったはずだ。またこれで沖縄のチムグクル、心、肝、チムグクルに火がついてしまった。また基地問題がマグマになって噴火するんだと思つたはずだ。こう言っておりまして。

一国の外交は、決して弱腰であつてはなりません。今こそ野田政権の外交的力が厳しく問われていると私は思います。こは、十月の本格運用にこだわらず、本当にきつちりと安全性が確認で

きるまでオスプレーの飛行は差し控えさせる、そのように米側と強く交渉すべきであると考えます。が、総理、防衛大臣の見解を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 公明党の東順治議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初、尖閣諸島をめぐる対応についてのお尋ねがございました。

尖閣諸島が我が国の固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に、我が国はこれを有効に支配をしています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は、そもそも存在しません。

その上で、政府としては、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持管理を継続するとの観点から、さまざまなレベルで、さまざまな接触をして、総合的に検討しているところでございます。

したがって、現時点で申し上げられますのは、端的に聞くから明確な答弁をということでございます。また、こうしたことには尽きていると御理解をいただきたいというふうに思います。

次は、北朝鮮との対話の可能性についてのお尋ねがございました。

我が国は、従来から、拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案の解決のためには、適切な時期、やり方で北朝鮮との対話を行う必要があると考えています。ただし、現時点で、日朝間の対話を今すぐに再開し得る状況にはありません。

いずれにせよ、政府としては、北朝鮮をめぐる動向について不断に情報収集、分析を行うとともに、

に、北朝鮮が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて具体的な行動をとるよう、米国や韓国等と緊密に連携しつつ、引き続き強く求めていくと考えてございます。

次は、オスプレー配備に関する私の発言についての御質問をいただきました。

テレビ番組での私の発言は、CH46からオスプレーへの機種更新は、岸・ハーター交換公文に言う合衆国軍隊の装備における重要な変更には該当せず、事前協議の対象ではないという趣旨を簡潔に述べたつもりでございましたが、言葉足らずで誤解を与えたとすれば、申しわけなく思います。次に、分析評価チームの構成員についてのお尋ねがございました。

分析評価チームの構成員については、航空機パイロットのほか、航空安全及び事故調査等に深い知見や経験を有する者等を防衛省内で選定し、さらに、より専門的助言を得るため、航空工学等の分野における部外有識者の方々にも参加を依頼したと聞いており、こうした体制をとることで、専門的で客観的な分析、評価が行えるものと考えております。

次に、米国に強く交渉すべきとお尋ねがございました。

政府は、本年四月及び六月に発生したオスプレーの事故により日本国内に大きな懸念が生じていることを重く受けとめており、この懸念を米国に繰り返し説明するとともに、事故調査結果や同機の安全性に係る情報の早期提供を米側に強く求めているところであります。

政府としては、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性がしっかりと再確認される

までの間、日本において、いかなるオスプレーの飛行運用も行わないという方針であり、米国も同様の認識であります。

調査結果が得られた際には、専門家を含め政府全体でしっかりと分析、評価し、地元の皆様に丁寧に御説明をさせていただき、御理解が得られるよう全力を尽くしてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣玄葉光一郎君登壇〕

○国務大臣(玄葉光一郎君) 東順治議員から、日中関係についてのお尋ねがありました。

中国の発展は、我が国を含む国際社会にとつてチャンスであり、アジア太平洋地域の安定と繁栄のためには、中国の建設的な役割が不可欠であります。地域の安定した秩序づくりに向けた協力を深めてまいります。

また、本年は国交正常化四十周年でございますから、さまざまなレベルでの対話や交流を通じて互恵関係を深化させてまいります。何からどのように進めるのか、こういうお話もございました。

昨年十二月、野田総理が訪中いたしました。その際に表明した六つのイニシアチブ、政治的相互信頼の増進、海洋に関する協力、震災を受けた協力、互恵的経済関係の協力、国民間の相互理解の増進、地域・グローバルな課題に関する対話・協力の強化などの分野で協力を進めてまいります。

特に、私は、海洋分野における協力、これが重要であるというふうに考えておりまして、その意味で、本年五月に中国・杭州におきまして日中の高級事務レベル海洋協議の第一回の会合が開催を

されたということの意味は大きいと思います。余り報道されておりましたが、私は、この意味するところは大きいし、両国首脳の合意が着実に実施をされていることを示すものであるというふうに考えています。

本件協議を通じまして、両国の海洋関連機関間の相互理解と相互信頼を増進し、日中間の海洋分野での協力を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣森本敏君登壇〕

○国務大臣(森本敏君) 東議員にお答えいたします。

まず、基盤的防衛力構想の扱いについてお尋ねがありました。

新防衛大綱においては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化等を踏まえ、防衛力の運用を重視した動的防衛力を構築することとしております。

このような大綱において示された防衛力の方向性を徹底して追求するため、従来の基盤的防衛力構想にとらわれず、各種施策に取り組んでまいることとします。

次に、大綱に示された編成、装備の見直しについてお尋ねがありました。

大綱及び中期防では、即応性、機動性等を備えた動的防衛力の構築に向け、機動力、輸送能力及び実効的な対処能力等を整備することとし、これに必要な部隊改編や装備品の整備等について定められています。

動的防衛力を構築するため、大綱及び中期防に基づいて防衛力整備を着実に進めていくことが重要と考えており、現時点で大綱及び中期防を見直

すべきとの認識には至っておりません。

次に、MV22オスプレーに係る分析評価チームについてのお尋ねがありました。

昨日、オスプレーの安全性判断の資とすることを目的として、防衛省内外の航空安全、事故調査等に関する知見を活用し、オスプレーの事故調査結果について分析、評価を行う分析評価チームを設置いたしました。

この分析チームには、各幕僚監部や技術研究本部等から、固定翼機及び回転翼機のパイロットや、事故調査、気象、整備等に知見を有する職員が参加しています。

また、民間航空機の安全性に係る国土交通省の担当課長や、民間航空機の分野での航空工学を専門とされる東京大学の名誉教授、軍用機の分野での航空工学の研究に長年携わってこられた防衛大学校名誉教授からも、専門的見地からの助言を得ることとなっています。

こうした体制で防衛省内外の専門的な知見を集めることにより、オスプレーの安全性について適切に分析、評価が行われるものと考えています。

この分析評価チームに沖縄の有識者や行政関係者を加えることについてもお尋ねがありました。

分析評価チームの構成については、固定翼及び回転翼機のパイロットのほか、航空安全、事故調査等に深い知見や経験を有する者等を防衛省内で選定し、また、より専門的助言を得るため、航空工学等の分野における部外有識者の方々にも参加を依頼したところであり、こうした体制により、専門的で客観的な分析、評価が行えるものと考えております。

最後に、米国と強く交渉すべきではないかとお尋ねがありました。

現在、MV22の安全性等について、事故調査結果や安全性に係る情報の早期提供を米側に求め、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本においていかなるMV22の飛行運用も行わないこととしています。

調査結果が得られた際には、昨日防衛省内に設置した分析チームにおいて、部外有識者の知見も活用しつつ、しっかりと分析、評価し、地元の皆様に丁寧に御説明させていただき、御理解が得られるよう全力を尽くしてまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 赤嶺政賢君。

(赤嶺政賢君登壇)

○赤嶺政賢君 私、日本共産党を代表し、新防衛大綱、中期防に関して質問します。(拍手)

初めに、九州北部を中心とする今回の豪雨災害によって犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

政府が被災者の生活となりわいの再建に全力を尽くすことを求めます。

まず、オスプレーの問題です。

二十三日、全国で広がる反対の声を押し切り、岩国基地に陸揚げされました。配備を強行した日米両政府に強く抗議するものです。

オスプレーは、開発過程で四回、量産開始後も、アフガニスタン、モロッコ、ミフロリダ州で

墜落事故を繰り返してきました。エンジン停止時に、オートローテーション、すなわち、プロペラを自動回転させて着陸することができないなど、さまざまな問題が指摘されてきた欠陥機です。政府は、オスプレーの危険性をはっきり認めるべきではありませんか。

配備するのは普天間基地です。住宅地のご真ん中にある基地に危険きわまりないオスプレーを配備するなど、許されるはずがないではありませんか。住民の安全より米軍の運用を優先する姿勢は許されません。政府は、アメリカ政府に対し、配備の撤回を正面から求めるべきです。答弁を求めます。

重大なことは、日米両政府が、四月、普天間基地の大規模補修に合意したことです。

これまで、米海兵隊は、移設完了までの間、普天間基地の滑走路や駐機場などを改修し、オスプレーが一〇〇％運用可能な基地にすることを求めてきました。今回の合意は、これを具体化し、普天間基地をオスプレー基地に強化、固定化するものではありませんか。

今、沖縄本島北部の東村高江区では、沖縄防衛局が、座り込む住民を排除して、オスプレーが使用する着陸帯の整備を強行しています。工事を直ちに中止し、オスプレーのための基地建設はやめるべきです。普天間基地の即時閉鎖、無条件撤去を強く要求します。

オスプレーは、沖縄全域にとどまらず、キャンブ富士や岩国基地などを拠点に、全国七つの低空飛行訓練ルートで訓練を行う計画です。日本全土をオスプレーの訓練場にする傍若無人な計画を政府は容認するのですか。

これらの訓練ルートは、今回、オスプレー配備のために米軍が実施した環境レビューで明らかにされました。これまで、米軍戦闘機による低空飛行訓練が大問題となりながら、政府がその存在を明確にしてこなかったのです。一体、いつから、どのように設定されているのか、政府はこれを認めてきたのか、その全容を明らかにすべきであります。

低空飛行訓練は、通常の飛行訓練などではありません。防空レーダーをかくくぐって敵地に侵入し、相手のレーダーや対空砲を爆撃することを目的とした軍事訓練そのものです。起伏の激しい山合いを縫うように飛行し、ダムや建物を標的に見立てて急接近する、危険きわまりないものです。現に、米軍機の墜落や木材運搬用のワイヤ切断、衝撃波による土蔵崩壊や窓ガラスの破損、爆音による家畜への被害が相次いできました。

日米安保条約、地位協定によれば、米軍による軍事訓練は、日本政府が提供した施設・区域内で行うのが原則です。なぜ、施設・区域外でこのような軍事訓練ルートを設定できるのですか。

環境レビューは、これらのルートを使って、地上六十メートルの超低空で飛行訓練を行うことまで明記しています。これは、住宅密集地三百メートル、それ以外は百五十メートルという日本の航空法の最低安全高度を全く無視したものです。しかも、学校や病院の上空に公然とルートを設定しているのです。九九年の日米合意にさえ違反することは明らかではありませんか。

米軍による危険きわまりない低空飛行訓練は直ちに中止し、訓練ルートは廃止すべきです。総理の明確な答弁を求めます。

次に、新防衛大綱、中期防です。

二〇一〇年末に策定された新大綱、中期防は、自衛隊の海外派兵路線を継続した上、動的防衛力と称して、陸海空自衛隊の態勢を南西地域にシフトさせる方針を打ち出しました。警戒監視と軍事演習を強化し、国境の島、与那国島に自衛隊を配備しようとしています。

また、アメリカの同盟国である韓国とオーストラリア、さらにASEAN諸国との軍事的連携の強化を図り、ACSAや秘密保護協定、防衛協力覚書の締結を進めています。

これらは一体、何のためですか。周辺諸国との無用な軍事的緊張を高めるだけではありませんか。

東アジア地域で今必要なことは、アメリカ言いなりの軍事対応の拡大ではありません。相互の信頼、協力を拡大し、東シナ海を平和・協力・友好の海とするための外交努力です。憲法九条を持つ日本が、その役割を率先して果たすことが求められているではありませんか。

最後に、アメリカ言いなり、軍事優先の大もとにある日米安保条約を正面から問い直すべきことを強調し、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 共産党の赤嶺議員の御質問にお答えをする前に、先ほど、公明党東議員の御質問に対する答弁で少し明確性を欠いたところがありました。

オスプレーの安全確認のための専門家チームについての、お答えをしたつもりでございましたけれども、そこで、東議員から御指摘のあった、沖縄の有識者や行政関係者を加えるべきということこ

ろについては、端的にお答えをしておりますのでした。

既に、この調査チーム、分析評価チームについては、総合的に判断をし、きょう、公表をさせていただいております。したがって、もう既に決まっておりますわけでありませうけれども、何よりも沖縄の皆様に御理解をいただかなければなりませんので、きちつと、調査の結果であるとか安全性の確認については、さまざまな工夫をしながら、御説明できるように努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、次に、共産党の赤嶺議員からは、八問、御質問をいただきました。

最初に、九州北部豪雨による災害への対応についてのお尋ねがございました。

被災地からの御要望が多かった激甚災害の指定については、農地等の災害復旧事業の指定に向け、手続を速やかに進めるよう指示をいたしました。その他の復旧事業等についても、引き続き、被害額の把握等を進め、基準に達すれば速やかに対応してまいります。

このほか、被災自治体への支援策として普通交付税の繰り上げ交付などを行っているところですが、引き続き、政府としては、被災地の御意見や御要望をしっかりと踏まえながら、被災者への支援等に全力を尽くしてまいります。

次に、オスプレーの危険性を認めるべきとお尋ねがございました。

オスプレーについては、開発、試験段階において経験した事故を教訓とし、全ての安全基準を満たさせ、信頼性を保証するよう改良が重ねられた結果、米政府から量産が承認され、米海兵隊の

主力輸送機として配備が進められてきているものと承知をしています。

また、オスプレーについては、オートローテーションの機能を有していると承知をしています。いずれにせよ、政府としては、事故調査結果が得られた際には、専門家を含め政府全体でしっかりと分析、評価し、地元の皆様に丁寧な御説明をさせていただき、御理解が得られるよう全力を尽くしてまいります。

次に、オスプレーは配備方針を撤回すべきとお尋ねがございました。

政府は、本年四月及び六月に発生したオスプレーの事故により日本国内に大きな懸念が生じていることを重く受けとめており、この懸念を米国に繰り返し説明するとともに、事故調査結果や同機の安全性に係る情報の早期提供を米側に強く求めているところであります。

政府としては、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性がしっかりと再確認されるまでの間、日本においていかなるオスプレーの飛行運用も行わないという方針であり、米国も同様の認識であります。

いずれにせよ、先ほども申し上げたとおり、調査結果が得られた際には、専門家を含め政府全体でしっかりと分析、評価し、地元の皆様に丁寧に御説明をさせていただき、御理解が得られるよう全力を尽くしてまいります。

普天間飛行場についてのお尋ねがございました。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、普天間飛行場の固定化は、あつてはならないと考えています。その考えのもと、日米両政府

は、辺野古に同飛行場の代替施設を設置するという現在の計画が、引き続き唯一有効な解決策であると考えており、この方針に変更はございません。

政府としては、沖縄の皆様の理解を得つつ、この問題に取り組んでいくため、あらゆる努力をしながら、今後とも丁寧に説明をしてまいります。次に、オスプレーの航法訓練ルートについての御質問をいただきました。

米政府がオスプレーの配備に当たって実施した環境レビューでは、日本本土及び沖縄の北部に設定された六本の航法経路において五百フィート以上の高さで必要な航法訓練が行われる旨の記載があることは承知をしております。

一方、オスプレーを含む米軍の飛行訓練に関しては、今後、日米合同委員会の場合など必要な議論がなされるものと承知をしています。

いずれにしても、低空飛行訓練を実施する場合には周辺の安全に配慮して行うべきものである旨、米側に申し入れてまいります。

次に、低空飛行訓練を中止すべきとの御質問でございました。

米軍は、日米安保条約の目的達成のため我が国に駐留することを認められていますが、このことは、米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを前提としています。

一方、米軍は、全く自由に飛行訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることは言うまでもありません。

先ほども申し上げましたとおり、低空飛行訓練

を実施する場合には安全面の最大の考慮を払うとともに地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、これまでも米側に申し入れており、引き続き、日米合同委員会の場合などを通じ、安全面への最大限の配慮を求めてまいります。

次に、防衛大綱、中期防のもとでの南西地域の防衛、各国との連携強化についてのお尋ねがございました。

防衛大綱は、実効的な抑止と対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善を防衛力の役割としております。こうした役割を適切に果たすため、政府としては、南西地域を含む防衛体制を充実させているほか、関係国との防衛協力・交流の推進や、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいるところであります。

最後に、東アジア地域での外交努力についてのお尋ねがございました。

アジア太平洋地域は、近年、最も経済成長が著しい地域である一方、安全保障上の不安定要因を抱えており、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しております。

このような中、東シナ海を隔てた隣国である中国とは、東シナ海を平和・協力・友好の海とするとの両国首脳の間で共通認識を実現するため、具体的な協力を推進することで一致しており、一例として、日中高級事務レベル海洋協議を立ち上げ、信頼醸成と協力の強化に努めております。

我が国としては、引き続き、地域の安定と繁栄を実現するため、二国間及び多国間のさまざまな枠組みを活用し、さまざまな分野において、地域の秩序とルールづくりに主体的な役割を果たすた

め的外交努力を続けていく考えであります。残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣森本敏君登壇〕

○国務大臣(森本敏君) 赤嶺議員にお答えいたします。

普天間基地の大規模補修は普天間基地をオスプレー基地に強化、固定化するものではないかとお尋ねがありました。

政府としては、普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えていますが、普天間飛行場は、設置されてから五十年以上を経過しており、老朽化が著しい施設もあり、航空機の運航に際し、安全面や環境面での配慮が必要であると認識しています。

このような観点から、日米両国政府は、本年四月の2プラス2共同発表において、普天間飛行場が移設されるまでの間、必要な補修工事について相互に検討することをコミットしたところであります。

普天間飛行場の補修工事については、あくまで、同飛行場が移設されるまでの間、航空機の運航の安全性の確保や環境の保全等を図るものであり、同飛行場をオスプレー基地に強化、固定化するものではありません。

いずれにせよ、普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、そうした御懸念が生じないよう、個々の案件について精査していきたいと考えております。

最後に、北部訓練場のヘリ着陸帯の移設工事の実施についてお尋ねがありました。

ヘリ着陸帯の移設工事については、北部訓練場の過半の早期返還を実現するため、沖縄県を初め地元の関係自治体から御理解をいただいた上で行っているところであり、オスプレーを配備する基地建設のため工事を行っているものではありません。

北部訓練場の早期返還を実現するため、引き続き安全に最大限配慮し、工事を実施してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣玄葉光一郎君登壇〕

○国務大臣(玄葉光一郎君) 赤嶺議員から、米側が実施した環境レビューについてのお尋ねがございました。

米海兵隊が実施したMV22オスプレーの配備に係る環境レビューにおいて、本州、九州、四国等にある航法経路を記載した上で、配備に伴う環境への影響について評価を行ったものというふうに承知をしています。

米軍は、飛行訓練の目的達成、飛行の安全確保、住民への影響抑制等の必要性を安定的に満たすとの観点から、一定の飛行経路を頭頭に置いて飛行することがあること、及び、最大限の安全を確保するため、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直していることは承知をしています。

ただ、具体的なルートの詳細等は、米軍の運用に係る事項であり、環境レビューに記載されている航法経路については、政府として、環境レビューの提供を受け、了知することになったものであります。

政府としては、日米合同委員会等を通じて、低空飛行訓練に対する地元の懸念について米側に説明するとともに、安全性を最大限確保し、地元住

民に与える影響を最小限にするよう申し入れてまいります。また、MV22オスプレーの安全性等についての地元の懸念に対し、今後具体的に何ができるのか、引き続き、さまざまな検討を行ってまいります。

飛行訓練についてのお尋ねもございました。

米軍は、日米安保条約の目的達成のため我が国に駐留することが認められていますけれども、このことは、米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを前提としています。また、日米地位協定は、飛行訓練を施設・区域の上空に限って行うことを想定しているわけではなくて、施設・区域でない場所の上空において行うことも認められます。

一方、米軍は、全く自由に飛行訓練を行ってよいというわけでもございません。我が国において公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることは言うまでもありません。

米軍は、低空飛行訓練を行うに際して、最低安全高度に関する法令を含め、我が国法令を尊重し、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めている旨、累次の機会に表明しています。

先ほど総理がおっしゃいましたけれども、環境レビューにも、MV22は地上高度五百フィート以上、先ほど百五十メートルという話がありましたが、五百フィート以上の高度で、飛行モードにより異なるが、百二十から二百五十ノットの速度で飛行するとの記述があると承知しています。

いずれにしても、日米合同委員会等を通じて、低空飛行訓練に対する地元の懸念について米側に説明するとともに、安全性を最大限確保し、地

元住民に与える影響を最小限にするよう、引き続き、申し入れ、協議をしてまいります。
以上です。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 照屋寛徳君。

(照屋寛徳君登壇)

○照屋寛徳君 社会民主党の照屋寛徳です。

新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する報告について質問をいたします。(拍手)
冒頭、野田総理に申し上げます。

鳩山元総理は、あなたのことをシロアリだとやゆしましたが、沖縄県民からすると、野田総理はマジムンであります。消費税増税、T P P参加、原発再稼働、オスプレーの強行配備と普天間基地の辺野古移設など、正真正銘のマジンムンであります。

今から六十七年前の悲惨な沖縄戦で、二十万余のとうとい命が失われました。沖縄戦は、国体護持と本土防衛の捨て石だったと言われておりますが、総理はそのような認識をお持ちか、尋ねます。

第二次世界大戦を終結させるためのサンフランシスコ講和条約によって日本が独立を達成した後、沖縄は、日本から施政権が分離され、アメリカの軍事支配のもとで無憲法状態に置かれたまま、この国の安全保障の犠牲にされ続けました。総理は、かかる沖縄の戦後史をどのように理解しておられるのか、尋ねます。

野田総理、ウチナンチュは、日本国憲法が定める日本国民ですか。ウチナンチュは、日本人ですか。ウチナンチュは、憲法十一条が定める、基本的人権を享有する国民ですか。

総理は、百四十万人のウチナンチュが、日本国民、日本人として法のもとに平等に扱われると思っておられるのか、尋ねます。

総理、沖縄は、本土復帰四十周年を経た今日でもなお、政府によって構造的差別を強いられています。この国の安全保障のために、米軍基地を置いておく場所としてのみ扱われ、まるで、人間の住んでいない無人島、アメリカの軍事植民地であるかのような扱いを受け続けております。総理は、そのような自覚と認識をお持ちか、尋ねます。

総理、米海兵隊のM V 22オスプレーが配備予定の米軍普天間飛行場は、米国内法の安全基準すら満たしていない欠陥飛行場であり、世界一危険な基地であります。総理は、そのような認識をお持ちでしょうか、尋ねます。

その欠陥飛行場への欠陥機オスプレー配備について、墜落への恐怖と不安を覚える沖縄県民が反対の意思表示をするのは当然であります。総理は、オスプレー配備に反対する県民意思をどのように受けとめているのでしょうか。お答えください。

また、オスプレー配備をアメリカの言うがままに唯々諾々と従う政府の態度は、沖縄県民の人命を軽視するものであり、断じて容認できません。

総理は、市街地のご真ん中にある普天間飛行場にオスプレーを配備して、人命を脅かす事故が絶対に起きないと約束できるのでしょうか、尋ねます。それとも、沖縄県民の人命は、軽視、無視されるべきものでもお考えなのでしょうか。お答えください。

防衛大臣に尋ねます。

普天間飛行場に配備予定のM V 22オスプレーに

はオートローテーション機能が備わっていると断言できるか、尋ねます。大臣や防衛官僚の誰が、いつ、どのようにオートローテーション機能の存在を確認、検証したのか、お答えください。

また、防衛大臣は、オスプレーに試乗しただけで、オートローテーション機能の存否を含め、安全性を確認できると考えているのか、尋ねます。新たな防衛大綱は、基盤的防衛力によることなく、動的防衛力を構築すると明記し、その上で、南西諸島防衛の強化方針が掲げられております。

防衛大臣、最小限の基盤的部隊を配置するとして従来の基盤的防衛力構想を改めることは、むしろ周辺諸国との緊張関係を高め、結果として、この国の安全保障を危うくすることになりませんか、尋ねます。

また、南西諸島防衛の強化方針との関連で、与那国町への陸上自衛隊沿岸監視警備部隊の配置が計画されております。

○副議長(衛藤征士郎君) 照屋寛徳君、なるべく簡単に願います。

○照屋寛徳君(続) かかる陸上自衛隊配備は、国防の名のもとに、沖縄にさらなる基地の犠牲と負担を強要するものではありませんか。お答えください。

野田総理は、憲法解釈を見直して集団的自衛権の行使を容認したり、P K O協力法の改正によって駆けつけ警護を可能とすることに意欲を示す発言をしておりますが、本気で取り組むつもりか、態度を明確にしてください。

なお、私や社民党は、断じて容認できない立場であることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 社民党照屋議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、沖縄の戦中戦後の歴史認識についてのお尋ねがございました。

沖縄は、さきの大戦で、二十万人の方々のとうとい命が奪われた悲惨な地上戦を経験しました。その後も、二十七年の長きにわたり米国の統治下に置かれ、本土とは異なる厳しい歴史を歩んでまいりました。私たち日本人は、こうした沖縄の苦難の歴史を決して忘れてはならないと思っております。

本年は、沖縄復帰から四十年の年となります。戦争により犠牲になられた県民の無念の思い、そして、戦後の苦難を乗り越え、沖縄を発展させてきた県民の努力を胸に刻みながら、引き続き、政府として、日本のフロンティアたる沖縄の発展のため、今なお沖縄が直面するさまざまな課題の解決に全力で取り組んでまいります。

二つ目の御質問は、ウチナンチュと日本国憲法についてのお尋ねでございました。

ウチナンチュ、すなわち沖縄の皆様は、言うまでもなく、日本国憲法によって基本的人権が保障される国民であり、法のもとに平等であります。

次に、米軍基地の置かれた沖縄に対する認識についてのお尋ねがございました。

沖縄は、米軍の占領下に長く置かれたことや、その地理的特性もあり、多くの米軍基地が設置され、本土復帰後も、本土に比べて施設・区域の返還が進まなかった経緯があります。国土面積の〇・六％しかない沖縄県内に、全国の約七四％の

在日米軍専用施設・区域が集中する現状は、県民にとつて大変大きな負担となつてゐるものと認識をしてゐます。

このような現状が、構造的な差別の結果であるとか、アメリカの軍事植民地であるとは考えていませんが、沖縄県民の御負担を軽減していくことは、政府として最優先で取り組むべき課題であると認識をしてゐます。

政府としては、現下の国際情勢や安全保障上の観点も踏まえつつ、負担軽減の目に見える具体的な成果を積み上げるべく、誠実に努力してまいります。

次に、普天間飛行場へのオスプレー配備についてのお尋ねがございました。

普天間飛行場は、沖縄県宜野湾市の中心部で、住宅や学校等に密接して位置しており、同飛行場の固定化は絶対にあつてはならないと考えており、現在の日米合意に基づき、同飛行場の一刻も早い移設、返還を目指します。

普天間飛行場にオスプレーを配備することについて、沖縄の皆様には大変な御懸念、御心配をおかけしていることは十分認識し、重く受けとめております。現在、オスプレーの事故調査結果や安全性等に係る情報の早期提供を米側に求めているところであります。

政府としては、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性がしっかりと再確認されるまでの間、日本において、いかなるオスプレーの飛行運用も行わないという方針であり、米国も同様の認識であります。

調査結果が得られた際には、専門家を含め政府全体でしっかりと確認し、地元の皆様に丁寧に御

説明をしてまいります。また、地元の皆様の懸念を払拭するために、今後、具体的に何ができるのか、さまざまな検討を行つていくところであり、地元の皆様の御理解が得られるよう、全力を尽くしてまいります。

次に、集団的自衛権についてのお尋ねがございました。

政府としては、従来から、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと解してきていると承知しているところであり、内閣総理大臣として、現時点でこの解釈を変えるということはありません。

もとより、この問題については、さまざまな議論があつてしかるべきであらうとは考えています。

最後に、PKO改正法についての御質問がありました。

PKO法については、いわゆる駆けつけ警護など、国際平和協力業務の範囲及びこれに従事する自衛官の権限を含め、国連PKO等に対する協力のあり方全般にわたり、法改正の要否を含め検討を行つていきます。

しかしながら、現時点で、その具体的な検討内容について申し上げることができる段階には至っておりません。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣森本敏君登壇)
○国務大臣(森本敏君) 照屋議員にお答えいたします。

MV22オスプレーのオートローテーション機能についてお尋ねがありました。
MV22は、オートローテーション機能を有して

いると承知しています。このことは、これまでの日米協議の中で、防衛省の担当部局が国防省の担当部局に対して累次照会し、確認してきたところであります。

次に、MV22オスプレーの安全性の確認についてお尋ねがありました。

MV22オスプレーの配備に関しては、地元の皆様の懸念を払拭するためには、米側より本年四月及び六月の二つの事故調査結果が提供される際に、日本政府としても、これを客観的に分析、評価することが必要であると考えております。

このため、昨日、オスプレーの安全性判断の資とすることを目的として、防衛省内外の航空安全、事故調査等に関する知見を活用し、オスプレーの事故調査結果について分析、評価を行う、分析評価チームを設置しました。

防衛省としては、このチームにより、米側の調査結果を中心に、オスプレーの安全性について客観的に分析、評価を行つていきたいと考えております。

次に、新たな防衛力の考え方と周辺諸国との関係についてお尋ねがありました。

新防衛大綱では、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した従来の基盤的防衛力構想によることなく、防衛力の運用を重視した動的防衛力を構築することとしております。

こうした動的防衛力により、日米同盟を深化させつつ、二国間、多国間の防衛協力・交流、共同訓練等を多層的に推進することなどを通じて、我が国周辺を含むアジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化を図ることができると考えております。

最後に、与那国島への部隊配置についてお尋ねがありました。

多くの島嶼が存在している地理的特性を有する我が国において、島嶼部防衛は極めて重要であり、大綱及び中期防では、南西地域も含め、防衛体制の充実を図ることとされております。

防衛省としては、これに基づいて、与那国島への部隊配置等を行うこととしていますが、部隊配置に当たっては、地元の方々の御理解と御協力を得られるよう、丁寧に御説明してまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(衛藤征士郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	野田 佳彦君
外務大臣	玄葉光一郎君
厚生労働大臣	小宮山洋子君
防衛大臣	森本 敏君
国務大臣	松原 仁君
出席内閣官房副長官及び副大臣	
内閣官房副長官	齋藤 勁君
防衛副大臣	渡辺 周君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛て、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員草川昭三君、同平山幸司君及び同予備員友近聡朗君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は、中村哲治君を第三順位とし、第二順位の森まさこ君を第一順位とし、第三順位の加藤修一君を第二順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

小川 敏夫君 白浜 一良君

同 予備員

中村 哲治君

一、去る十三日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛て、参議院は裁判官訴追委員中村哲治君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

森 ゆうこ君

(報告書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

一、去る十七日、野田内閣総理大臣から横路議長宛て、次の報告書を受領した。

内閣総第四五号

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成二十一年八月三十日

当選人決定年月日 平成二十四年七月十三日

当選告示年月日 平成二十四年七月十三日

当選証書付与年月日 平成二十四年七月十七日

衆議院名簿届出政党等の名称 民主党

当選人 三浦 昇

住所 山口県宇部市東琴芝一丁目二番十二号

備考 当該当選人より、公職選挙法第百三条第二項の規定に基づく、当該選挙に係る議員と兼ねることができない職(山口県議会議員)を辞した旨の届出が、

平成二十四年七月十三日に中央選挙管理会になされた。

(当選証書対照)

一、去る十七日、繰上補充により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わった。

中国選挙区選出議員 三浦のぼる君

(応召議員)

一、去る十七日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出 中国 三浦のぼる君

(議員辞職)

一、去る十日、議長は、中国選挙区選出議員高邑勉君の辞職を許可した。

(議席変更)

一、昨二十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一	佐藤ゆうこ君	三二	佐々木憲昭君
二	横糸 勝仁君	三三	笠井 亮君
三	浅野 貴博君	三四	大口 善徳君
四	平山 泰朗君	三五	富田 茂之君
五	平 智之君	三六	穀田 恵二君
六	木内 孝胤君	三七	吉井 英勝君
七	石川 知裕君	三八	佐藤 茂樹君
八	中島 正純君	三九	遠藤 乙彦君
九	田中 康夫君	四〇	志位 和夫君
一〇	中島 政希君	四一	西 博義君
一一	松木けんこう君	四二	石原洋三郎君
一二	下地 幹郎君	四三	相原 史乃君
一三	柿澤 未途君	四四	竹内 譲君
一四	塩川 鉄也君	四五	中野渡詔子君
一五	古屋 範子君	四六	木村たけつか君
一六	山内 康一君	四七	小林 正枝君
一七	中島 隆利君	四八	遠山 清彦君
一八	江田 康幸君	四九	中後 淳君
一九	浅尾慶一郎君	五〇	大山 昌宏君
二〇		五一	大谷 啓君
二一		五二	高木美智代君
二二		五三	福嶋健一郎君
二三		五四	菅川 洋君
二四		五五	加藤 学君
二五		五六	斎藤やすのり君
二六		五七	高木 陽介君
二七		五八	畑 浩治君
二八		五九	川島智太郎君
二九		六〇	岡本 英子君
三〇		六一	三宅 雪子君
三一		六二	福井 照君

一〇八	青木 愛君	一五九	金子 恭之君	一九三	保利 耕輔君	二二六	樋口 俊一君
一〇七	小宮山泰子君	一五五	菅 義偉君	一九二	金子 一義君	二三五	金森 正君
一〇六	樋高 剛君	一五四	森山 裕君	一九一	逢沢 一郎君	二三四	野木 実君
一〇五	中村喜四郎君	一五三	宮腰 光寛君	一九〇	武部 勤君	二三三	川越 孝洋君
一〇四	岡島 一正君	一五一	井上 信治君	一八九	佐藤 勉君	二三二	河井 克行君
一〇三	松崎 哲久君	一五〇	松野 博一君	一八八	浜田 靖一君	二三一	竹下 亘君
一〇二	古賀 敬章君	一四九	谷 公一君	一八七	岸田 文雄君	二三〇	大西 孝典君
一〇一	鈴木 克昌君	一四八	山本 拓君	一八五	田野瀬良太郎君	二二九	山口 和之君
一〇〇	太田 和美君	一四七	金田 勝年君	一八三	伊吹 文明君	二二八	岸本 周平君
九九	横山 北斗君	一四六	梶山 弘志君	一八二	額賀福志郎君	二二七	向山 好一君
九八	豊田潤多郎君	一四四	坂本 哲志君	一八一	川崎 二郎君	二二六	網屋 信介君
九六	鴨下 一郎君	一四三	秋葉 賢也君	一八〇	古屋 圭司君	二二五	平井たくや君
九五	笠原多見子君	一四二	稲田 朋美君	一七九	山本 有二君	二二四	阿知波吉信君
九四	萩原 仁君	一四一	北村 誠吾君	一七八	山口 俊一君	二二三	白石 洋一君
九三	高松 和夫君	一四〇	加藤 勝信君	一七六	高木 毅君	二二二	吉川 政重君
九二	村上 史好君	一三九	三ツ矢憲生君	一七五	遠藤 利明君	二二一	空本 誠喜君
九一	菊池長右門君	一三四	赤澤 亮正君	一七四	小淵 優子君	二二〇	高橋 昭一君
八八	田中 和徳君	一三三	柴山 昌彦君	一七三	木村 太郎君	二一九	菅原 一秀君
八七	渡辺 義彦君	一三二	古川 慎久君	一七一	森 英介君	二一八	石山 敬貴君
八六	石田 三示君	一二九	近藤三津枝君	一七〇	野田 聖子君	二一七	宮崎 岳志君
八五	京野 公子君	一二四	平 将明君	一六九	塩崎 恭久君	二一六	本村賢太郎君
八四	熊谷 貞俊君	一二〇	野田 毅君	一六七	馳 浩君	二一五	橋本 博明君
八三	三輪 信昭君	一一九	加藤 紘一君	一六六	西野あきら君	二一四	永岡 桂子君
八二	石井 啓一君	一一八	山岡 賢次君	一六五	平沢 勝栄君	二〇九	あべ 俊子君
八〇	望月 義夫君	一一七	小沢 一郎君	一六四	今津 寛君	二〇八	松岡 広隆君
七九	玉城デ一君	一一六	古賀 誠君	一六三	山本 公一君	二〇七	中屋 大介君
七八	黒田 雄君	一一五	町村 信孝君	一六二	下村 博文君	二〇五	伊東 良孝君
七七	瑞慶覧長敏君	一一四	内山 晃君	一六一	河野 太郎君	二〇〇	大島 理森君
七六	金子 健一君	一一三	牧 義夫君	一六〇	小野寺五典君	一九九	谷垣 禎一君
七五	石井 章君	一一二	東 祥三君	一五九	田村 憲久君	一九八	石原 伸晃君
七四	石田 祝稔君	一一〇	甘利 明君	一五八	松本 純君	一九七	塩谷 立君
七三	池坊 保子君	一〇九	渡辺浩一郎君	一五七	江渡 聡徳君	一九六	茂木 敏充君

二二七	村越 祐民君	二七一	横路 孝弘君	三〇八	藤田 一枝君	三四二	滝 実君
二三八	城井 崇君	二七二	中川 正春君	三〇九	稲見 哲男君	三四三	小宮山洋子君
二三九	棚橋 泰文君	二七三	平野 博文君	三一〇	辻 惠君	三四四	細野 豪志君
二四〇	岩屋 毅君	二七四	枝野 幸男君	三一一	中塚 一宏君	三四五	松原 仁君
二四一	津島 恭一君	二七五	川端 達夫君	三一二	大谷 信盛君	三四六	松野 頼久君
二四二	和田 隆志君	二七六	岡田 克也君	三二三	小泉 俊明君	三四七	山井 和則君
二四三	楠田 大藏君	二七七	福田衣里子君	三二四	中津川博郷君	三四八	小平 忠正君
二四四	田村 謙治君	二七八	山岡 達丸君	三二五	首藤 信彦君	三四九	前原 誠司君
二四五	津川 祥吾君	二七九	柴橋 正直君	三二六	松宮 勲君	三五〇	樽床 伸二君
二四六	山花 郁夫君	二八〇	藤田 大助君	三二七	高井 美穂君	三五一	横光 克彦君
二四七	高市 早苗君	二八六	高井 崇志君	三二八	村井 宗明君	三五二	仙谷 由人君
二四八	今村 雅弘君	二八七	橋 秀徳君	三二九	山口 壯君	三五三	古賀 一成君
二四九	竹本 直一君	二八八	玉木雄一郎君	三三〇	中山 義活君	三五四	鉢呂 吉雄君
二五〇	下条 みつ君	二八九	初鹿 明博君	三三一	奥田 建君	三五五	松本 龍君
二五一	吉田 泉君	二九〇	後藤 祐一君	三三二	逢坂 誠二君	三五六	松本 剛明君
二五二	篠原 孝君	二九一	阪口 直人君	三三三	五十嵐文彦君	三五七	藤井 裕久君
二五三	後藤 斎君	二九二	谷田川 元君	三三四	牧野 聖修君	三五八	鹿野 道彦君
二五五	小池百合子君	二九三	勝又恒一郎君	三三五	田名部匡代君	三五九	中野 寛成君
二五六	谷畑 孝君	二九四	長尾 敬君	三三六	鷲尾英一郎君	三六〇	中井 治君
二五七	林 幹雄君	二九五	山崎 誠君	三三九	笹木 竜三君	三六一	小山 展弘君
二五八	柳本 卓治君	二九六	湯原 俊二君	三三〇	平岡 秀夫君	三六二	田中美絵子君
二五九	三井 辨雄君	二九七	水野 智彦君	三三一	阿久津幸彦君	三六三	三村 和也君
二六〇	辻元 清美君	二九八	室井 秀子君	三三二	荒井 聰君	三六四	岡田 康裕君
二六一	吉田 公一君	二九九	竹田 光明君	三三三	海江田万里君	三七〇	櫛渕 万里君
二六二	奥村 展三君	三〇〇	工藤 仁美君	三三四	小林 興起君	三七一	長島 一由君
二六三	寺田 学君	三〇一	川口 浩君	三三五	松本 大輔君	三七二	富岡 芳忠君
二六五	石破 茂君	三〇二	玉置 公良君	三三六	笠 浩史君	三七三	花咲 宏基君
二六六	河村 建夫君	三〇三	橋本 清仁君	三三七	野田 佳彦君	三七四	森本 和義君
二六七	長勢 甚遠君	三〇四	中野 謙君	三三八	藤村 修君	三七五	石森 久嗣君
二六八	細田 博之君	三〇五	中根 康浩君	三三九	玄葉光一郎君	三七六	今井 雅人君
二六九	村田 吉隆君	三〇六	梶原 康弘君	三四〇	安住 淳君	三七七	山田 良司君
二七〇	衛藤征士郎君	三〇七	中川 治君	三四一	古川 元久君	三七八	中林美恵子君

三七九	小室 寿明君	四一一	三日月大造君	四五八	石津 政雄君	一、昨二十五日、常任委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。
三八〇	杉本かずみ君	四一二	長安 豊君	四五九	山崎 摩耶君	外務委員会
三八一	橋本 勉君	四一三	山田 正彦君	四六〇	桑原 功君	厚生労働委員会
三八二	道休誠一郎君	四一四	筒井 信隆君	四六一	大串 博志君	理事 市村浩一郎君
三八三	浜本 宏君	四一五	渡辺 周君	四六二	三谷 光男君	理事 和田 隆志君
三八四	玉木 朝子君	四一六	川内 博史君	四六三	郡 和子君	(理事選任)
三八五	皆吉 稲生君	四一七	原口 一博君	四六四	森本 哲生君	一、去る六日、議院運営委員長において、次のとおり理事を指名した。
三八六	柳田 和己君	四一八	近藤 昭一君	四六五	佐々木隆博君	一、去る六日、議院運営委員長において、次のとおり理事を選任した。
三八七	若井 康彦君	四一九	末松 義規君	四六六	福田 昭夫君	一、去る九日、予算委員会において、次のとおり理事を選任した。
三八八	若泉 征三君	四二〇	加藤 公一君	四六七	黒岩 宇洋君	一、去る二十日、内閣委員会において、次のとおり理事を選任した。
三八九	階 猛君	四二五	小沢 鋭仁君	四六八	市村浩一郎君	一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
三九〇	宮島 大典君	四二六	城島 光力君	四七〇	田島 一成君	総務委員会
三九一	柚木 道義君	四三一	菅 直人君	四七一	神風 英男君	環境委員会
三九二	石関 貴史君	四三二	鳩山由紀夫君	四七二	田嶋 要君	理事 横山 北斗君
三九三	小川 淳也君	四三五	神山 洋介君	四七三	馬淵 澄夫君	一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
三九四	北神 圭朗君	四三六	森岡洋一郎君	四七四	仲野 博子君	一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
三九五	津村 啓介君	四三七	吉田 統彦君	四七五	吉良 州司君	一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
三九六	岡本 充功君	四四三	福島 伸亨君	四七七	伴野 豊君	一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
三九七	高山 智司君	四四四	仁木 博文君	四七八	長妻 昭君	一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
三九八	菊田真紀子君	四四五	井戸まさえ君	四七九	大島 敦君	一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
三九九	園田 康博君	四四六	磯谷香代子君	四八〇	黄川田 徹君	一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇〇	西村智奈美君	四四七	柿沼 正明君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇一	近藤 洋介君	四四八	奥野総一郎君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇二	古本伸一郎君	四四九	永江 孝子君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇三	糸川 正晃君	四五〇	江端 貴子君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇四	泉 健太君	四五一	矢崎 公二君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇五	吉田おさむ君	四五二	高野 守君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇六	石田 勝之君	四五三	野田 国義君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇七	生方 幸夫君	四五四	打越あかし君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇八	松崎 公昭君	四五五	大泉ひろこ君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四〇九	石毛 鏡子君	四五六	川村秀三郎君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。
四一〇	武正 公一君	四五七	川口 博君			一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。

(理事補欠選任)

一、去る九日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 金森 正君 (理事笹木竜三君去る五)

日委員辞任につきその補欠)

理事 三日月大造君 (理事武正公一君去る五)

日委員辞任につきその補欠)

理事 室井 秀子君 (理事若井康彦君去る五)

日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 湯原 俊二君 (理事福島伸亨君去る二)

十日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十四日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 宮島 大典君 (理事稲見哲男君去る六)

日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 遠山 清彦君 (理事赤松正雄君去る二)

十日委員辞任につきその補欠)

国土交通委員会

理事 川村秀三郎君 (理事古賀敬章君去る四)

日委員辞任につきその補欠)

理事 若井 康彦君 (理事小宮山泰子君去る四)

四日委員辞任につきその補欠)

理事 阿知波吉信君 (理事小泉俊明君去る二)

五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

小原 舞君

白石 洋一君

和嶋 未希君

青木 愛君

玉城デニ一君

畑 浩治君

総務委員

辞任

稲見 哲男君

後藤 祐一君

原口 一博君

福田 昭夫君

吉川 政重君

金子 健一君

三日月大造君

法務委員

辞任

加藤 学君

小林 興起君

小山 展弘君

大谷 啓君

大山 昌宏君

京野 公子君

外務委員

辞任

相原 史乃君

財務金融委員

辞任

平岡 秀夫君

補欠

阿久津幸彦君

原口 一博君

村井 宗明君

古賀 敬章君

瑞慶覧長敏君

京野 公子君

補欠

三日月大造君

宮島 大典君

小原 舞君

野田 国義君

和嶋 未希君

笠原多見子君

稲見 哲男君

補欠

橋本 勉君

山尾志桜里君

吉川 政重君

熊谷 貞俊君

相原 史乃君

樋高 剛君

補欠

東 祥三君

補欠

東 祥三君

東 祥三君
鈴木 克昌君

文部科学委員

辞任

笹木 竜三君

長安 豊君

笠 浩史君

岡本 英子君

瑞慶覧長敏君

厚生労働委員

辞任

橋本 勉君

初鹿 明博君

水野 智彦君

相原 史乃君

小宮山泰子君

古賀 敬章君

松崎 哲久君

農林水産委員

辞任

筒井 信隆君

松本 大輔君

山井 和則君

笠原多見子君

経済産業委員

辞任

稲富 修二君

加藤 学君

国土交通委員

辞任

田中美絵子君

補欠

玉城デニ一君

大谷 啓君

桑原 功君

齊木 武志君

福田 昭夫君

松崎 哲久君

樋高 剛君

補欠

稲富 修二君

田中美絵子君

吉田 統彦君

岡本 英子君

青木 愛君

石井 章君

玉城デニ一君

補欠

近藤 和也君

山岡 達丸君

和嶋 未希君

金子 健一君

補欠

大西 健介君

小林 興起君

補欠

高橋 英行君

初鹿 明博君

福田衣里子君
吉田 統彦君
石井 章君
黒田 雄君

環境委員

辞任

手塚 仁雄君

岡本 英子君

安全保障委員

辞任

寺田 学君

長島 昭久君

宮島 大典君

山岡 達丸君

東 祥三君

田中美絵子君

国家基本政策委員

辞任

阿久津幸彦君

馬淵 澄夫君

鷺尾英一郎君

萩原 仁君

福岡健一郎君

横山 北斗君

予算委員

辞任

鹿野 道彦君

太田 和美君

川島智太郎君

玉城デニ一君

阿部 知子君

服部 良一君

補欠

福田 昭夫君

簡井 信隆君

小宮山泰子君

古賀 敬章君

補欠

田島 一成君

横山 北斗君

補欠

空本 誠喜君

齊藤 進君

藤田 憲彦君

山本 剛正君

田中美絵子君

補欠

手塚 仁雄君

寺田 学君

長島 昭久君

鈴木 克昌君

山岡 賢次君

川島智太郎君

補欠

後藤 祐一君

金子 健一君

三宅 雪子君

山岡 賢次君

服部 良一君

阿部 知子君

決算行政監視委員

辞任

泉 健太君

高橋 英行君

三日月大造君

石原洋三郎君

熊谷 貞俊君

議院運営委員

辞任

坂口 岳洋君

小泉進次郎君

齋藤 健君

藤田 大助君

柴山 昌彦君

橋 慶一郎君

懲罰委員

辞任

山岡 賢次君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

山岡 賢次君

予算委員

辞任

今井 雅人君

打越あかし君

江端 貴子君

黄川田 徹君

後藤 祐一君

杉本かずみ君

補欠

松本 大輔君

加藤 学君

辻 惠君

宮崎 岳志君

川島智太郎君

村上 史好君

補欠

藤田 大助君

柴山 昌彦君

橋 慶一郎君

坂口 岳洋君

小泉進次郎君

齋藤 健君

補欠

樋高 剛君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

小沢 一郎君

補欠

稲富 修二君

山井 和則君

井戸まさえ君

柳田 和己君

辻元 清美君

磯谷香代子君

仁木 博文君

橋本 博明君

平岡 秀夫君

小里 泰弘君

橋 慶一郎君

馳 浩君

金子 健一君

山岡 賢次君

東 順治君

笠井 亮君

阿部 知子君

山内 康一君

中島 正純君

山井 和則君

谷垣 禎一君

菊池長右門君

下地 幹郎君

川越 孝洋君

本村賢太郎君

長尾 敬君

井戸まさえ君

磯谷香代子君

稲富 修二君

勝又恒一郎君

辻元 清美君

中屋 大介君

浜本 宏君

藤田 憲彦君

柳田 和己君

佐藤 勉君

長島 忠美君

福井 照君

浜本 宏君

藤田 憲彦君

中屋 大介君

谷垣 禎一君

福井 照君

佐藤 勉君

大山 昌宏君

菊池長右門君

赤嶺 鉄夫君

服部 良一君

浅尾慶一郎君

下地 幹郎君

川越 孝洋君

長島 忠美君

笠原多見子君

平山 泰朗君

本村賢太郎君

長尾 敬君

勝又恒一郎君

江端 貴子君

杉本かずみ君

今井 雅人君

打越あかし君

後藤 祐一君

平岡 秀夫君

仁木 博文君

橋本 博明君

黄川田 徹君

馳 浩君

小里 泰弘君

橋 慶一郎君

大山 昌宏君

笠原多見子君

赤嶺 鉄夫君

服部 良一君

浅尾慶一郎君

平山 泰朗君

決算行政監視委員

辞任

川島智太郎君

懲罰委員

辞任

小沢 一郎君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

打越あかし君

江端 貴子君

後藤 祐一君

橋本 博明君

花咲 宏基君

平岡 秀夫君

馬淵 澄夫君

小里 泰弘君

橋 慶一郎君

山本 幸三君

山岡 賢次君

東 順治君

内山 晃君

山内 康一君

金子 健一君

山岡 賢次君

東 順治君

笠井 亮君

阿部 知子君

山内 康一君

中島 正純君

補欠

岡島 一正君

補欠

山岡 賢次君

補欠

野田 国義君

近藤 洋介君

大西 孝典君

磯谷香代子君

柿沼 正明君

奥野総一郎君

森山 浩行君

茂木 敏充君

平沢 勝栄君

近藤三津枝君

高松 和夫君

赤松 正雄君

齋藤やすのり君

柿澤 未途君

大西 孝典君

奥野総一郎君

野田 国義君

森山 浩行君

近藤三津枝君

茂木 敏充君

高松 和夫君

稲富 修二君

吉川 政重君

川口 博君

山本 剛正君

竹田 光明君

小室 寿明君

磯谷香代子君

柿沼 正明君

勝又恒一郎君

近藤 洋介君

高井 崇志君

中屋 大介君

早川久美子君

齋藤 健君

長島 忠美君

平沢 勝栄君

相原 史乃君

赤松 正雄君

齋藤やすのり君

柿澤 未途君

山内 康一君

内山 晃君

東 順治君

山岡 賢次君

橋 慶一郎君

勝又恒一郎君

中屋 大介君

稲富 修二君

吉川 政重君

長島 忠美君

齋藤 健君

相原 史乃君

山本 剛正君

川口 博君

高井 崇志君

竹田 光明君

小室 寿明君

早川久美子君

橋本 博明君

花咲 宏基君

後藤 祐一君

江端 貴子君

馬淵 澄夫君

平岡 秀夫君

打越あかし君

小里 泰弘君

山本 幸三君

橋 慶一郎君

山岡 賢次君

東 順治君

内山 晃君

山内 康一君

三浦のぼる君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

環境委員

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

辞任

樋高 剛君

補欠 加藤 学君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

阿久津幸彦君

補欠 宮島 大典君

福島 伸享君

玉置 公良君

小泉進次郎君

齋藤 健君

塩崎 恭久君

柴山 昌彦君

竹本 直一君

北村 茂男君

野田 聖子君

浜田 靖一君

京野 公子君

相原 史乃君

玉置 公良君

山岡 達丸君

齋藤 健君

小泉進次郎君

宮島 大典君

阿久津幸彦君

山岡 達丸君

福島 伸享君

北村 茂男君

竹本 直一君

柴山 昌彦君

塩崎 恭久君

浜田 靖一君

野田 聖子君

相原 史乃君

京野 公子君

外務委員

辞任

赤松 正雄君

補欠 遠山 清彦君

国土交通委員

辞任

稲津 久君

補欠 中島 政希君

予算委員

辞任

東 順治君

補欠 赤松 正雄君

議院運営委員

辞任

服部 良一君

補欠 阿部 知子君

阿部 知子君

服部 良一君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

大西 孝典君

補欠 石井登志郎君

高井 崇志君

花咲 宏基君

橋 慶一郎君

あべ 俊子君

石井登志郎君

吉川 政重君

花咲 宏基君

高井 崇志君

吉川 政重君

大西 孝典君

あべ 俊子君

橋 慶一郎君

環境委員

辞任

柿沼 正明君

補欠 藤田 憲彦君

岸田 文雄君

齋藤 健君

古川 禎久君

松浪 健太君

藤田 憲彦君

柿沼 正明君

齋藤 健君

岸田 文雄君

松浪 健太君

古川 禎久君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石山 敬貴君

補欠 水野 智彦君

小泉進次郎君

丹羽 秀樹君

水野 智彦君

石山 敬貴君

丹羽 秀樹君

小泉進次郎君

外務委員

辞任

市村浩一郎君

補欠 小室 寿明君

大泉ひろこ君

小野寺五典君

東 祥三君

浅野 貴博君

小室 寿明君

玉城デニー君

柳田 和己君

中屋 大介君

湯原 俊二君

稲田 朋美君

大山 昌宏君

松本けんこう君

厚生労働委員

辞任

大西 健介君

樋口 俊一君

山口 和之君

和田 隆志君

長勢 甚遠君

松浪 健太君

玉城デニー君

江田 憲司君

宮島 大典君

川口 浩君

中野渡詔子君

石井登志郎君

中屋 大介君

初鹿 明博君

高木 毅君

古川 禎久君

柿澤 未途君

経済産業委員

辞任

柴橋 正直君

補欠 金森 正君

高野 守君

花咲 宏基君

松岡 広隆君

山崎 誠君

山本 剛正君

西村 康稔君

石井登志郎君

石津 政雄君

磯谷香代子君

柿沼 正明君

金森 正君

小室 寿明君

坂口 岳洋君

杉本かずみ君

秋葉 賢也君

高橋 英行君

徳田 毅君

松岡 広隆君

坂本 哲志君

高橋 英行君

徳田 毅君

国家基本政策委員

辞任

渡辺 喜美君

補欠 塩谷 立君

懲罰委員

辞任

塩谷 立君

補欠 渡辺 喜美君

(常任委員退職)

一、去る十日、環境委員高島勉君は退職された。

(特別委員長辞任)

一、去る六日、特別委員会において、次の委員長
の辞任を許可した。

災害対策特別委員長

村井 宗明君

一、去る十日、特別委員会において、次の委員長
の辞任を許可した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する
特別委員長

山田 正彦君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長

中津川博郷君

消費者問題に関する特別委員長

青木 愛君

(特別委員長補欠選任)

一、去る六日、特別委員会において、次のとおり
委員長を補欠選任した。

災害対策特別委員長

馬淵 澄夫君

一、去る十日、特別委員会において、次のとおり
委員長を補欠選任した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する
特別委員長

赤松 広隆君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長

吉良 州司君

消費者問題に関する特別委員長

阿久津幸彦君

(理事辞任)

一、去る十日、政治倫理の確立及び公職選挙法改
正に関する特別委員会において、次のとおり理
事の辞任を許可した。

理 事

阿知波吉信君

(理事選任)

一、去る六日、災害対策特別委員会において、次
のとおり理事を選任した。

理 事

石原洋三郎君

一、去る十日、特別委員会において、次のとおり
理事を選任した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する
特別委員会

理 事

笠原多見子君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

理 事 大山 昌宏君

消費者問題に関する特別委員会

理 事 相原 史乃君

(理事補欠選任)

一、去る六日、災害対策特別委員会において、次
のとおり理事を補欠選任した。

理 事

山本 剛正君 (理事梶原康弘君去る六
日理事辞任につきその補欠)

一、去る十日、消費者問題に関する特別委員会に
おいて、次のとおり理事を補欠選任した。

理 事

榊 万里君 (理事永江孝子君去る十
日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十五日、災害対策特別委員会において、
次のとおり理事を補欠選任した。

理 事

金子 健一君 (理事石原洋三郎君昨二
十五日理事辞任につきその補欠)

(特別委員長辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞 任

補 欠

網屋 信介君

本村賢太郎君

金 森 正君

桑原 功君

細川 律夫君

森岡洋一郎君

桑原 功君

金 森 正君

本村賢太郎君

網屋 信介君

森岡洋一郎君

三日月大造君

近藤 和也君

村井 宗明君

宮島 大典君

村越 祐民君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する
特別委員

瑞慶覧長敏君

三宅 雪子君

石井 章君

萩原 仁君

高松 和夫君

金子 健一君

小宮山泰子君

大山 昌宏君

松崎 哲久君

村上 史好君

川島智太郎君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

消費問題に関する特別委員

補 欠

泉 健太君

岡島 一正君

樋高 剛君

加藤 公一君

中島 正純君

山内 康一君

吉良 州司君

岡田 康裕君

小野塚勝俊君

田名部匡代君

後藤 祐一君

大谷 啓君

長安 豊君

岡田 昌宏君

中野渡詔子君

松本 大輔君

高松 和夫君

東日本大震災復興特別委員

山井 和則君

近藤 和也君

藤田 憲彦君

川島智太郎君

三村 和也君

福田 昭夫君

黒田 雄君

菊池長右門君

村越 祐民君

笹木 竜三君

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

補 欠

中野渡詔子君

篠原 孝君

三村 和也君

三宅 雪子君

武正 公一君

近藤 和也君

岡本 英子君

鉢呂 吉雄君

藤田 憲彦君

黒田 雄君

石原洋三郎君

京野 公子君

松本 大輔君

菅川 洋君

松崎 哲久君

福島 伸享君

中野渡詔子君

村上 史好君

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

桑原 功君	金森 正君
小室 寿明君	稲富 修二君
坂口 岳洋君	高橋 英行君
加藤 勝信君	柴山 昌彦君
小泉進次郎君	丹羽 秀樹君
齋藤 健君	伊東 良孝君
武部 勤君	永岡 桂子君
稲富 修二君	小室 寿明君
金森 正君	桑原 功君
高橋 英行君	坂口 岳洋君
伊東 良孝君	齋藤 健君
柴山 昌彦君	加藤 勝信君
永岡 桂子君	武部 勤君
丹羽 秀樹君	小泉進次郎君
山田 正彦君	後藤 祐一君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

楠田 大蔵君	稲富 修二君
長尾 敬君	藤田 大助君
小里 泰弘君	伊東 良孝君
笠井 亮君	宮本 岳志君
稲富 修二君	楠田 大蔵君
藤田 大助君	長尾 敬君
伊東 良孝君	小里 泰弘君
宮本 岳志君	笠井 亮君
中津川博郷君	小野塚勝俊君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

野田 国義君	皆吉 稻生君
藤田 憲彦君	柿沼 正明君
柿沼 正明君	藤田 憲彦君
皆吉 稻生君	野田 国義君

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

金森 正君	磯谷香代子君
玉置 公良君	川越 孝洋君
森山 裕君	徳田 毅君
磯谷香代子君	金森 正君
川越 孝洋君	玉置 公良君
徳田 毅君	森山 裕君

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

小里 泰弘君	金子 恭之君
梶山 弘志君	坂本 哲志君

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

金子 恭之君	小里 泰弘君
坂本 哲志君	梶山 弘志君

辞任

補欠

樋高 剛君	加藤 学君
-------	-------

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

青木 愛君	川島智太郎君
-------	--------

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

梶原 康弘君	楠田 大蔵君
金森 正君	川越 孝洋君
神山 洋介君	稲富 修二君
黒岩 宇洋君	中屋 大介君
阪口 直人君	熊田 篤嗣君
高野 守君	石津 政雄君
楠本 勉君	柳田 和己君
秋葉 賢也君	木村 太郎君
江藤 拓君	望月 義夫君
小里 泰弘君	坂本 哲志君
石原洋三郎君	福嶋健一郎君
高橋千鶴子君	赤嶺 政賢君
川越 孝洋君	谷田川 元君
望月 義夫君	岩屋 毅君
石津 政雄君	高野 守君
熊田 篤嗣君	神山 洋介君
中屋 大介君	梶原 康弘君
稲富 修二君	阪口 直人君
川越 孝洋君	黒岩 宇洋君
楠田 大蔵君	金森 正君
望月 義夫君	橋本 勉君
石原洋三郎君	江藤 拓君

一、去る六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

稲見 哲男君	緒方林太郎君
辻 恵君	山尾志桜里君
相原 史乃君	畑 浩治君
石原洋三郎君	大山 昌宏君
鈴木 克昌君	菅川 洋君

一、去る六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査会委員

辞任

補欠

（政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任）

一、去る六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査会委員

辞任

補欠

辻 恵君	柴橋 正直君
鈴木 克昌君	中野渡詔子君
樋高 剛君	菊池長石門君

（議案付託）

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）

（参議院送付）

内閣委員会 付託

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）

総務委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

厚生労働委員会 付託

都市の低炭素化の促進に関する法律案(内閣提出第四三三号) 国土交通委員会 付託

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消費者安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

消費者問題に関する特別委員会 付託

(議案撤回通知書受領)

一、昨二十五日、参議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

雨水の利用の推進に関する法律案(第七十九回国会、加藤修一君外一名提出参議院継続審査)

(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

出先機関改革に係るアクション・プランの取り組み状況に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

サイバー攻撃に関する質問主意書(馳浩君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

私的さい帯血バンクの実態に関する質問主意書(阿部知子君提出)

排水栓の活用に関する質問主意書(大口善徳君提出)

利根川の実績流量に関する質問主意書(中島政希君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

T P P交渉参加に向けた米国との協議における自動車分野の取扱いに関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

環太平洋経済連携協定交渉への参加に係る政府の見解等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

柔道整復師健康保険療養費に関する質問主意書(平山泰朗君提出)

災害時における障害者支援に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竜巻のもたらす局地的かつ大きな被害に対する支援制度に関する質問主意書(木村太郎君提出)

後期高齢者医療制度の取り扱いに関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問主意書(内山晃君提出)

日本海におけるメタンハイドレート調査研究の進捗に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

災害廃棄物の再生利用の促進等に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

再雇用を義務つけた高年齢者雇用に関する質問主意書(木村太郎君提出)

原発のない沖縄と電源開発促進税に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

V―二オスブレイの安全性および日本への配備に関する質問主意書(瑞慶覧長敏君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

企業の倒産処理に関する質問主意書(松木けんこう君提出)

日米安保条約に基づく事前協議とV―二オスブレイの日本への配備の関連に関する質問主意書(瑞慶覧長敏君提出)

地方税法第四百八十五条の十四(たばこ税額を条件とする補助金等の禁止)に関する質問主意書(平山泰朗君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題のその後の進展に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

私的さい帯血バンクの実態に関する再質問主意書(阿部知子君提出)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

脳脊髄液減少症対策に関する再質問主意書(木村太郎君提出)

医療ツーリズムに関する質問主意書(木村太郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の自殺に関する質問に対する答弁書

衆議院議員渡辺義彦君提出衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における西村泰彦警察庁警備局長答弁等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出消防英事業の危機に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小野寺五典君提出外務省職員の自殺報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出裁判員制度の検証・見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松木けんこう君提出大飯原発再稼動等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問に対する答弁書

平成二十四年六月二十六日提出
質問 第三一七号
外務省職員の自殺に関する質問主意書
提出者 浅野 貴博

外務省職員の自殺に関する質問主意書
報道によると、本年六月二十五日、海上保安庁から外務省に出向していた、同省国際情報統括官組織第二国際情報官室所属の男性職員(以下、「男性職員」とする。)が、同月二十日、千葉県茂原市内で死亡していたことが明らかになったとのことである。右を踏まえ、以下質問する。

一 前文で触れたように、「男性職員」が死亡していたことは事実か。また報道によると、「男性職員」は首を吊っていたとのことであるが、右は事実か。

二 外務省として、「男性職員」が死亡したことをいつ、どのようにして知ったのか明らかにされたい。

三 二の時点から、玄葉光一郎外務大臣にそのことの報告がなされるまでどれほどの時間がかかったのか、また誰が、どのような方法により玄葉大臣に報告をしたのか、それぞれ詳細に説明されたい。

四 報道によると、「男性職員」は本年六月二十日に死亡していることが見つかったとのことであるが、外務省として右を公表したのはいつか。

五 外務省として、そもそもなぜ「男性職員」の死亡をすぐに公表せず、その事実を伏せていたのか、その理由を明らかにされたい。

六 本年六月、中国が北朝鮮に対し、長距離弾道ミサイルの運搬並びに発射に転用可能な特殊車両を輸出していたとの報道が朝日新聞によりなされた。この報道に関連して外務省から情報漏洩があったとして、同省として内部調査（以下、「調査」とする。）を進めていたと承知するが、確認を求める。

七 「調査」は外務省のどの部局により、誰の責任の下、どのような場所、どのような方法により、いつから行われ、いつまでに終了する予定であるのか、詳細を説明されたい。

八 外務省として、六の事案に関し、同省から具体的にどのような情報漏洩があったと認識しているのか、説明を求める。

九 報道によると、「男性職員」も「調査」対象の一人とされていたとのことであるが、右は事実か。

十 「男性職員」に対し、「調査」の中で誰によりどのような場所、どのような聴聞がいつからいつまで

行われたのか説明されたい。

十一 検察庁から外務省に出向している職員はいるか。いるのなら、過去五年の間に、検察庁のどの部局のどの官職に就いている者が、外務省のどの部局のどの官職に出向しているのか、全て明らかにされたい。

十二 「男性職員」への「調査」に、十一の検察庁から外務省に出向している職員が立ち会ったという事実はあるか。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三一七号
平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の自殺に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の自殺に関する質問に対する答弁書

一について

外務省国際情報統括官組織第二国際情報官室所属の職員（以下「当該職員」という。）が本年六月二十日に死亡したことは事実である。死因については、当該職員のプライバシーにかかわるものであり、明らかにすることは差し控えた。

二及び三について

本年六月二十日午後、当該職員の御家族から、同職員の死亡につき外務省に対して電話連絡があった。当該連絡の内容については、同日夕刻、同省大臣官房総務課から海外出張中の玄葉光一郎外務大臣に対して、秘書官を通じて報

告した。

四及び五について

外務省としては、同省の職員が死亡した場合について、一般には、御遺族への配慮等から、その事実を公表しておらず、お尋ねの職員が死亡した事実についてもこれまで公表していないが、報道機関から照会がある場合には、個別に応じてきているところである。
六から十まで及び十二について

事柄の性質上、お尋ねの点についてお答えすることは差し控えた。

十一について

検察庁と外務省との間の人事交流は、様々な形態で行っているところであるが、お尋ねの「検察庁から外務省に出向している職員」が、法務大臣から外務省に出向させる旨の発令及び外務大臣から外務事務官に転任させる旨の発令を受けた検察庁職員を指すものであれば、平成十九年七月三日から本年七月二日までの間に、これらの発令を受けた検察庁職員の①これらの発令直前の検察庁における所属部局及び官職並びに②これらの発令直後の外務省における所属部局及び官職は、次のとおりである。

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②在大韓民国日本国大使館 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②在中華人民共和国日本国大使館 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②在アメリカ合衆国日本国大使館 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②在英國日本国大使館 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省民事局付） ②在オランダ日本国大使館 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省民事局付） ②在オランダ日本国大使館 二等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②在ドイツ日本国大使館 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②在フランス日本国大使館 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②在ウィーン国際機関日本政府代表部 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 一等書記官

- ①東京地方検察庁 検事兼法務事務官（法務省刑事局付） ②欧州連合日本政府代表部 一等書記官

平成二十四年六月二十七日提出
質問 第三一八号

衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における西村泰彦警察庁警備局長答弁等に関する質問主意書

提出者 渡辺 義彦

衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における西村泰彦警察庁警備局長答弁等に関する質問主意書

去る六月一日に開かれた衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において特定失踪者山本美保さんにかかわるDNA型鑑定書開示問題について、西村泰彦警察庁警備局長の答弁に不十分なものがあったと思量され、その確認は緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 当該DNA型鑑定書について、古屋圭司委員が刑事訴訟法第四十七条の例外規定を示し開示可能ではないかといった趣旨の質問をしたのに対し西村警備局長は、

「山梨県警察におきましては、刑事訴訟法四十七条の趣旨が、捜査、裁判に対する不当な影響を引き起こすことを防止することにあるとされていることなどに鑑みまして、DNA型鑑定書の公開をこれまで行ってこなかったところであります。

他方で、山本美保さんの事案は、私ども、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案と考慮しておりまして、今後とも捜査に全力を尽くす観点から、DNA型鑑定書の内容について、引き続き強い御関心をお持ちの御家族等の御理解を得るため、そして、捜査に御協力をいたいただくために、DNA型鑑定書の取り扱いも含めまして、どのようなことが御家族等との間で可能か、引き続き検討してまいりたいと考えております。」

① 当職は刑事訴訟法第四十七条の例外規定があるにもかかわらず鑑定書を公開していない

ことが「不当な影響」を引き起こしているのではないかと考えるが、公開したときに想定される「不当な影響」とは具体的に何を想定しているのか。

② 「DNA型鑑定書の取り扱いも含めまして、どのようなことが御家族等との間で可能か、引き続き検討してまいりたい」というのは、御家族の希望及び同意が得られるならば、公開する可能性も存在するということが。

③ 「(DNA型鑑定書の)公開の判断に当たりましては、仮に公開した場合に、今後、鑑定人の御協力を得られることがどうかなど、同鑑定書の公開が及ぼす影響等を十分考慮する必要があると考えております。」とあるが、鑑定人との間に公開をしないという合意があるということか。また、名古屋大学において鑑定を行ったのは勝又義直名古屋大学教授・山本敏充助教(いずれも鑑定当時)であるが、西村局長答弁における鑑定人とはこの両人を指すものと考えて差し支えないか。

④ 鑑定人が公開に同意した場合、公開する意向はあるか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三一八号

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員渡辺義彦君提出衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における西村泰彦警察庁警備局長答弁等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺義彦君提出衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における西村泰彦警察庁警備局長答弁等に関する質問に対する答弁書

一 ①について

お尋ねの「不当な影響」については、今後の捜査機関の活動において関係者の協力を得ることが困難になるおそれがあること等が挙げられるが、これ以上の詳細については、現在継続中の捜査の具体的内容に関わる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

一 ②について

御指摘の答弁は、山本美保氏に係る事案の捜査を行うに当たり、鑑定書の内容について山本美保氏の御家族等の理解を得るため、山本美保氏の御家族等に対する説明の方法等について検討していきたいとの趣旨を述べたものであり、「御家族の希望及び同意が得られるならば、公開する可能性も存在する」ことを述べたものではない。

一 ③及び④について

鑑定人が誰であるかや当該鑑定人と山梨県警察とのやり取りの内容を明らかにすることは、今後の捜査機関の活動に支障が生じるおそれがあること等から、差し控えたい。いずれにせよ、山梨県警察においては、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四十七条の趣旨等を踏まえて、お尋ねの鑑定書を公開していないものと承知している。

平成二十四年六月二十七日提出
質問 第三一九号

消防育英事業の危機に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

消防育英事業の危機に関する質問主意書

昭和四十二年、文部大臣・自治大臣の認可により設立され、翌年に業務開始された「消防育英事業」について、震災前は全国で百十人だった給付対象遺児が、今年度において二百五十二人に急増、給付金も倍増する見込みであり、その歴史上初めて赤字に陥る恐れのあることがわかった。事業を運営する財団法人消防育英会は、震災遺児を対象にした「東日本大震災消防殉職者遺児育英奨学金」を新たに設立し、寄付を呼びかけるなどの努力をしているものの、全国の消防団員・消防職員の拠出金のほか全国知事会、全国市長会、全国町村会及び財団法人日本船舶振興会からの助成金、さらに財界・篤志家からの寄付金によって得られた基金の運用益は今年度において千四百万円と少なく、日本自転車振興会の補助金など以外については財団の預金を給付金に当てるしかない状況に陥っており、現在の預金残高はこのまま数年後には資金不足を余儀なくされると聞く。

崇高なる愛郷心の下、震災に身を挺して立ち向かった多くの殉職者たちの遺志に応えるため、国は、公務災害補償制度や賞恤金の制度はもとより、遺児たちへの長期的な支援強化を早急に図るべきと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 今回の震災により、公務中に死亡した消防団

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出消防育英事業の
危機に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「消防育英事業」は、財団法人消防育

英会が、各種団体からの助成金及び篤志家等か
らの寄附金等からなる基本財産の運用収入、財
団法人JKAからの補助金等を原資として実施
しているものである。東日本大震災により公務
中に死亡した消防職員及び消防団員が多数で
あったため、その子弟である奨学金の給付対象
者及び年間給付額が増加する見込みであり、財
団法人消防育英会において、「東日本大震災消
防殉職者遺児育英奨学金」を設立し、寄附金
の募集により必要な財源の確保に努めていると
承知している。

公務中に死亡した消防職員の遺族に対して
は、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律
第二百一十一号)に基づく地方公務員災害補償制
度(以下「地方公務員災害補償制度」という。)に
より、また、公務中に死亡した消防団員の遺族
に対しては、消防組組法(昭和二十二年法律第
二百二十六号)に基づく公務災害補償制度(以下
「消防団員公務災害補償制度」という。)により、
遺族の人数等の状況に応じた遺族補償等が行わ
れることとなる。また、一身の危険を顧みるこ
となく職務を遂行し、死亡した消防職員及び消
防団員でその功勞により表彰を受けたものに対
して、当該功勞の程度に応じ、消防表彰規程
(昭和三十七年消防庁告示第一号)に基づく賞
じゅつ金(以下単に「賞じゅつ金」という。)が支
給されることとなる。

政府としては、東日本大震災における消防職
員及び消防団員の遺児を含む遺族に対し、殉職
者特別賞じゅつ金として殉職時の賞じゅつ金の
最高額である殉職者一人当たり三千万円を支給
するなど、最大限の支援を行ってきたところで
あり、今後とも、地方公務員災害補償制度や消
防団員公務災害補償制度を適切に運用していく
ことにより、継続的な支援に努めてまいりた
い。

平成二十四年六月二十七日提出
質 問 第三二一〇号

外務省職員の自殺報道に関する質問主意書

提出者 小野寺五典

外務省職員の自殺報道に関する質問主意書
報道によると、六月二十日に、海上保安庁から
出向している外務省第二國際情報官室の男性企画
官が、千葉県内で死亡していたことが分かった。
自殺とみられる。

また報道では、中国が新型弾道ミサイルの移動
式発射台となる大型特殊車両四両を北朝鮮に輸出
していたとされる問題に関し、職員が報道機関に
情報を漏らしたとの指摘を受け、内部調査を受け
ていたとの情報があるとのことである。

この問題に関しては、発射台となる車両は、本
年四月の北朝鮮の軍事パレードで使用されたもの
とみられるが、昨年八月にカンボジア船籍の貨物
船で北朝鮮に運ばれ、その後十月にこの貨物船が
大阪港に入港した際、海上保安庁が立ち入り調査
を行い、輸出したことを示す目録が発見された
とも報道されている。

北朝鮮へのミサイル関連物資の輸出は、国連安
全保障理事会決議に違反している。これらの報道
が事実であれば、日本政府が輸出の証拠を発見し
ながら公表をせず、結果的に制裁決議の空文化を
招いたことになる。

このことを踏まえ、以下の通り質問する。

一 政府は、前述した外務省の企画官に対し、報
道にあるような情報漏洩に関する内部調査を
行っていたのか。

二 中国が新型弾道ミサイルの移動式発射台とな
る大型特殊車両四両を北朝鮮に輸出していたと
される問題に関して、政府は事実関係をどのよ
うに理解しているか。また、昨年十月にカンボ
ジア船籍の貨物船が大阪港に入港した際、海上
保安庁が立ち入り調査を行い、車両を輸出した
ことを示す目録が発見されたとの報道は、事実
か。

三 北朝鮮へのミサイル関連物資の輸出は、国連
安全保障理事会決議に違反している。これらの
報道が事実であれば、日本政府が輸出の証拠を
発見しながら公表をせず、結果的に制裁決議の
空文化を招いたことになるとの指摘があるが、
政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三二〇号

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出外務省職員の自殺
報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

内閣衆質一八〇第三一九号

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出消防育英事業の危機
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出外務省職員の
自殺報道に関する質問に対する答弁書

一について

事柄の性質上、お尋ねの点についてお答えすることは差し控えたい。

二及び三について

お尋ねの事実関係については、いずれも、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。なお、一般に、我が国としては、国際連合安全保障理事会決議の実効性が確保されることが重要であると考えており、同決議の遵守について国際社会に対する働きかけなどを行ってきているところである。

平成二十四年六月二十七日提出
質問 第三二二一号

裁判員制度の検証・見直しに関する質問主意書

提出者 馳 浩

裁判員制度の検証・見直しに関する質問主意書

裁判員制度が始まってから三年を迎え、制度が定着したことや、司法の意識変革、国民感覚の反映等、一定の評価を受けている一方、制度や対象事件について改善を求める声も挙がっている。裁判員法では施行から三年後に必要に応じて制度を見直す規定があり、これまでの運用実績、課題面をしっかりと検証し、より充実した制度のあり方について議論を行う必要があることから、以下の事項について質問する。

一 制度の施行から三年が経ち、これまでの裁判員制度の実施、運用に関して政府はどのような評価を行っているか、見解を示されたい。

二 裁判員制度施行以降、性犯罪に関する量刑が重くなる傾向があり、一般国民の感覚が反映されたより厳しい視点での対応に、その意義が評価されているところであるが、政府はどのような認識をお持ちか示されたい。

三 裁判員裁判の対象事件の範囲に関する改善、見直しを求める声が大きく、特に性犯罪については、裁判員の対象から外すべきといった指摘もあるが、政府の見解は如何。

四 性犯罪被害者は裁判員裁判を避ける為に、性的暴行を受け怪我をした場合でも、裁判員裁判の対象となる強姦致傷罪ではなく、対象にならない強姦罪で起訴するケース、また示談を選択し不起訴とする例が増えていると聞く。こうした裁判員裁判の回避傾向により、性犯罪の起訴割合が低下しているとされるが、現状について政府はどのように分析しているか、見解を示されたい。

五 性犯罪被害者にとって、裁判員裁判は様々な面で負担が重く、裁判でプライバシーが公開されることによる二次被害など大きな苦痛と不安を抱えることになる。被害者のプライバシー保護を尊重するためにも、裁判員裁判の対象にするかどうかを被害者が選択できる仕組みも必要ではないか、政府の見解を示されたい。

六 右を踏まえた法改正の検討も視野に入れているのか、政府の認識を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三二一号

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出裁判員制度の検証・見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出裁判員制度の検証・見直しに関する質問に対する答弁書

一について

裁判員の参加する刑事裁判（以下「裁判員裁判」という。）においては、裁判員候補者は高い割合で裁判所に出頭し、選任された裁判員等は熱心に審理に取り組んでいるものと承知しており、また、裁判員等の経験者の多くは、裁判員等として裁判に参加したことにつき良い経験をしたと感じ、充実感をもつて審理に取り組んでいることがうかがわれることから、裁判員制度は、順調に運営され、国民に支持されているものと認識している。

二について

裁判員裁判において、強姦致傷罪等の量刑が重くなる傾向にあるとの指摘があることは承知しているが、裁判員裁判における量刑の傾向は、個別具体の事案について言い渡された判決の集積であることから、その意義について一概にお答えすることは困難である。

いずれにしても、これまでの裁判員裁判の判決は、国民の感覚が反映されたものと考えている。

三、五及び六について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号。以下「裁判員法」という。）附則第九条は、政府が、裁判員法の施行後三年を経過した場合において、裁判員法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、裁判員制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとすると定めていることから、法務省においては、平成二十一年五月二十一日の裁判員法施行後、同年九月に有識者から成る「裁判員制度に関する検討会」を設け、その意見を聴取しつつ、裁判員裁判の運用の実情、制度上・運用上の措置の要否等について検討を行っているところであり、御指摘の点も含め、今後更に検討していくこととしている。

なお、検察当局においては、裁判員裁判における強姦致傷罪等の被害者のプライバシー等保護のため、裁判員候補者の中に関係者が含まれていないかどうかにつき、被害者の確認を受けるなどした上で、裁判員等選任手続において理由を示さない不選任の請求をするほか、裁判所が刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百九十条の二第一項の規定に基づき被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をした場合、起訴状や証拠書類の朗読等の際に被害者特定事項を明らかにしない方法で行うなどしており、適切に対処しているものと承知している。

四について

検察統計年報によれば、強姦致死傷では、裁

判員制度導入前の平成二十年は、「起訴」が百九十八人、「不起訴」が百三十七人であり、起訴人員と不起訴人員の合計に対する起訴人員の割合（以下「起訴率」という。）は約五十九パーセント、裁判員制度が導入された平成二十一年は、「起訴」が百三十九人、「不起訴」が百三十七人であり、起訴率は約五十一パーセント、平成二十二年は、「起訴」が百十人、「不起訴」が百四十八人であり、起訴率は約四十三パーセントである。また、強姦では、平成二十年は、「起訴」が五百二十四人、「不起訴」が五百三十四人であり、起訴率は約五十一パーセント、平成二十一年は、「起訴」が四百三十四人、「不起訴」が五百十八人であり、起訴率は約四十六パーセント、平成二十二年は、「起訴」が四百十四人、「不起訴」が四百六十六人であり、起訴率は約四十七パーセントである。このように、裁判員制度の導入後、強姦の起訴率はほぼ横ばいで推移しているが、強姦致死傷の起訴率は低下している。

検察当局においては、性犯罪に係る事件についても、個別具体の事案に即して、法と証拠に基づき、適切に起訴又は不起訴の判断をしているものと承知しており、その結果である起訴率の低下について、御指摘のような「裁判員裁判の回避傾向により、性犯罪の起訴割合が低下している」ことを含め、その原因を一概に述べることは困難であると考えている。

平成二十四年六月二十八日提出
質問 第三二二二号

大飯原発再稼働等に関する質問主意書

提出者 松木けんこう

大飯原発再稼働等に関する質問主意書

一 関西電力管内のピーク電力について

1 関西電力管内の需要者（家庭・大口業務・小口業務・大口産業・小口産業）別割合いかん。

2 関西電力管内の大口需要者を六グループに分け、夏のピーク電力時に、一週間一グループずつ長期休暇を取ってもらうなど、操業修正をすることで何%の節電になるか。

3 操業を必要ながぎり抑えることで、相当な節電が可能ではないか。政府の見解を問う。

4 2に示した節電案で足りない場合には、家庭に対し節電を呼びかけることで、電力ピーク時の節電が十分に行われると考える。節電の見通しも提示せずに、急いで大飯原発を再稼働させる必要がないのではないか。

5 仮に、関西電力管内だけでは電力供給量が不足するというならば、中部電力等近隣の電力会社管内でも同様な協力をお願いし、融通してもらえば大飯原発を再稼働させる必要がないのではないか。今回の、大飯原発の再稼働は、政府の「再稼働ありき」が根底にあり、電力不足は後付の理屈といわれても仕方ないのではないか。改めて、大飯原発再稼働の必要性を問う。

二 内閣官房参与等について

1 民主党政権になってから、内閣官房参与、内閣府参与は何人になったか。

2 自公前政権に比べて、あまりにも多すぎるのではないか。人数の制限はないのか。

3 菅内閣の退陣時にすべての内閣官房参与、内閣府参与は辞任したにもかかわらず、前田

匡史内閣官房参与（JBIIC）が野田政権でも再任された理由は何か。

4 峰崎直樹元参議院議員が再任された理由は何か。

5 前田内閣官房参与は、原発の輸出にどのようにかかわっているのか。

6 望月晴文元内閣官房参与（経済産業事務次官、資源エネルギー庁長官）は、原発の輸出にどのようにかかわって来たか。

7 望月晴文元経済産業事務次官が原発輸出企業である日立製作所に天下りするのは問題ではないか。右質問する。

内閣衆質一八〇第三二二号
平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員松木けんこう君提出大飯原発再稼働等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員松木けんこう君提出大飯原発再稼働等に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「関西電力管内の需要者（家庭・大口業務・小口業務・大口産業・小口産業）別割合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）によれば、平成二十二年夏の最大電力需要の用途別の割合は、産業用が約三十六パーセント、業務用が約三十八パーセント、家庭用が約

二十六パーセントと推計されることであり、需要家別の割合は、大口需要家が約三十七パーセント、小口需要家が約三十七パーセント、家庭が約二十六パーセントと推計されることであるが、産業用及び業務用それぞれについて大口需要家及び小口需要家に区分して推計はしていないことである。

一の2及び3について

御指摘の「操業修正」及び「操業を必要ながぎり抑える」の意味するところが必ずしも明らかでなく、それらの節電効果を試算する上で必要な前提が定かでないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

一の4及び5について

電力需給に関する検討会及びエネルギー・環境会議において、関西電力管内における平成二十四年夏の電力需給の見通しについて、平成二十二年並みの猛暑であると仮定した場合に同年比二十パーセント以上の節電目標の設定が必要になることが見込まれていることを踏まえ、これに伴う日常生活や経済活動への深刻な影響を回避するため、平成二十四年五月十八日に、「今夏の電力需給対策について」を取りまとめ、その中において、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の供給区域（以下「中西日本」という。）における節電の数値目標を設定し、広く中西日本の需要家の協力を募り、関西電力管内における節電目標を平成二十二年比十五パーセントに引き下げることとしている。

関西電力の大飯発電所第三号機及び第四号機

については、平成二十四年四月六日に原子力発電所に関する四大臣会合において取りまとめた「原子力発電所の再起動にあつたの安全性に関する判断基準」に基づき、同月十三日に、地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための安全対策が既に講じられていることや、関西電力が更なる安全性・信頼性向上のための実施計画を明らかにしていること等について確認した上で、電力需給の見通しや燃料費の増加の影響も含めて検証し、総合的に運転再開の必要性について判断したところである。

二の1について
平成二十一年九月の政権交代以降、内閣官房参与は十九名、内閣府本府参与は二十六名がそれぞれ任命され、平成二十四年七月六日時点で、内閣官房参与は六名、内閣府本府参与は六名がそれぞれ在職している。

二の2について
内閣官房参与については、内閣官房に参与を置く規則(昭和六十二年十一月七日内閣総理大臣決定)に基づき、内閣府本府参与については、内閣府本府組織規則(平成十三年内閣府令第一号)に基づき、それぞれ必要に応じて任命されているところである。また、それぞれの規則等において、人数を制限する規定は設けられていない。

二の3及び4について
菅内閣が総辞職した平成二十三年八月三十日時点で在職していた内閣官房参与及び内閣府本府参与のうち、八名を野田内閣発足後も引き続き在職させることとしたものであり、前田内閣官房参与は成長戦略等について、峰崎内閣官房参与は社会保障・税に関わる番号制度等について、それぞれ引き続き内閣総理大臣に対して助言等を行っていた必要があるとの判断によるものである。

二の5及び6について
前田内閣官房参与及び望月内閣官房参与(当時)については、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合に係る議論に参加をいただいたところである。

二の7について
退職した公務員が、府省庁によるあつせんを受けずに、再就職をすることは、天下りには該当しないと考えている。

平成二十四年六月二十八日提出
質問 第三二二一三号
虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問主意書
提出者 浅野 貴博

虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問主意書
小沢一郎元民主党政代表の資金管理団体「陸山会」の土地購入を巡り、収支報告書に虚偽の記載があったとして、石川知裕衆議院議員はじめ元秘書三名が逮捕された。小沢元代表自身も、それに関わったとして、東京第五検察審査会により強制起訴をされたが、本年四月二十六日、東京地裁より無罪判決が出されている。このいわゆる陸山会事件並びに小沢元代表の裁判に関連し、元東京地検特捜部の田代政弘検事が、石川議員を取り調べた際、石川議員が「選挙民を裏切ることになる」と

検事に言われたことが効いた」等と述べたとする内容を捜査報告書に記入し、東京第五検察審査会に提出しているが、後にその内容は全くの虚偽であったことが判明した。政府答弁書(内閣衆質一八〇第二二七号)でも触れられているように、田代検事はじめ関係者は、虚偽公文書作成罪等の容疑で市民団体から告発を受けていると承知する。また本年五月二十一日付朝日新聞には、「東京地検特捜部の田代政弘検事(四五)現・法務総合研究所教官」による石川知裕衆議院議員の取り調べについて、検察当局は二〇日までに「不適切な取り調べだった」と断定した。捜査報告書に事実と異なる記載をしたことと合わせて懲戒処分が相当と判断。近く法務省と協議した上、内部調査の結果を公表する方針だ。」と書かれている。右の田代検事の行為については、「前回答弁書」(内閣衆質一八〇第二二六〇号)では「お尋ねは、いずれも、先の答弁書(平成二十四年五月十五日内閣衆質一八〇第二二七号)三から六までについて述べたとおり、現在継続中の捜査の具体的内容に関わる事柄であるので、答弁を差し控えたい。」との答弁がなされるのみであったが、本年六月二十七日、最高検察庁は田代検事を不起訴とし、減給一〇〇分の二〇(六か月)の懲戒処分を下していると承知する。また当時の佐久間達哉特捜部長ら上司六名についても、嫌疑なしの不起訴とすることを公表している。右を踏まえ、再質問する。

一 そもそも田代検事はどのような目的で、捜査報告書に虚偽の内容を記載したのか説明されたか。田代検事は、記憶が混同した旨の弁解をしていると承知するが、右は事実か。

二 そもそも一検察官が虚偽の捜査報告書を作成し、市民団体から告発を受けるという事態を起こし、検察に対する更なる不信を招いたことにつき、法務省、検察庁としてどう総括をし、反省しているのか説明されたい。

三 田代検事が虚偽の捜査報告書を作成し、それを東京第五検察審査会に提出したことは、法律に違反するか。するのなら、どの法律にどう違反するか、詳細に説明されたい。

四 田代検事が虚偽の捜査報告書を作成し、それを東京第五検察審査会に提出したのにも関わらず、刑事訴追を受けず、人事上の処分を受けるのみとなっていることは、我が国の法令上、適切であるか。適切であるのなら、その根拠を説明されたい。

五 報道によると、田代検事が虚偽の捜査報告書を作成し、それを東京第五検察審査会に提出した当時の佐久間部長が、虚偽の部分にアンダーラインを引き、大幅に加筆修正をしていたことが明らかにされたこととあるが、佐久間検事はなぜそのようなことをしたのか、検察庁、法務省としてその理由を把握しているか。

六 報道によると、五で触れた佐久間検事の行為に関し、佐久間検事が東京第五検察審査会に対し、小沢元代表を強制起訴するよう誘導する意図があったのか否か、検察庁内で調査が行われたと承知する。右の調査は、検察庁内のどの部署が、誰の責任の下、佐久間検事はじめ誰を対象に、どのような方法をもって、どの場所で行われたものであるのか、詳細に説明されたい。

七 本年五月四日、田代検事により作成された虚偽の捜査報告書と思われる文章が、インターネット上で掲載されていることが明らかになっ

ている。検察庁、法務省として、それがインターネット上に流出している事態を把握しているか。

八 検察庁、法務省として、誰によって虚偽の捜査報告書が流出することになったか、事実関係を把握しているか。

九 田代検事が行った行為は、人の名誉、一生に大きな負の影響を与えることになり、また過去の政府答弁書(内閣衆質一八〇第二七号)で説明がなされているように、明らかに刑法第一五六条に違反するものであると考えるが、法務省、検察庁の見解如何。

十 九で指摘した事実があるにも関わらず、田代検事が逮捕、起訴といった刑事上の訴追を受けず、前文で触れたように懲戒処分を受けるのみで済まされることは適切であるのか。記憶違いによって自身の一生が大きく左右された人がいることを鑑みても、また純粋に関連法律に照らしても、然るべき刑事上の処分が下されるべきではないのか。滝実法務大臣の見解如何。

十一 田代検事は本年六月二十七日付で検察官を退職したとのことであるが、右は事実か。

十二 十一が事実なら、田代検事に退職金は支払われているか。支払われているのなら、その金額を明らかにしたい。

十三 十二で、田代検事に退職金が支払われているのなら、田代検事が処分を受け、退職することになった経緯からしても適切であり、国民の理解を得られるか。滝大臣の見解如何。

十四 弁護士資格の定義如何。

十五 田代検事は弁護士資格を有するか。

十六 田代検事は現時点で弁護士資格を有し、直ちに弁護士活動を行うことは可能か。

十七 直ちに弁護士活動を行うことが可能であるならば、それは適切か。公判を歪めるような行為を行い、懲戒処分を受け、検事の職を退いた者が直ちに弁護士活動を行うことは、我が国の司法を汚し、国民の信頼を失わせることに繋がるのではないか。右質問する。

内閣衆質一八〇第三二三号
平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問に対する答弁書

一について

最高検察庁が平成二十四年六月二十七日に公表した「国会議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違反事件の捜査活動に関する捜査及び調査等について」(以下「本件捜査・調査結果」という。)によれば、御指摘の検事は、「上司への報告用であろうなどと考えて御指摘の捜査報告書(以下「本件報告書」という。)を作成したものであり、本件報告書に記載された内容の中には、平成二十二年五月十七日の取調べにおけるやり取りの趣旨とは「実質的に相反するもので

はない」とみることができ、「その趣旨のやり取りを問答式かつ口語調で具体的かつ詳細に記載しているため、読み手に対して、「実際にそのような具体的なやり取りがあったという点で誤解を与えかねないという面において不正確な部分があるところ、この点について、「本件取調べの状況と同じ状況が勾留中の取調べでもあったことなどから、記憶がごっちゃになつてしまい、勾留中の取調べの際にあった具体的な発言によるやり取りが本件取調べでもあったと勘違いしてしまったものと思うなどと説明している」ものとされていると承知している。

二について

御指摘の検事が、本件報告書に不正確な内容を記載したことは、誠に遺憾である。

三、四、九及び十について

御指摘の「検事が虚偽の捜査報告書を作成し、それを東京第五檢察審査会に提出した」とに関しては、本件報告書を作成した検察官を被告発人とする虚偽公文書作成罪等の告発がなされ、検察当局において、当該告発を受理して捜査し、平成二十四年六月二十七日、「嫌疑不十分」を理由に不起訴処分としたと承知しており、この事件については、検察当局において、法と証拠に基づいて、適切に処理したものと考えている。

五について

本件捜査・調査結果において、御指摘の部長が、本件報告書の「虚偽の部分にアンダーラインを引き、大幅に加筆修正をしていた」との事実があったものとはされていないと承知している。

なお、本件捜査・調査結果によれば、御指摘の部長は、本件報告書を引用した捜査報告書の原案を起草した際、関係者の供述については、御指摘の事件に係る「起訴相当議決において、共謀に関する直接証拠と位置付けられている重要な証拠であり、他方、検察は、そのやり取りについて具体性に欠けるなどと評価していたので、そのやり取り部分等が檢察審査会に分かりやすいように「するため、その原案の一部にアンダーラインを引いたものとされていると承知している。

六について

御指摘の調査は、最高検察庁監察指導部において実施されたものであるが、それ以外のお尋ねについては、今後の同部の調査に支障を来すおそれがあること等から、答弁を差し控えた。

七及び八について

御指摘の「検事により作成された虚偽の捜査報告書と思われる文章が、インターネット上で掲載されていること」については把握しているが、当該文章をインターネット上に流出させた者については把握していない。

十一について

御指摘のとおりである。

十二及び十三について

御指摘の検事に対する退職手当は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づき支給することとなるが、その金額については、個人に関する情報であるため、答弁を差し控えたい。

十四から十七までについて

「弁護士資格」については、一般的には、弁護士となる資格という意味で用いられていると承知しており、弁護士となる資格は、司法修習生の修習を終えた者等、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第四条、第五条及び第六条に規定する者が、同法第七条に規定する欠格事由のいずれにも該当しない場合に有するものとされている。御指摘の検事については、平成十年四月に司法修習を終えており、当該欠格事由のいずれにも該当しない場合には、弁護士となる資格を有することとなる。

また、同法第八条は、弁護士となる資格を有する者が弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない旨規定しているところ、御指摘の検事が当該弁護士名簿に登録されているか否かは承知していない。

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員橘慶一郎君提出担い手育成のための地域の農業高校の役割と国の支援に関する質問に対する答弁書

平成二十四年六月二十九日提出
質問 第三二一四号

担い手育成のための地域の農業高校の役割と国の支援に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

担い手育成のための地域の農業高校の役割と国の支援に関する質問主意書

我が国の農業において、後継者の確保は中長期

平成二十四年七月二十六日 衆議院会議録第三十号 議長長の報告

にわたり重要な課題となっている。一方、各地域において農業高校は次代の担い手育成に永く取り組んできた歴史があり、近年は定年退職した方々の生涯教育の場にもなっている。農業人口が急激に減少し、従事者の高齢化が進む現状にあって、若者のみならず「第二の人生」として農業に取り組む方々も貴重な存在となっている今日、地域の農業高校には新たな役割が期待されているものと思う。については、担い手育成のための地域の農業高校の役割についての内閣の認識と国の支援の考え方について、以下四項目にわたり質問する。

一 我が国の高等学校における農業学科の数、在籍者数及び近年の卒業生で農業に従事した者の数を伺う。

二 我が国の高等学校において、農業に関し生涯教育型のコースを設置している学校数、在籍者数及び近年の卒業生で農業に従事した者の数を伺う。

三 担い手育成のための地域の農業高校の役割についての農林水産省の見解を伺う。

四 農業高校における農場等施設整備に対する国の支援について、文部科学省の取り組み及び考え方を伺う。

内閣衆質一八〇第三二四号
平成二十四年七月十日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員橘慶一郎君提出担い手育成のための地域の農業高校の役割と国の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出担い手育成のための地域の農業高校の役割と国の支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「農業学科の数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省が実施した「学校基本調査」によれば、高等学校の農業に関する学科の数及び在籍者の数は、平成二十三年五月一日現在、それぞれ三百二十二学科及び八万六千六百六十人であり、平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度における高等学校の農業に関する学科の卒業生のうち農林業に従事した者の数は、それぞれ五百八十四人、七百五十七人及び八百二十人となっている。

二について

お尋ねの「生涯教育型のコース」の意味するところが必ずしも明らかではないが、高等学校が提供する農業に関する生涯学習の機会については、統計的には把握していない。

三について

農業に関する学科を設置している高等学校は、持続可能な力強い農業を実現するために必要な意欲と能力のある農業経営者の育成等という重要な機能を担っており、その果たすべき役割は大きいと考えている。

四について

文部科学省としては、農業に関する施設を含む高等学校産業教育施設の整備は、産業教育の振興のために重要であると考えており、関係府省とも連携しつつ、学校施設環境改善交付金を

交付するなど、必要な支援を行っているところであって、今後とも、高等学校産業教育施設の整備に対する支援に努めてまいりたい。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員秋葉賢也君提出防災集団移転促進事業による宅地買取りのための抵当権の抹消に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄本島北部(やんばる地域)におけるマングース防除事業等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出大震災を踏まえた防災計画の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出二〇二二年六月十八日の日口首脳会談に係る外務省の説明に関する質問に対する答弁書

平成二十四年七月三日提出
質問 第三二一五号

防災集団移転促進事業による宅地買取りのための抵当権の抹消に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

防災集団移転促進事業による宅地買取りのための抵当権の抹消に関する質問主意書

東日本大震災の被災地では、再び、住民の生命、財産が危険にさらされることがないよう、災害に強い地域づくりを進めるため、被災市町村が復興計画を策定し、住民の居住に適当でない認められる区域については、防災集団移転促進事業(以下「防集事業」という。)により、安全な高台や内陸部への集団移転を進めている。

防集事業に参加し、移転先で新たに住宅を建て

直すことを考えている被災者の中には、住宅ロー

ンが残り、宅地に抵当権がついていることから、

防集事業参加に当たり宅地を売却するには、金融

機関による抵当権の抹消が必要となる者が多くい

る。仙台市の例では、防集事業の対象となる宅地

約三千三百筆の四分の一に当たる約八百筆に抵当

権・根抵当権が残っているとされる。防集事業で

は、自治体が被災した宅地を買い取ることとなる

が、抵当権のついた宅地については、實際上、抵

当権を有する金融機関の抵当権抹消の同意がなけ

れば、買い取ることはできないという制約があり、

防集事業が進まない一因ともなっている。

そのような中で、住宅金融支援機構は、防集事

業に参加する被災者が市に土地を売却する際には、

代金を住宅ローンの返済に充てることを条件に

に抵当権を抹消する等の支援策を進めているとさ

れる。

以上を踏まえ、次の質問をする。

一 住宅ローンがあり、宅地に抵当権が設定され

ている被災者が防集事業に参加するに当たり、

住宅ローンの返済ができないと、金融機関から

抵当権の抹消の同意が得られないという現実に

対し、どのような取組をしているのか。

二 宅地を自治体に売却するに際しては、抵当権

の抹消が必要となることから、被災者の防集事

業参加を促し、安全な高台への移転を迅速に進

めるため、住宅金融支援機構が進めている抵当

権の弾力的取扱いを民間の金融機関にも要請し

ていく必要があると考えるが、政府の見解を伺

いたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三二五号

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出防災集団移転促進事

業による宅地買取りのための抵当権の抹消に関

する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出防災集団移転促進

進事業による宅地買取りのための抵当権の

抹消に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「抵当権の抹消」に関しては、集団移

転促進事業(防災のための集団移転促進事業に

係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭

和四十七年法律第百三十二号。以下「法」とい

う。第二条第二項に規定する集団移転促進事業

をいう。以下同じ。)が円滑に進められるよう、

独立行政法人住宅金融支援機構においては、一

定の要件の下、住宅ローンが返済されたか否か

にかかわらず、債務者が移転促進区域(同条第

一項に規定する移転促進区域をいう。以下同

じ。)内に所有する宅地等に設定されている抵当

権の抹消に応じることとしている。また、金融

機関においては、これまでも債務者が所有する

宅地等を売却し、その代金を住宅ローンの返済

に充てる場合には、基本的には、住宅ローンが

返済されたか否かにかかわらず、当該宅地等に

設定されている抵当権の抹消に応じており、債

務者が移転促進区域内に所有する宅地等に設定

されている抵当権の取扱いについても、実態に

応じた柔軟な対応がなされるものと承知してい

る。

なお、移転促進区域内の住民が、移転促進区

域内の土地を売却しなくても、集団移転促進事

業により整備された住宅団地(法第二条第二項

に規定する住宅団地をいう。)等へ移転すること

は可能である。

平成二十四年七月四日提出

質問 第三二二六号

沖繩本島北部(やんばる地域)におけるマン

グース防除事業等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

沖繩本島北部(やんばる地域)におけるマン

グース防除事業等に関する質問主意書

いつ頃だったか、「ハブとマンガースの決闘

ショー」を見たことがある。たしか、恩納村の観

光施設「琉球村」のことだったと記憶している。

マンガースがハブ退治の目的で導入されたこと

は承知している。他方、マンガースが沖繩本島北

部(以下、やんばる地域という)ではヤンバルクイ

ナ、奄美大島ではアマミノクロウサギやアマミト

ゲネズミ等の希少な動物を捕食している現実があ

る。

マンガースの根絶は、世界自然遺産の候補地と

なっているやんばる地域、奄美大島の豊かな生態

系の回復、保全のために不可欠だ。したがって、

マンガース防除事業をはじめとする「特定外来生

物防除等推進事業」は効果的かつ効率的に実施、

推進しなければならないものと考ええる。

以下、質問する。

一 政府は、平成十九年度から平成二十三年度の

過去五年間、マンガース防除事業にどれだけの

予算を計上しているのか。年度毎に明らかにし

たうえで、かかる予算の推移に対する見解を示

された。

二 やんばる地域におけるマンガース防除事業に

ついて、平成十九年度から平成二十三年度まで

の年度毎の捕獲頭数および捕獲効率(一、〇〇

〇わな日当たりの捕獲数)を環境省、沖縄県、

在沖米海兵隊の別に明らかにしたうえで、係る

捕獲頭数、捕獲効率の推移に対する政府の見解

を示されたい。

三 政府がマンガース防除事業を開始したのはい

つからか、事業開始時点で政府が把握していた

やんばる地域におけるマンガースの推定個体数

と併せて明らかにされたい。また、政府が把握

している直近のマンガースの推定個体数を明ら

かにしたうえで、係る個体数の推移に対する見

解を示されたい。

なお、同地域における推定個体数を統計的に

把握していないのであれば、その理由について

明らかにされたい。

四 政府は、平成二十四年度において「特定外来

生物防除等推進事業」に約三億二、五〇〇万円

の予算を計上している。一方で、やんばる地域

における環境省委託作業員のマンガース捕獲数

の一人当たりの平均が平成二十三年度の一年間

でわずか一匹であったことが判明している。

いわゆる政府版事業仕分け、環境省・平成二

十四年度「行政事業レビュー」公開プロセスにお

いて「特定外来生物防除等推進事業」が対象とし

て取り上げられた。同「行政事業レビュー」で

は、評価者からマンガース防除事業について

「個体数が減ったのに固定費の支払いは非効率的

」との指摘や「一旦やめて報奨金制度に切り替

え

え

え

えるべきだ」との提案、「絶滅可能(種の保存が不能)と予測できる個体数を目標として掲げるべきであろう」等の意見がなされたようである。

私は、ヤンバルクイナ等を襲うマングースの捕獲を目的とする事業は、今後も継続実施されるべきとの立場であるが、政府はいかなる見解か。係る環境省「行政事業レビュー」を踏まえて、態度を明らかにされたい。

五 マングースはやんばる地域に限らず、沖縄本島全域に生息している。したがって、マングース被害根絶のためには、沖縄本島全域におけるマングース駆除が必要である。

本年度から創設された「沖縄振興特別推進交付金(いわゆるソフト一括交付金)」を活用し、沖縄県あるいは県内各市町村が独自にマングース駆除事業を展開すれば、被害根絶に向けて大きく前進すると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

また、かかる趣旨の事業は「沖縄振興特別推進交付金交付要綱」(平成二十四年四月十九日府政沖第一四九号)第三条に定める「交付金の交付の対象となる事業等」に該当するか否か、政府の見解を明らかにされたい。

なお、該当しないとの政府見解であれば、その根拠を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三二六号

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄本島北部(やんばる地域)におけるマングース防除事業等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄本島北部(やんばる地域)におけるマングース防除事業等に関する質問に対する答弁書

一について

環境省では、特定外来生物防除等推進事業の一つとして、沖縄本島北部三村にまたがるやんばる地域(以下「やんばる地域」という。)において、マングース防除事業を実施している。当該事業の予算額は、平成十九年度は四千六百万円、平成二十年度は四千百万円、平成二十一年度は四千二百万円、平成二十二年度は六千二百万円、平成二十三年度は七千八百万円であり、早期にマングースを根絶させるため、平成二十一年度以降、当該事業の予算を拡充してきたところである。

二について

やんばる地域における環境省、沖縄県及び在沖縄米海兵隊それぞれの平成十九年度から平成二十三年度までの各年度のマングースの捕獲頭数及び捕獲効率(千わな日当たりの捕獲数をいう。以下同じ。)は次のとおりである。

同省のマングースの捕獲頭数及び捕獲効率は、平成十九年度は百十七頭及び〇・五六五、平成二十年度は七十五頭及び〇・二四六、平成二十一年度は十二頭及び〇・〇三五、平成二十二年度は十五頭及び〇・〇四一、平成二十三年度は十五頭及び〇・〇二九である。

同県のマングースの捕獲頭数及び捕獲効率

は、同県によれば、平成十九年度は四百六十九頭及び三・一五七、平成二十年度は四百七十頭及び〇・七八二、平成二十一年度は三百七十八頭及び〇・四五〇、平成二十二年度は百八十四頭及び〇・二二三、平成二十三年度は二百七頭及び〇・二四〇である。

在沖縄米海兵隊のマングースの捕獲頭数及び捕獲効率は、在沖縄米海兵隊によれば、平成十九年度は三十三頭及び四・七六二、平成二十年度は十五頭及び一・六七三、平成二十一年度は六頭及び〇・三五八、平成二十二年度は三十一頭及び〇・二八二、平成二十三年度は三十三頭及び〇・一四七である。

同省としては、一についてでお答えしたマングース防除事業等により、やんばる地域のマングースの捕獲が進み、マングースの生息密度が低下してきていることから、平成十九年度から平成二十三年度までの間において、捕獲頭数はおおむね減少傾向にあり、捕獲効率は低下傾向にあるものと認識している。

三について

やんばる地域において、環境省がマングースを防除する事業を開始したのは、平成十三年度であるが、事業開始時点においては、やんばる地域におけるマングースの個体数は推定していなかった。

同省が平成二十二年までのマングースの捕獲頭数から一定の条件の下、マングースの個体数を推定したところ、平成十三年に五百頭であったものが、平成十六年に九百九十頭まで増加し、それ以降減少して平成二十二年には百五十五頭である。同省としては、近年マングースの

個体数が減少傾向にあるのは、当該事業等によるマングースの捕獲の効果であると考えている。

四について

環境省としては、引き続き、マングースを根絶し、やんばる地域の貴重な生態系を保全する取組が必要であると考えているが、特定外来生物防除等推進事業については、平成二十四年六月に同省において行われた行政事業レビュー公開プロセスで受けた指摘を踏まえ、当該事業の一層の効率化を含め、その抜本的な見直しを行うこととしている。

五について

マングース対策については、特に貴重な生態系を有するやんばる地域において、国、沖縄県等が連携しつつ、マングースの根絶を目指すことが重要であると考えている。

また、お尋ねの「マングース駆除事業」が、「沖縄振興特別推進交付金交付要綱」(平成二十四年四月十九日付け府政沖第四九号)第三条に規定する交付金の交付の対象となる事業等(以下「交付対象事業等」という。)に該当するか否かについては、「マングース駆除事業」の具体的な内容が明らかでないため、一概にお答えすることは困難である。同県から内閣府に事業計画の提出があった場合には、その内容を見て、交付対象事業等に該当するか否かについて、個別に判断してまいりたい。なお、同県が、やんばる地域を対象として、平成二十四年度に実施する「マングース対策事業」については、同府において交付対象事業等に該当するものと認め、当該交付金の交付を決定したところである。

平成二十四年七月四日提出
質問 第三二七号

大震災を踏まえた防災計画の見直しに関する
質問主意書

提出者 木村 太郎

大震災を踏まえた防災計画の見直しに関する
質問主意書

本年三月三十一日、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会中間報告を踏まえ、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が想定すべき最大級の震度と津波の高さ（満潮時）を公表し、その死者数や全壊棟数などの想定は六月頃、経済被害などを秋頃に発表、来春には対策大綱を纏めるとしている。

一方、地震に伴う土砂災害や津波災害を含む「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況」（平成二十三年十一月一日現在）を総務省消防庁が本年一月三十一日に公表しており、調査結果によると、津波災害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準については、「策定済」が六十一・一パーセント、点検による「見直し中」の市区町村と合わせると七十六・二パーセントとなっており、前回の調査結果に比べ八・四ポイント増加しているものの、先の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表したところによれば、今後、可及的速やかに防災計画の見直しに着手しなければならない。国はこれまで以上に、各自自治体における財政面を含めた防災対策を強力に支援し、強靱な国土づくりを果たす責任を背負っているものと考ええる。

従って、次の事項について質問する。

一 今回平成二十三年十一月一日時点の全国の市

区町村における「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況」の調査結果を受けて、どのように分析しているのか、野田内閣の見解如何。

二 一に關連し、今回調査時点で策定中の市区町村について、その進捗状況はどのようになっているのか、また、水害、土砂災害、高潮災害、津波災害発生時いずれにおいても未着手の市区町村が散見されるが、国として今後どのように支援していくのか、野田内閣の見解如何。

三 一及び二に關連し、今回の津波災害発生時における調査結果は、前回の調査結果に比べ八・四ポイント増加しているものの、先の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表したことによる市区町村への影響をどのように分析しているのか、野田内閣の見解如何。

四 一、二に關連し、このような実態を踏まえ、全国の自治体において、避難勧告基準の策定百パーセントを達成し、万全の態勢が整っているようにするために、今後国としてどう対応していくのか、野田内閣の見解如何。

五 四に關連し、避難勧告基準がほぼ策定完了となりうる具体的な年次を予め定め、国として自治体に対しての通知だけに留まらず、財政面をはじめとする一層の支援をすべきではないかと考えるが、野田内閣の見解如何。

内閣衆質一八〇第三二七号
平成二十四年七月十三日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員木村太郎君提出大震災を踏まえた防災計画の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出大震災を踏まえた防災計画の見直しに関する質問に対する
答弁書

一について

平成二十三年十一月一日時点の全国の市区町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準（以下「基準」という。）の策定状況調査を平成二十三年十一月一日時点のものと比較すると、水害発生時における基準を策定済み（点検による見直し中である場合を含む。以下同じ。）である回答した市区町村の割合は五十九・五パーセントから六十九・九パーセントへと、土砂災害発生時における基準を策定済みであると回答した市区町村の割合は五十五・五パーセントから六十六・八パーセントへと、高潮災害発生時における基準を策定済みであると回答した市区町村の割合は四十六・七パーセントから五十八・一パーセントへと、津波災害発生時における基準を策定済みであると回答した市区町村の割合は六十七・八パーセントから七十六・二パーセントへとそれぞれ増加しており、基準の策定は進んできているが、更にこれを促進していく必要があることを認識している。

二及び三について

基準の策定状況については、今後、平成二十四年十一月一日時点の状況を調査する予定であり、現時点において、平成二十三年十一月一日後の状況は把握していない。

政府としては、先進事例に係る情報提供等を行うことにより、市区町村における基準の策定や見直しを支援してきたところであり、引き続き、情報提供の充実等に努めてまいりたい。

四及び五について

政府としては、これまでも、毎年の出水期前の中央防災会議会長（内閣総理大臣）から都道府県防災会議会長への通知等により、市区町村に対し、水害発生時、土砂災害発生時及び高潮災害発生時における基準の策定を促しているところである。さらに、津波災害発生時における基準についても、東日本大震災を踏まえて平成二十三年十二月二十七日開催の中央防災会議において修正された防災基本計画において、新たに「津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする」としたところである。

政府としては、引き続き、必要な基準が未策定の市区町村において速やかに策定が進められるよう、情報提供の充実等に努めてまいりたい。

平成二十四年七月五日提出
質問 第三二一八号

二〇二二年六月十八日の日口首脳会談に係る
外務省の説明に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

二〇二二年六月十八日の日口首脳会談に係る外務省の説明に関する質問主意書

本年六月十八日、メキシコのロスカボスにおいて、野田佳彦内閣総理大臣とブーチン・ロシア大

統領による首脳会談(以下、「会談」とする。)が行われている。外務省HPには、「G20ロスカボス・サミットの際の日露首脳会談(概要)」との見出しで、「会談につき、以下のような説明がなされている。

野田総理は、現地時間六月十八日十三時十分から約三十分間、G20首脳会合に出席するために訪問中のメキシコのロス・カボスにおいて、プーチン・ロシア大統領との間で日露首脳会談を行った。両首脳による初めての会談であったが、会談は打ち解けた雰囲気の中で行われた。

一 日露関係一般

両首脳は、アジア太平洋地域の戦略環境が大きく変化しているとの認識の下、この地域の安定と繁栄に貢献するため、日露間の取組を強化することで一致した。特に、安全保障・防衛分野における協力、海をめぐる協力を進めていく重要性を確認した。

二 領土問題

両首脳は、領土問題に関する交渉を再活性化することで一致し、静かな環境の下で実質的な議論を進めていくよう、それぞれの外交当局に指示することとした。そして、領土問題を含め幅広い分野で両国関係の進展につき議論するため、できる限り今夏にでも玄葉大臣をモスクワに派遣することで調整することとなった。

三 経済

両首脳は、両国の経済関係の一層の発展が日露双方の利益となるとの基本的認識を改めて確認した。また、エネルギーを始めとする経済分野での協力を互恵の原則に従って進めていくために自ら積極的に関与していくことで一致し

た。

野田総理から、ウラジオストクLNGプロジェクトの実現やサハリン3プロジェクトへの日本企業の参画など、具体的な進展を期待している旨述べた。

プーチン大統領からは、最近、日本からの投資案件は増加しているが、日露経済の潜在力に比べれば日露間の貿易額はまだ低いとして、更なる発展への期待の表明があった。

四 人的・文化交流

両首脳は、両国関係の一層の発展のためには、あらゆるレベルでの交流を活性化し、相互理解を深めることが必要であるとの認識で一致し、国民レベル、議員レベルでの交流、文化面での交流を深化させていくことを確認した。

特に、野田総理からは、草の根レベルの支援や交流の事例として、震災後に石巻で救助活動を行ったロシア救助隊員のお嬢さん、アンナ・メリニコヴァちゃん(二歳)が日本で白血病の治療を受けていること、東北地方の人々の感謝の気持ちとして、秋田県からプーチン大統領に秋田犬の寄贈がなされる予定であることの紹介があった。

右の概要(以下、「概要」とする。)を踏まえ、以下質問する。

一 「概要」は、「会談」の内容を正確に反映しているか。

二 「会談」で交わされた野田総理とプーチン大統領とのやり取りのうち、「概要」に示されていないものはあるか。

三 「会談」では実際に野田総理とプーチン大統領とで交わされた事実はないのに、「概要」におい

てあたかもそのような会話がなされた」と記述されている部分はあるか。

四 「会談」の中で、野田総理とプーチン大統領により、野田総理が年内にロシアを訪問することの合意がなされたという事実はあるか。

五 「会談」の中でプーチン大統領から、原子力エネルギーの協力についての提案がなされたという事実はあるか。

六 「会談」の中で、プーチン大統領より、森喜朗元内閣総理大臣がいつロシアを訪問するのか、「ヨシはいつ来るのか」といった表現を用いて、野田総理に対して問い合わせがなされたという事実はあるか。

七 四、五、六で、それぞれそのような事実があるのなら、それらについて「概要」では何も触れられなかった部分がないのはなぜか、説明されたい。

八 「概要」には「両首脳は、領土問題に関する交渉を再活性化することで一致」とあるが、報道によると、野田総理、プーチン大統領双方とも、「再活性化」という発言を「会談」では行っていないかつたことであるが、右は事実か。

九 八で、事実であるのなら、なぜ「概要」において、また「会談」後の野田総理自身による記者団への説明でも、そのような説明がなされているのか説明されたい。

十 「概要」を作成した外務省の部署並びにその責任者の官職氏名を明らかにされたい。

十一 「会談」後、野田総理が記者団への説明を行う際に使った原稿を作成した外務省の部署並びにその責任者の官職氏名を明らかにされたい。

十二 十と十一の外務省の部署並びにその責任者は、なぜ「会談」の実態と大きく異なる「概要」並

びに原稿を作成したのか、その理由を明らかにされたい。

十三 十と十一の外務省の部署並びにその責任者が、「会談」の実態と大きく異なる「概要」並びに原稿を作成したことは、日露の領土交渉に悪影響を与え、我が国の国益を損なったのではないのか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三二八号
平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出二〇二二年六月十八日の日口首脳会談に係る外務省の説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出二〇二二年六月十八日の日口首脳会談に係る外務省の説明に関する質問に対する答弁書

一から三まで、七及び十一から十三までについて

一般に、首脳会談等の結果を政府が対外的に説明する際に外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、関係国との関係もあり差し控えているところであり、御指摘の概要においても、御指摘の会談における個別のやり取りについて明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり差し控えているが、当該概要は、当該会談におけるやり取りを踏まえて作成したものであり、政府として、当該会談の内容について事実と異なる説明は行っていない。また、御指摘の記者団への説明については、当該

会談におけるやり取りを踏まえて、野田内閣総理大臣が自らの言葉で述べたものである。したがって、「日ロの領土交渉に悪影響を与え、我が国の国益を損なった」との御指摘は当たらない。

四から六までについて

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり差し控えたい。

八及び九について

御指摘の会談の中では、「再活性化」という言葉は用いらなかったが、当該会談における野田内閣総理大臣とプーチン・ロシア連邦大統領とのやり取り等に鑑みれば、当該会談において、両首脳が北方領土問題に関する交渉を再び活性化することで一致したことは事実であり、そのような事実を説明するため、御指摘の概要及び記者団への説明において「再活性化」という言葉を用いたところである。

十について

御指摘の概要は、御指摘の会談の結果を政府として対外的に説明するために外務省欧州局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経たものである。

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橘慶一郎君提出出先機関改革に係るアクション・プランの取り組み状況に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出サイバー攻撃に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出私的さい帯血バンクの実態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大口善徳君提出排水栓の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中島政希君提出利根川の実績流量に関する質問に対する答弁書

平成二十四年七月六日提出
質問 第三一九号

出先機関改革に係るアクション・プランの取り組み状況に関する質問主意書

提出者 橘慶一郎

出先機関改革に係るアクション・プランの取り組み状況に関する質問主意書

現在、国の出先機関改革については、平成二十二年十二月二十八日に閣議決定された「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて、「以下、「アクション・プラン」という）に基づき、内閣において様々な取り組みが進められていると理解している。しかしながら東日本大震災の発生等の事情を受けて、アクション・プランの工程表は事実上棚上げとなり、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、市長会や町村会から慎重な意見も出されているところである。一方、「直轄道路・直轄河川」、「ハローワーク」、「共通課題」のいわゆる「その他の三課題」については、平成二十三年十二月二十六日に開催された第十五回地域主権戦略会議において、「百かゼロか」ということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化」との方針が了承されており、出先機関改革の地道な推進の観点からは、この分野の取

り組みが目玉されるところである。以上を踏まえ、アクション・プランの取り組み状況に関し、以下七項目にわたり質問する。

一 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、災害時の対応を含め、各方面の意見を十分に聴いて慎重に検討すべきものと考えているが、関係法案の検討状況及び今後の進め方を伺う。

二 その他の三課題中、ハローワークについては、「東西一か所ずつハローワークが移管されているの」と実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う」という段階を踏んだ方針を評価しつつ、取り組みの現状及び今後の進め方を伺う。

三 「直轄道路・直轄河川」について、チーム会合の開催状況を確認する。「具体的に動かしていく案」の検討状況及び今後の進め方を伺う。

四 「共通課題」について、「知事会が自由度向上につながる」として特に先行的に移管を求める三事務」を具体的に伺う。

五 「共通課題」について、各府省が移譲できるとする「A・a」事務については、現状において知事会側が検討を進捗させることに難色を示しているやに聴くが、この間の事情を伺う。

六 アクション・プランの実現のためには、その他の三課題に地道に取り組むことが、「急がば回れ」の精神から真の近道ではないかと思料するところ、内閣の見解を伺う。

七 アクション・プランの工程表を作り上げる用意はないのか、内閣の方針を確認する。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三二九号
平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出出先機関改革に係るアクション・プランの取り組み状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出出先機関改革に係るアクション・プランの取り組み状況に関する質問に対する答弁書

一について

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、地域主権戦略会議の下に置かれた「アクション・プラン」推進委員会を中心に検討を進めてきたところである。同推進委員会は、平成二十三年二月以降九回にわたって会合を開催し、必要に応じて、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の副大臣又は大臣政務官、関西広域連合、四国知事会及び九州地方知事会を代表する府県知事並びに沖縄県知事並びに全国市長会及び全国町村会を代表する市町村長の出席の下で議論を行い、検討を進めてきたところである。お尋ねの「関係法案」については、政府内で調整を進めつつ、現在、与党において行われている国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に関する議論も踏まえ、引き続き今国会に法案を提出するべく最大限努力してまいりたい。

二について

ハローワークに関する取組としては、「アク

シヨン・プラン」出先機関の原則廃止に向けて(平成二十二年十二月二十八日閣議決定。以下「アクション・プラン」という。)に基づき、希望する地方自治体において、当該地方自治体の主導の下、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う相談業務等を一体的に実施する取組を進めており、平成二十四年七月一日現在で既に二十六道府県及び三十三市区で当該取組が開始されており、三県及び十九市区町のそれぞれによる当該取組に係る提案並びに一県及び一市の共同による当該取組に係る提案について、厚生労働省と当該地方自治体との間で協議中である。また、お尋ねの「東西一か所ずつハローワークが移管されている」と実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う「取組については、現在、同省と埼玉県及び佐賀県との間で具体的な取組の内容について協議中であり、「ハローワーク浦和」及び「ハローワーク佐賀」を対象に、同年十月を目途に当該取組を開始する方向で準備を進めているところである。

今後はこれらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討する予定である。

三について

「アクション・プラン」推進委員会の下に置かれた直轄道路・直轄河川チームは、平成二十三年二月二十四日に第一回会合を、平成二十四年三月二十八日に第二回会合を開催したところである。

お尋ねの「具体的に動かしていく案」については、今後、アクション・プラン等を踏まえ、更に直轄道路・直轄河川チームによる会合等を開

催し検討していく予定である。

四について

「知事会が自由度向上につながる」として特に先行的に移管を求める三事務」とは、全国知事会から平成二十三年八月三十日付けで内閣府に送付された「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」において示された「農地の転用に関する事務」、「中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務」及び「利便性の高い交通体系の構築に関する事務」である。

五について

「共通課題」に係る事務・権限の移譲については、「地域主権戦略大綱」(平成二十二年六月二十二日閣議決定)に基づき関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限の仕分けにおいて全国一律・一斉に地方自治体に移譲する事務・権限とされたもの(以下「A-a」事務・権限という。)を参考にして、アクション・プランに基づき、政府として移譲に向けた取組に速やかに着手する事務・権限及びその実施に向けた工程を全国知事会に提示したところである。これを受け、全国知事会は、「A-a」事務・権限を地方に移譲しても、出先機関の原則廃止につながらない、地方の自主性及び自立性を高める事務を速やかに移譲すべきとしているところである。

このため、現在、「A-a」事務・権限と四についてでお答えした「知事会が自由度向上につながる」として特に先行的に移管を求める三事務の双方を対象として、政府と全国知事会との間で議論を進めているところである。

六について

アクション・プランの実現のためには、お尋ねの「その他の三課題」に限らず、アクション・プランで定めた各取組について全般的に進めていくことが重要であると考えている。

二 犯行声明を出しているアノニマスはどのような集団・組織と認識しているか、政府の見解を示されたい。

三 今回の政府機関、政党などを狙った複数のサイバー攻撃の目的について、政府はどのように分析しているか認識を示されたい。

四 今回のサイバー攻撃に対し、監視片が捜査に乗り出す方針を固めたとされるが、一般的にサイバー攻撃は攻撃元の犯人特定が困難であり、また海外からの攻撃に対して国境を越えた捜査が必要なことから、これまでも摘発検挙が充分行われてきたとは言えない状況にある。今回のサイバー攻撃に対して政府はどのような対応を行っていくのか見解を示されたい。

五 アノニマスは、今後更なるサイバー攻撃を仕掛ける声明を出しているとされるが、予測されるサイバー攻撃の脅威に対し、どのような対策を考えているか、見解を示されたい。

六 サイバー攻撃は国家安全保障、国防上の重要課題であり、より組織化、巧妙化する攻撃に対応していく為にも、情報セキュリティ対策に必要な法整備、組織整備が必要ではないか、政府の見解を示されたい。

アクション・プランの実現に向けた手順等については、既にアクション・プランにおいて記述しているところであり、今後、当該手順等に従って、アクション・プランに定めた各取組を着実に進めていくこととしている。

平成二十四年七月六日提出
質問 第三三〇号

サイバー攻撃に関する質問主意書

提出者 馳

浩

サイバー攻撃に関する質問主意書

国際ハッカー集団「アノニマス」について、日本の政府機関や政党などが被害を受けたサイバー攻撃に関わっているとされる。ウェブサイトに大量のデータを送りつけ通信障害を引き起こすDDoS攻撃や、システムへの不正侵入による内容改竄などの攻撃を受けた。昨年、衆参両院や政府機関、企業などを狙ったサイバー攻撃により重要情報が窃取されるという事態が起きたことからサイバー攻撃は安全保障や危機管理上の重要問題であり、情報セキュリティ確保の為の基盤整備が急務と考える。以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 今回の政府機関や政党などを狙ったサイバー攻撃とアノニマスとの関連性について、政府はどのように認識しているか、見解を示されたい。

内閣衆質一八〇第三三〇号
平成二十四年七月十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員 馳浩君提出サイバー攻撃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出サイバー攻撃に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘のサイバー攻撃（以下「今回のサイバー攻撃」という。）については、アノニマスと称する者が、著作権法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十三号）の内容を批判していると思われる主張とともに、サイバー攻撃を行うことを示唆する内容をウェブサイトに掲載し、その後、政党等のウェブサイトに對する閲覧要求等の大量送信が行われるなどしているものであるが、現在警察において、その事実関係の確認を行っているところであり、お尋ねの攻撃目的やアノニマスと称する者との関連性についてはお答えを差し控えたい。

二について

アノニマスと称する者が、これまでもウェブサイトに對して様々な主張を行い、サイバー攻撃を行うなどしていると承知しているが、その実態の詳細についてはお答えを差し控えたい。四及び五について

政府においては、政府機関の情報セキュリティを確保するための統一的な基準となる「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」（平成二十三年四月二十一日情報セキュリティ政策会議決定）等を策定し、政府機関全体の情報セキュリティ対策の強化等を図っているほか、サイバー攻撃に對し迅速かつ的確に對処するため、各府省庁が業務において得たサイバー攻撃に係る情報を内閣官房に集約し、適時適切な情報の共有を図り、さらに、認知したサ

イバー攻撃の規模等に応じ、政府一体となった初動對処体制をとるなど、必要な措置をとることとしている。

今回のサイバー攻撃については、現在警察において、関係者からの協力を得つつ、事実関係の確認を行っているところであり、その結果も踏まえ、適切に對処してまいりたい。

六について

政府としては、情報セキュリティの確保は、国家の安全保障や国民の社会経済活動等にとつて重要な課題であると認識しており、これまでも必要な法整備や組織整備等に努めてきたところであるが、引き続き必要な対策を進めてまいりたい。

平成二十四年七月九日提出
質問 第三三一 号

私的さい帯血バンクの実態に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

私的さい帯血バンクの実態に関する質問主意書

昨年三月十一日の東日本大震災を引き金に起きた福島第一原発事故はいまだ収束せず、被ばくによる白血病等の発症への不安を背景として、骨髓、末梢血、さい帯血など造血幹細胞の移植医療への関心が高まっている。また、今後発展が期待される再生医療の貴重な資源として、とりわけ間葉系幹細胞を含むさい帯血が再び注目を集めている。

白血病に代表される血液疾患に対する根本的治

療法である造血幹細胞移植医療は、「移植を希望するすべての患者に公平かつ適正に移植医療を提供するために相互に助け合う」という理念に基づき、日本骨髓バンク（一九九一年十二月設立）や日本さい帯血バンクネットワーク（一九九九年八月設立）が、政府の財政支援のもと公的事業として行われており、国民の善意と無償のドネーションにより担われてきている。

公的さい帯血バンク事業は、全国的に統一の運営を確保するため日本さい帯血バンクネットワークを組織し、国の財政支援のもとに臍帯血の安全性と品質の確保を図るため一定の保管基準に従って、現在全国八か所の各地のさい帯血バンクが設置運営されている。

一方、私的さい帯血バンクとは、いわゆる「さい帯血プライベートバンク」として、新生児本人や家族の将来の病気や事故に備え、有償でさい帯血の保存を目的とする民間企業である。

二〇〇九年、私的さい帯血バンクの一つ、「つくばブレインズ」（茨城県）が、裁判所から破産手続きの開始決定を受けた。約千五百人分のさい帯血を保管していたとされるが、破産時にはID番号が記載されていないなど、保管状態や関連書類の不備などにより所有者が特定できないさい帯血もあり、債権者集会で問題となった経緯がある。

以下、私的さい帯血バンクについて質問する。
一 今回破たんした「つくばブレインズ」のような、民間によるさい帯血プライベートバンクの実態は未だ明らかではない。現在国内に何社あり、その経営実態はどのように把握されているのか。

二 私的さい帯血バンクが保管しているさい帯血

は現在何件あるか。企業ごとに示されたい。

三 白血病などの発生率は十万人に数人とされ、そのうち移植が必要な患者は二・三割とされている（二〇〇二、八、二三さい帯血バンクネットワーク）。つまり、移植が必要となるのは十万人に一人程度ということである。

私的バンクに保管されたさい帯血のうち、実際に治療に使われたケースはこれまで何件あるか。対象疾病ごとに示されたい。

四 「つくばブレインズ」の経営破たんにより、保管されていたさい帯血は所有者と他の民間バンクの間で新たに契約が交わされ移管されたというが、所有者の不明なさい帯血は何件あり、現在どのように管理されているのか。

五 私的さい帯血バンクは、財務状況や経理の公開が義務付けられていないため、所有者にとつて経営破たん等によるリスク回避は事実上不可能である。また、幹細胞の分離方法や凍結保管体制の基準が統一されておらず、いざという時に移植に使用できない可能性等、技術的な問題点が指摘（日本造血細胞移植学会他）されていることから、採取・保管の質の担保が不可欠である。まず実態調査を行った上で何らかの規制を検討すべきであると思われるが、見解を問う。

六 アメリカ血液骨髓移植学会では声明の中で、「新生児本人の使用を目的としての、個人向け臍帯血保管は原則として勧められない」としている（二〇〇八、一一）。イギリス王立産婦人科学会ではガイドラインの中で「あらかじめわかっていない本人または家族の疾病の治療を目的としてプライベートバンクで臍帯血を保存す

ることの有益性には未だ確信が持てない」とし、「各々の病院はプライベートバンク利用目的でさい帯血を採取することについて方針を明らかにすべきである」(二〇〇六、一、八)としている。

これらの世界の動向をどう認識しているか。
七 私的さい帯血バンクの保管料は二十万円から三十万円とされ、治療費を含めると選択できる患者は一部に限られる。これは、国民すべてが等しく医療の恩恵を受けられるようにとする「国民皆保険制度」の理念に反するばかりでなく、営利に利用されることにより公的バンクの存在意義そのものを脅かしかねないことについて、見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三三二号
平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員阿部知子君提出私的さい帯血バンクの実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出私的さい帯血バンクの実態に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねのいわゆるさい帯血プライベートバンク(以下「プライベートバンク」という。)については、厚生労働省が平成二十二年一月時点において把握していた国内のプライベートバンクの数は御指摘のつくばブレインズ株式会社を含め

四社であるが、現時点における国内のプライベートバンクの数は把握していない。また、お尋ねのプライベートバンクの経営実態、プライベートバンクが保管しているさい帯血の数及びプライベートバンクに保管されたさい帯血のうち実際に治療に使われたケースの件数については、把握していない。さらに、お尋ねのつくばブレインズ株式会社に保管されていた所有者の不明なさい帯血の数及び管理方法についても、把握していない。

五について

さい帯血移植が必要な方に対するさい帯血の提供については、「平成十一年度における臍帯血移植推進事業について」(平成十一年六月二日付け健医発第八百四十一の二号厚生省保健医療局長通知)による臍帯血バンク事業を実施するさい帯血バンク(以下「公的バンク」という。)において、全国の公的バンクにより構成される日本さい帯血バンクネットワークが策定した安全かつ有効なさい帯血移植を実施するためのさい帯血の採取や調製保存等に関する技術指針等の安全性基準に基づき、全国的に公平かつ適正に実施されており、また、厚生労働省においては、日本造血細胞移植学会等の関係学会等に対して、さい帯血移植を行う際には、公的バンクを介さない場合であっても、公的バンクと同等の安全性基準に基づき提供されたさい帯血を用いて安全かつ有効に実施するよう要請していることから、同省としては、現時点においてプライベートバンクに対する規制が必要であるとは考えていないが、関係学会等に対して、さい帯血移植を行う際には、安全かつ有効に実施する

よう重ねて要請していきたい。
六について

厚生労働省としては、プライベートバンクについて肯定的な意見と否定的な意見があると承知しており、外国における議論の動向も含め、今後とも、関係学会等における議論を注視していきたい。

七について

公的バンクにおいては、さい帯血移植が必要な方に対して、安全かつ有効なさい帯血移植を実施するための安全性基準に基づき、全国的に公平かつ適正にさい帯血の提供を実施しており、プライベートバンクの存在が「公的バンクの存在意義そのものを脅かしかねない」との御指摘は当たらないものと考えている。

厚生労働省としては、今後とも、さい帯血移植が必要な方が適切にさい帯血移植を受けることができるよう、公的バンクの運営に対する支援や公的バンクの広報等に努めていきたい。

平成二十四年七月九日提出
質問 第三三二二号

排水栓の活用に関する質問主意書

提出者 大口 善徳

排水栓の活用に関する質問主意書

東京都は、「木密地域不燃化十年プロジェクト」として、木造住宅密集地域の延焼による焼失ゼロの実現をめざして様々な取り組みを進めていると承知しているが、その一環で、水道事業者が、水道に維持管理上必要な施設として、私道等の狭隘道路の配水管の末端部に多く設置している「排水栓」を消火栓として使用する覚書を、本年六月七

日に東京消防庁と東京都水道局の間で交わしたと仄聞している。

このことにより、木造住宅密集地域に多くみられる、消防車両が入れないような狭隘道路において、地域住民が初期消火に活用できる消火用水源が、これまで以上に確保されることになる。

そこで質問する。

一 政府は、東京都のこの取組みについて承知しているか。

二 政府は、地域の初期消火対策としての「排水栓」の使用をどう評価しているか。

三 木造住宅密集地域を抱える全国の地方自治体に対し、政府としてこの排水栓を消火栓として使用することについて、周知徹底すべきと考え、今後どのように対応するのか。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三三二号
平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員大口善徳君提出排水栓の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大口善徳君提出排水栓の活用に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の取組については承知しており、政府としても、この取組は、木造住宅密集地域に多く存在する消防車両の進入が困難な箇所等における初期消火対策のための消火用水源を確保する一つの有効な取組であると考えており、同様

の状況にある地域を有する他の地方公共団体においても参考となると考えられることから、適当な機会を捉え、必要な情報提供を行つてまいりたい。

平成二十四年七月九日提出
質問 第三三三三号

利根川の実績流量に関する質問主意書

提出者 中島 政希

利根川の実績流量に関する質問主意書

利根川水系河川整備基本方針が定める八斗島地点の基本高水流量毎秒二二〇〇 m^3 に科学的な疑問が投げかけられている。平成二十三年一月に国土交通省は日本学術会議に基本高水流量の検証を依頼し、同年九月に日本学術会議が国土交通省に妥当との回答を行ったが、基本的な疑問は残されたままである。たとえば、基本高水流量は昭和二十二年九月洪水の再現計算から求められたものであるが、同洪水の実績流量は公表値でも毎秒一七〇〇 m^3 とされており、その乖離の理由を日本学術会議は説明できないままで終わっている。問題は再現計算に使う洪水流出計算モデルがどこまで科学性を有しているかである。洪水流出計算モデルの係数は過去の洪水の実績流量を再現できるように設定されるものである。

ところが、国土交通省が洪水流出計算モデルの構築に用いるべき過去の洪水の実績流量は複数あり、何れが正しいのか不明である。これでは、現実に適合した洪水流出計算モデルを構築することができないと考えざるを得ない。

右について、以下質問する。

一 「流量年表」による利根川・八斗島地点の最大流量について

利根川の八斗島地点の最大実績流量は毎年の「流量年表」(国土交通省河川局、日本河川協会発行)に記されている。洪水流出モデルの構築に用いた過去の洪水について、その最大流量を「流量年表」から拾うと、次のとおりである。なお、昭和五十七年八月二日洪水は国土交通省の水文水质データベースによる値である。

昭和三十三年九月十八日洪水 八七三〇 m^3 /秒
昭和三十四年八月十四日洪水 八二八〇 m^3 /秒
昭和五十六年八月二十三日洪水 七六九〇 m^3 /秒

昭和五十七年八月二日洪水 七九九〇 m^3 /秒
昭和五十七年九月十三日洪水 八一九〇 m^3 /秒
平成十年九月十六日洪水 九二二〇 m^3 /秒
平成十一年八月十四日洪水 五二〇〇 m^3 /秒
平成十三年九月十日洪水 六七八〇 m^3 /秒
平成十四年七月十一日洪水 五九七〇 m^3 /秒
平成十九年九月七日洪水 七七六〇 m^3 /秒

1 この値が相違ないか、明らかにされたい。
2 1について、もし相違があれば、正しい値を示されたい。

二 国土交通省が日本学術会議に提出した資料の流量について

一方、国土交通省が日本学術会議に提出した資料によれば、上記の各洪水の利根川・八斗島地点の最大実績流量(日-Q図)は次のとおりである。

昭和三十三年九月十八日洪水 九五〇四 m^3 /秒
昭和三十四年八月十四日洪水 八七〇一 m^3 /秒

昭和五十六年八月二十三日洪水 七一六四 m^3 /秒

昭和五十七年八月二日洪水 八二二〇 m^3 /秒
昭和五十七年九月十三日洪水 八〇〇五 m^3 /秒
平成十年九月十六日洪水 九七一〇 m^3 /秒
平成十一年八月十四日洪水 五五〇七 m^3 /秒
平成十三年九月十日洪水 六五五七 m^3 /秒
平成十四年七月十一日洪水 五九八〇 m^3 /秒
平成十九年九月七日洪水 八一二六 m^3 /秒

1 この値が相違ないか、明らかにされたい。
2 1について、もし相違があれば、正しい値を示されたい。

三 「流量年表」と日本学術会議への提出資料の流量の違いについて

1 流量値の違いの理由について
上記の「流量年表」と日本学術会議への提出資料の各洪水の最大流量を比べると、それぞれ数字が異なっており、大きな差が見られるものもある。たとえば、昭和三十三年九月十八日洪水は前者では八七三〇 m^3 /秒であるが、後者では九五〇四 m^3 /秒であり、約八〇〇 m^3 /秒の差がある。また、平成十年九月十六日洪水は前者では九二二〇 m^3 /秒であるが、後者では九七一〇 m^3 /秒で、約五〇〇 m^3 /秒の差がある。

① 「流量年表」と日本学術会議への提出資料の各洪水の最大流量に、このような大きな差があるのは何故か、その理由を説明されたい。

② 「流量年表」と日本学術会議への提出資料の各洪水の最大流量では、どちらの値が正しいか、明らかにされたい。

2 流量値の是正方法について

「流量年表」と日本学術会議への提出資料の各洪水の最大流量は、本来は同じ値でなければならない。大きな差があるということはどちらかの公表値が誤っていることを意味しており、どちらかを是正しなければならぬと考える。どのような是正措置をとるのか、説明されたい。

四 実績流量の違いが基本高水流量の計算結果に及ぼす影響について

上述のように、「流量年表」と日本学術会議への提出資料とでは、昭和三十三年九月十八日洪水は約八〇〇 m^3 /秒、平成十年九月十六日洪水では約五〇〇 m^3 /秒の差がある。基本高水流量を求める洪水流出計算モデルの構築においてこの差が意味するところは重大である。

この洪水流出モデルは最大一〇〇〇〇 m^3 /秒以下の洪水の実績流量に合わせるようにつくり、そのモデルに二〇〇年に一回規模の雨量を入れて引き伸ばし計算を行って、二〇〇〇〇 m^3 /秒程度の最大流量を求めるものである。したがって、モデルの構築に使う実績流量が五〇〇 m^3 /秒も違えば、引き伸ばし後の最大流量の計算値にはその二倍、一〇〇〇 m^3 /秒程度の差が生じる可能性がある。

このことを踏まえれば、日本学術会議への提出資料より小さい「流量年表」の実績流量を使って洪水流出モデルをつくっていったら、日本学術会議に国土交通省が報告した基本高水流量の計算値は大幅に下方修正されていたと考えられる。このことに関して政府の見解を説明されたい。

五 ダム戻し流量について

一と二で示した利根川・八斗島地点の最大流量は八斗島地点を通過した流量である。国土交通省はこの通過流量以外に、上流ダム群の洪水調節で削減された流量を通過流量に加算した値、いわゆるダム戻し流量も示している。関東地方整備局の資料によれば、上記各洪水の利根川・八斗島地点のダム戻し最大流量は次のとおりである。その一部は利根川水系河川整備基本方針の「基本高水等の資料」にも概数が記されている。

昭和三十三年九月十八日洪水 九二五一 m^3 /秒
昭和三十四年八月十四日洪水 八三三〇 m^3 /秒
昭和五十六年八月二十三日洪水 八二七七 m^3 /秒

昭和五十七年八月二日洪水 九一〇二 m^3 /秒
昭和五十七年九月十三日洪水 八四〇〇 m^3 /秒
平成十年九月十六日洪水 九九五八 m^3 /秒
平成十一年八月十四日洪水 六一七四 m^3 /秒
平成十三年九月十日洪水 六七八五 m^3 /秒
平成十四年七月十一日洪水 五九八二 m^3 /秒
1 ダム戻し流量について、この値が相違ないか、明らかにされたい。

2 1について、もし相違があれば、正しい値を示されたい。

3 平成十九年九月七日洪水の利根川・八斗島地点のダム戻し最大流量を示されたい。

六 関東地方整備局の意見募集資料の数字とダム戻し流量との差異について

関東地方整備局は平成二十四年五月二十五日に「利根川・江戸川において今後二〇〇三〇年間で目指す安全の水準に対する意見募集の実施

について」を発表した。その参考資料の四ページに次のように記されている。

「平成十年九月洪水では、台風五号が関東地方に上陸し、前線の影響もあり大雨になりました。八斗島地点の年超過確率で示すと約二十分の一の洪水(二〇五九〇 m^3 /s※)となりました。」

※八斗島の実績流量(H—Q図)に上流ダム群による基準地点八斗島の効果量を流出計算モデルにより推定して加えた値。」

これは五で述べたダム戻し流量を意味している。平成十年九月洪水の八斗島地点のダム戻し流量の公表値は九九五八 m^3 /秒であるにもかかわらず、平成二十四年五月二十五日の発表資料では一〇五九〇 m^3 /秒で、約六〇〇 m^3 /秒も増えている。

平成二十四年五月二十五日の発表資料において、平成十年九月洪水の八斗島地点のダム戻し流量が何故約六〇〇 m^3 /秒も増えたのか、その理由を説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三三三三号

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員中島政希君提出利根川の実績流量に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中島政希君提出利根川の実績流量に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「洪水流出モデルの構築に用いた過

去の洪水」の意味するところが必ずしも明らかにではないが、御指摘の「流量年表」によれば、一級河川利根川水系利根川の八斗島地点における最大流量については、例えば、昭和三十三年は毎秒八千七百三十・〇〇立方メートル、昭和三十四年は毎秒八千二百八十二・六〇立方メートル、昭和五十六年は毎秒七千六百八十九・六九立方メートル、昭和五十七年は毎秒八千九百九十一・六三立方メートル、平成十年は毎秒九千二百二十二・三五立方メートル、平成十一年は毎秒五千二百一・五一立方メートル、平成十三年は毎秒六千七百八十四・九五立方メートル、平成十四年は毎秒五千九百七十二・〇五立方メートル、平成十九年は毎秒七千七百五十五・七七立方メートルである。また、国土交通省の水文水質データベースによれば、昭和五十七年八月二日午前六時の同地点の流量は、毎秒七千九百九十一・八八立方メートルである。

二及び三について

御指摘の「国土交通省が日本学術会議に提出した資料」及び「日本学術会議への提出資料」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十三年六月一日に開催された日本学術会議土木工学・建築学委員会河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会(第二十一期・第八回)に国土交通省が提出した資料七の別添資料七・十五及び資料八の別添資料八・九に記載されている八斗島地点のハイドログラフの「実績流量(H—Q図)」を作図するに当たって用いた流量の最大値(以下「作図に用いた流量の最大値」という。)を、洪水ごとに示すと、昭和三十三年九月洪水は毎秒九千五百四・一〇立方メートル、昭和三十四年八月洪水は毎秒八千七百一・〇二

立方メートル、昭和五十六年八月洪水は毎秒七千六百六十四・〇一立方メートル、昭和五十七年七月洪水は毎秒八千二百二十・〇〇立方メートル、昭和五十七年九月洪水は毎秒八千五百・二三立方メートル、平成十年九月洪水は毎秒九千七百十・〇三立方メートル、平成十一年八月洪水は毎秒五千五百七・二四立方メートル、平成十三年九月洪水は毎秒六千五百五十七・二七立方メートル、平成十四年七月洪水は毎秒五千九百七十九・五一立方メートル、平成十九年九月洪水は毎秒八千二百六・三〇立方メートルである。

御指摘の「流量年表」は、実際に観測された河川の水位等に基づき計算された流量について、暦年ごとに公表されてきたものであるが、作図に用いた流量の最大値については、同省が利根川水系における基本高水の検証を行う上で、当該検証に係る流量データを点検した結果に基づくものであり、当該点検の結果等については、同省関東地方整備局が取りまとめた上で、同局のホームページで公表している。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国土交通省は、二及び三についてでお答えした流量データの点検の結果に基づき、より精度の高い流出計算モデル(以下「新モデル」という。)を構築し、新モデルによる洪水の再現性の検討等を行うこととし、その結果を「利根川の基本高水の検証について」として取りまとめ、平成二十三年九月に公表した。

なお、当該検証に関しては、同年一月十三日に日本学術会議に学術的な観点からの評価を依

頼し、同年九月一日に、新モデルによって計算された既往最大洪水流量の推定値等は妥当である旨の回答を得たところであり、同省関東地方整備局が同年十一月に取りまとめた「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」においては、新モデルを基本にして設定した流出計算モデルを用いた。

五及び六について

御指摘の「関東地方整備局の資料」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、平成二十三年九月五日に開催した社会資本整備審議会第四十四回河川分科会の資料一「四」利根川八斗島地点 基本高水ピーク流量の検討に関する資料」の十二ページ及び十三ページによれば、八斗島地点の「実績流量(ダム・氾濫戻し)」については、例えば、昭和三十三年九月十六日洪水は毎秒一万二百四立方メートル、昭和三十四年八月十二日洪水は毎秒八千七百八十一立方メートル、昭和五十六年八月二十一日洪水は毎秒七千四百二十四立方メートル、昭和五十七年七月三十一日洪水は毎秒九千六十六立方メートル、昭和五十七年九月十日洪水は毎秒八千五百五立方メートル、平成十年九月十四日洪水は毎秒一万五百九立方メートル、平成十一年八月十三日洪水は毎秒六千五百七立方メートル、平成十三年九月九日洪水は毎秒六千七百四十七立方メートル、平成十四年七月九日洪水は毎秒六千五百七十七立方メートル、平成十九年九月五日洪水は毎秒八千四百二十六立方メートルである。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橋慶一郎君提出TPP交渉参加に向けた米国との協議における自動車分野の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋経済連携協定交渉への参加に係る政府の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平山泰朗君提出柔道整復師健康保険療養費に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出災害時における障害者支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出電巻のもらす局地的かつ大きな被害に対する支援制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出後期高齢者医療制度の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員内山晃君提出健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出日本海におけるメタンハイドレートの調査研究の進捗に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出災害廃棄物の再生利用の促進等に関する質問に対する答弁書

平成二十四年七月十日提出
質問 第三三三 四号
TPP交渉参加に向けた米国との協議における自動車分野の取扱いに関する質問主意書
提出者 橋 慶一郎

TPP交渉参加に向けた米国との協議における自動車分野の取扱いに関する質問主意書

私が平成二十四年六月十九日付けで提出した質問第三〇三号に対し、六月二十九日付け内閣衆質一八〇第三〇三号で野田内閣から答弁があり、TPP交渉参加に向けた米国との協議において「米国の主要関心事項が自動車、保険、牛肉」であり、「自動車に関しては、米国側から、同国の関係業界や議会等の意見・要望等を踏まえ、いろいろな考えが伝えられている」旨、確認されている。この関心事項については、具体的には「透明性、流通、技術基準、認証手続き、新／グリーン・テクノロジー及び税」の六項目であることも明らかにされている。一方、自動車に関し、米国側から「個別具体的な要求事項」は無い旨、平成二十四年六月二十日の衆議院経済産業委員会でも枝野経済産業大臣が答弁で確認している。しかるに、平成二十四年七月六日付けの報道によれば、「内閣府の大串博志政務官は五日、米政府が参加条件として自動車分野で六項目の譲歩を求めていることを認めた」とのことであり、従来の「米国側の関心事項」との説明を「撤回」したとしている。については、以前から繰り返し指摘しているように、我が国において、TPPの交渉参加の検討は慎重に進められるべきであり、国民への可能な限り詳しい情報提供が欠かせないとの立場から、本件に関し、以下十三項目にわたり質問する。

一 「米政府が参加条件として自動車分野で六項目の譲歩を求めていること」は事実か、確認する。

二 一が事実とすれば、六項目とは、「透明性、

流通、技術基準、認証手続き、新／グリーン・テクノロジー及び税」を指すのか、確認する。

三 一が事実でないとするれば、内閣として当該報道を否定する広報をすべきと考えるが、見解を伺う。

四 この報道によれば、大串政務官は、「自動車分野で前進できると議会に伝える材料を、米政府は求めている」と述べたとのことであるが、事実か、確認する。

五 四が事実とすれば、米政府が求める「材料」は、二の六項目の分野に係るものであるのか、確認する。

六 四が事実とすれば、国家戦略室のホームページでその旨国民に情報提供すべきと考えるが、内閣の見解を伺う。

七 四が事実とすれば、平成二十四年六月二十日の衆議院経済産業委員会における枝野経済産業大臣の答弁及び六月二十九日付け内閣衆質一八〇第三〇三号における野田内閣の答弁とは異なる状況となったものと思われるが、内閣の見解を伺う。

八 従来の答弁による説明とは異なる状況となつたとすれば、六月二十九日から七月五日までの間に、日米両国政府間で具体的にどのような動きがあったのか、伺う。

九 従来の答弁による説明とは異なる状況ではないとするれば、「自動車分野で前進できると議会に伝える材料を、米政府は求めている」という情報は、内閣としていつ把握したのか、伺う。

十 四が事実とすれば、国家戦略室と外務省、経済産業省及び国土交通省の自動車関係部局との間で情報は詳細に共有されているのか、確認する。

十一 自動車に係る行政を所管する経済産業省及び国土交通省において、「自動車分野で前進できると議会に伝える材料」となり得る取り組みを新たにを行うことは、極めて困難ではないかと考えるが、両省の見解を伺う。

十二 米国の「関心事項」、双方の「アイデア交換」が、米国の行政手続きや判断によって、『条件』になることは考えられることであり、外交上リスク管理は本来業務であると考ええる。そうであるならば、政府側の説明用語である「関心事項」、「アイデア交換」と『条件』に対する内閣の定義及び見解を伺う。

十三 T P P の交渉参加の検討は、「米政府から個別具体的な要求」があつて初めて前進するとすれば、自動車分野での業界団体等国内関係者への丁寧な情報提供と真摯な話し合いが欠かせないものと思料するが、今後の内閣の取り組み方針を伺う。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三三四号

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出 T P P 交渉参加に向けた米国の協議における自動車分野の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出 T P P 交渉参加に向けた米国の協議における自動車分野の取扱いに関する質問に対する答弁書

一から八まで、十及び十三について

我が国の環太平洋パートナーシップ(以下「T

P P」という。)協定交渉参加に向けた米国の協議における自動車に係る議論の状況については、先の答弁書(平成二十四年六月二十九日内閣衆質一八〇第三〇三三三)以下「先の答弁書」という。二及び三について並びに五について述べたとおりである。これに関連して、大串内閣府大臣政務官は、本年七月五日の民主党経済連携プロジェクトチームの総会において、「米政府としては、仮に日本の T P P 協定交渉参加について議会通報を行うこととなる場合、それに先立って米国会と協議することとなる。その際、仮に日本が T P P 交渉に参加することになれば、自動車についていくつかの項目で前進を得ることが可能であることを議会に報告できることを希望しているものと理解している。」旨述べており、当該事実について関係省庁間で情報共有している。

また、T P P 協定交渉参加に向けた関係国との協議を通じて得られる情報等については、関係省庁のホームページ、地方における説明会、関心や懸念を表明している関係団体や地方自治体関係者との意見交換等を通じて、国民に対して提供してきており、今後とも、国民に対する適切な提供や説明にしっかりと取り組んでいく考えである。

九について

政府としては、本年四月三十日(現地時間)の日米首脳会談を含むこれまでの日米間のやり取りを通じ、米政府は、仮に我が国の T P P 協定交渉参加について同国議会に通知することとなる場合、自動車についていくつかの項目で前進を得ることが可能であることを同国議会に報

告できることを希望しているものと理解している。

十一について

先の答弁書二及び三について並びに五について述べたとおり、自動車に関しては、米側から同国の関係業界や議会等の意見・要望を踏まえ、いろいろな考えが伝えられているところであり、これらについては、引き続き政府間で議論していくこととしている。

十二について

お尋ねの用語の定義は文脈等にもよるものであり、一概にお答えすることは困難である。なお、我が国の T P P 交渉参加に向けた米国の協議における自動車に係る議論の状況については、先の答弁書二及び三について並びに五について述べたとおりである。

平成二十四年七月十日提出
質問 第三三三五号

環太平洋経済連携協定交渉への参加に係る政府の見解等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

環太平洋経済連携協定交渉への参加に係る政府の見解等に関する質問主意書

本年七月十日付産経新聞一面に、「政府 T P P 交渉参加 来月表明 カナダ、メキシコと歩調」との見出しの記事(以下、「産経記事」とする。)

が掲載されている。「産経記事」は冒頭で、「政府は九日、環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉参加問題で、八月中に参加を正式決定し、米など関係九カ国に通告する方針を固めた。早ければ

は八月上旬に消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法案が成立するのを待ち、野田佳彦首相がオバマ大統領ら関係国首脳との電話会談で正式に伝達。十二月にカナダ、メキシコと同時に交渉入りすることを目指す。複数の政府関係者が明らかにした。」と報じている。右を踏まえ、質問する。

一 「産経記事」を政府は承知し、その内容を把握しているか。

二 「産経記事」は事実か。政府として、早ければ来月に T P P 交渉に参加することを正式に決定する方針を固めているのか。明確な答弁を求める。

三 二で、事実なら、当該方針は政府部内のどこ部署で、誰の責任によって固められたものであるのか、詳細に説明されたい。

四 昨年十一月十一日、野田佳彦内閣総理大臣は記者会見で、T P P 交渉参加に向けて関係国との協議(以下、「協議」とする。)に入る旨表明をしている。その後も国会での答弁等の場で、「協議」は T P P 交渉参加ありきのためのものではなく、あくまで情報収集のためのものであり、得られた情報によつては、T P P 交渉に入らないことを決断することもあり得る旨述べてきたと承知するが、確認を求める。

五 「協議」が進められた結果、今日まで T P P に関するどのような情報を政府は得ているのか、詳細に説明されたい。

六 五の情報は、「産経記事」に書かれているように、我が国が T P P 交渉に参加することを決めることを後押しするに足るものであるのか。そうであるならば、それをもって国民にどのような

な説明を行うのか、その根拠を詳細に示された
い。

七 「産経記事」には「複数の政府関係者」とある
が、TPP交渉に我が国として来月参加する方
針を固めたとの話を報道関係者にした政府関係
者がいるのか。いるのなら、その者の官職氏名
を全て挙げられたい。

八 我が国がTPP交渉に参加した場合、その場
でどのような主張をし、TPPの枠組みにおい
てどのようなルールをつくらうと考えているの
か、その主張のうち、政府が実現を目指す優先
順位はどうなっているのか、更には、その主張
のうち、どれだけが実現できれば、TPPの枠
組みに参加することは可能だと判断する考え方
なのか等、交渉参加に当たったの具体的な方
針、戦略は何かとの問いに対し、昨年十一月八
日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七
九第二〇号)では「環太平洋パートナーシップ
(以下「TPP」という。)協定は現在交渉中で
あって、また、現段階では我が国はTPP協定
交渉に参加していないことから、仮に我が国が
当該交渉に参加した場合の確たる交渉方針をお
示しすることは困難である。」、仮に我が国が
TPP協定交渉に参加した場合には、政府とし
て、TPP協定が我が国の利益に沿うものとな
るよう全力を尽くして当該交渉に臨むべきであ
ると考えるが、現段階では我が国は当該交渉に
参加していないことから、お尋ねの戦略をお示
しすることは困難である。」との答弁がなされ
ているのみであったが、現時点での右の問いに
対する政府の見解を示されたい。「産経記事」に
書かれているように、我が国としてTPP交渉に

参加する方針を固めたのであるのならば、交渉
に実際に参加した場合、その場でどのような主
張をし、TPPの枠組みにおいてどのような
ルールをつくらうと考えているのか、その主張
のうち、政府が実現を目指す優先順位はどう
なっているのか、更には、その主張のうち、ど
れだけが実現できれば、TPPの枠組みに参加
することは可能だと判断する考え方なのか等、
交渉参加に当たったの具体的な方針、戦略を
示されたい。

内閣衆質一八〇第三三五号
平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋経済連携協
定交渉への参加に係る政府の見解等に関する質
問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋経済連
携協定交渉への参加に係る政府の見解等に
関する質問に対する答弁書

一から七までについて

お尋ねの報道については承知しているが、政
府として、御指摘のように、本年八月中旬に環太
平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)協
定交渉への参加を正式に決定する方針を固め
たとの事実はない。

政府としては、関係国との協議を早急に進
め、各国が我が国に求めるものについて更なる
情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上

で、国益の視点に立つて、TPPについての結
論を得ていくこととしており、これに基づき、
引き続き、関係国との協議を通じ、TPPに関
し、新規交渉参加についての考え方や交渉の分
野別状況等についての情報収集に努めている。
また、協議を通じて得られる情報等について
は、関係省庁のホームページ、地方における説
明会、関心や懸念を表明している関係団体や地
方自治体関係者との意見交換等を通じて、国民
に対して提供してきており、今後とも、国民に
対する適切な提供や説明にしっかりと取り組ん
でいく考えである。

八について

現時点におけるお尋ねの「政府の見解」は、先
の答弁書(平成二十三年十一月八日内閣衆質一
七九第二〇号)でお答えしたとおりである。

平成二十四年七月十一日提出
質問 第三三六号

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋経済連
携協定交渉への参加に係る政府の見解等に
関する質問に対する答弁書

提出者 平山 泰朗

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋経済連
携協定交渉への参加に係る政府の見解等に
関する質問に対する答弁書

意書
柔道整復師健康保険療養費に関する質問主
要書
柔道整復師健康保険療養費に関する取り扱い
は通例「医師点数表(告示)改正後二ヶ月後に医師
点数表改正に準じて改正されるとされている。し
かし今回、平成二十四年四月一日改正後、既に
三ヶ月以上になるが、未だ改正されていない。
また、現在の柔道整復師療養費算定基準は、健
康保険適用当初の「告示」準拠による「同一患者の

同一傷病の同一医療の同一評価」という評価から
外れ、医師点数評価と対比すると、明らかにその
差は大きなものとなっている。
そこで、以下の事項について質問する。

一 柔道整復師療養費算定基準が、今回改正され
ないのはなぜか。その権限と責任の所在も含
め、具体的に説明されたい。

二 現行柔道整復師療養費算定基準の妥当性

1 そもそもなぜ健康保険医療費における「同
一患者の同一傷病の同一治療の同一評価」と
の評価から外れ、医師点数評価と柔道整復師
療養費算定基準にその差をつける根拠は何
か。明確に示されたい。

2 柔道整復師は「診断不可」としているが、脱
臼・骨折などの診断不可で医師の同意を得る
診断の判断をすること自体矛盾するのではな
いか。その見解を示されたい。

3 同じ骨折で、柔道整復師は「不全骨折」があ
るが医師はなぜ「骨折」のみなのか。その見解
を示されたい。

4 柔道整復師対象傷病で医師は毎回の診療の
都度の診断料(再診料)があるが、なぜ柔道整
復師は無いのか。その見解を示されたい。

5 肘内障徒手整復で「医師の徒手整復」と「柔
道整復師の徒手整復」で何が違うとされてい
るのか。その見解を示されたい。

6 同じ肘内障で医師療養費八千円に対し、柔
道整復師療養費二千八百円金差はなぜな
のか。その見解を示されたい。

7 同じ肘内障で、医師は「乳幼児加算」がある
が、なぜ柔道整復師にはないのか。その見解
を示されたい。

8 同じ肘内障で医師には「手術料加算」があるが、なぜ柔道整復師にはないのか。その見解を示されたい。

9 これまでの疑問について、厚生労働省は今までに指摘をされたことが多々あったかと思われるが、その過去歴を回答とあわせて公開されたい。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三三六号
平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員平山泰朗君提出柔道整復師健康保険療養費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平山泰朗君提出柔道整復師健康保険療養費に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの柔道整復師療養費算定基準については、厚生労働省保険局長が「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和三十三年九月三十日付け保発第六十四号厚生省保険局長通知別紙。以下「算定基準」という。)で示している。

算定基準については、平成二十四年五月二十四日に開催された第五十四回社会保障審議会医療保険部会で、同部会に柔道整復療養費検討専門委員会を設け、おおむね同年の秋頃までに平成二十四年度の改定案の取りまとめを行うこととされたことから、同年度は、まだ改定を行って

ていない。

二の1及び3から8までについて

お尋ねについては、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある医行為を業として行うことを許されている医師が医学的判断及び技術をもって行う診療と、医行為を業として行うことを許されていない柔道整復師が行う柔道整復とは、その方法等が異なるものであることから、医療保険では、これらを区別して取り扱っていることによるものである。

二の2について

柔道整復師は、患者に危害を及ぼすおそれのない範囲で疾病又は負傷の状態を把握し自らが施術できる疾病又は負傷であるかを判断することは可能であるが、当該判断は、医師が医学的判断及び技術をもって患者を診察し疾病又は負傷の状態を診断することとは異なるものであることから、御指摘のような矛盾はないと考える。

二の9について

お尋ねについては、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、平成二十二年六月一日付けで協同組合日本接骨師会から厚生労働省に対して、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)と算定基準の差異についての照会が行われ、同年十一月十五日付けで同省から同会に対して、医師の診療と柔道整復師の施術の評価に当たって不当に差異を設けてはいない旨を回答した。

平成二十四年七月十一日提出
質問 第三三七号

災害時における障害者支援に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

災害時における障害者支援に関する質問主意書

東日本大震災において、自治体による安否確認が遅れ、多くの障害者が孤立したことは記憶に新しい。報道によると、大津波の被害を受けた沿岸部や福島第一原発から避難した地域において、安否確認のため、障害者団体が障害者手帳などを持つ住民の個人情報について開示を求めた八市町村のうち、応じたのは一市のみだった。現在、どの自治体でも個人情報保護条例が作られているが、保護に拘泥するあまり、個人情報の有効利用が妨げられていると思われる。災害時における障害者支援に関する個人情報開示のルール、自治体と団体の協定などの体制整備について、国や都道府県が主導した明確な方向性を示す必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 全国での障害者数について、症例、都道府県別ではそれぞれどのようなになっているのか示されたい。

二 個人情報について、災害時における人工透析患者を含めた障害者支援などに積極利用することとは、他の目的に転用しない限り、法に照らして適合するものと考えるが、野田内閣の見解如何。

三 二に関連し、障害者団体と自治体の協力関係

について、自治体によつては、見ず知らずの団体に対して、即時には開示しにくいとの声があるが、国としてどのように事前の体制整備をしていくのか、野田内閣の見解如何。

四 二及び三に関連し、自治体によつては、災害時において、本人の同意がなくても個人情報を利用できることを示したパンフレットを作成している。また、内閣府は、来年度、開示のルール、民間団体との協力のあり方を議論し、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に盛り込む意向と聞くが、何時までにどのような工程で作成するのか、野田内閣の方針如何。

五 二・四に関連し、今後における個人情報の果たすべき役割、またそれに基づく自治体の役割について、国としてどのように取り組んでいくのか、野田内閣の見解如何。

六 平成二十四年度予算においては、災害時における障害者支援についてどのように反映しているのか、野田内閣の具体的な見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八〇第三三七号

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出災害時における障害者支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出災害時における障害者支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、障害者手帳の交付台帳登載

数としてお答えすると、平成二十二年度福祉行政報告例では、身体障害者手帳の交付台帳登録数は五百十万九千二百八十二人、療育手帳の交付台帳登録数は八十三万二千九百七十三人、平成二十二年度衛生行政報告例では、精神障害者保健福祉手帳の交付台帳登録数は五十九万四千五百四人となっており、それらの都道府県別、障害の種類別の内訳等については、「政府統計の総合窓口」のホームページにおいて、「身体障害者手帳交付台帳登録数」と「療育手帳交付台帳登録数」については平成二十二年度福祉行政報告例の中で、「精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」については平成二十二年度衛生行政報告例の中で、それぞれ公表しているところである。

二から五までについて

個人情報保護に関する法律、平成十五年法律第五十七号は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」としており、災害時に障害者等の支援を行う者に対して必要な個人情報提供されることは、当該個人情報適正に取り扱われる限りにおいて、同法の趣旨に反するものではないと考えられる。

地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律の趣旨にのっとり、地方公共団体の区域の特性に応じて制定された個人情報保護条例等に基づき、当該地方公共団体において適切に判断されるべきものと考え、政府としては、「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が平成十八年三月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支

援ガイドライン」(以下「避難支援ガイドライン」という。)において、市町村が要援護者と接している福祉関係者等と平常時から連携を深めることの重要性を指摘しているほか、現在、地方公共団体が保有する個人情報の災害時における第三者提供に関する現状について、地方公共団体を対象とした調査(以下「第三者提供に関する現状調査」という。)を進めているところである。

また、避難支援ガイドラインについては、災害時要援護者等を対象とした東日本大震災における避難に関する実態調査(以下「災害時要援護者等実態調査」という。)を行うとともに、有識者等で構成される検討会を開催し、その結果を踏まえ、その見直しを平成二十四年度中に行うこととしている。

政府としては、災害時における障害者等の支援について、第三者提供に関する現状調査の結果や避難支援ガイドラインの見直し等を踏まえ、地方公共団体に対し必要な情報提供に努めるなど、適切に対応してまいりたい。

六について

平成二十四年度予算においては、災害時要援護者等実態調査を行うこととするなど、災害時における障害者等の支援が適切に実施できるよう、必要な予算を計上しているところである。

平成二十四年七月十二日提出
質問 第三三八号

竜巻のもたらす局地的かつ大きな被害に対する支援制度に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

竜巻のもたらす局地的かつ大きな被害に対する支援制度に関する質問主意書
今年五月六日に、茨城県や栃木県で竜巻が発生し甚大な被害をもたらしたことに続いて、去る七月五日、青森県弘前市榑木・鬼沢地区に於いても竜巻が発生し、住宅やりんご樹に大きな被害をもたらした。

私も自民党県連の視察団として、同月翌六日には現場を視察し、地元自治体や被災地域を代表する方々から切実なるご意見・ご要望を拝聴した。そして、同月十一日には中川内閣府防災担当大臣を始め、政府に要望書を直接届けてきた。

今後、被災者の願いを重く受け止め、関係自治体と連携をとり、国として、万全の対応をする

ことが極めて重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 被災者の方々への一番の願いは被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度について、これまでの適用条件を緩和し、何よりも、一日も早く住宅の復旧をしたいということである。適用の条件を満たすためには①災害救助法の適用を受けた市町村②全壊世帯が十戸以上の市町村③全壊世帯が百戸以上の都道府県などとなっているが、個々の世帯や個人の被害状況に於いて全壊であっても、市町村若しくは都道府県ごとの適用条件を満たさなければ適用にならないこと自体納得いかないというのが被災者の強い思いである。よって、国としてこの適用条件を抜本的に見直しする必要性があると考え、野田内閣の見解如何。

二 一に関連し、抜本的に見直しするため、全国知事会や全国市長会、全国町村会などと早急に意見交換をする用意はあるのか、野田内閣の見解如何。

三 適用条件を緩和変更するため、法改正等どのような手続きが必要なのか示されたい。

四 三に関連し、法改正等を待たずに、今厳しい状況に於かれている被災者を救うためにも、早急に被害認定基準を見直し、臨時的な措置が必要と考えるが、野田内閣の見解如何。

五 今回の竜巻によって、りんご樹も折れ、また根こそぎ倒れている状況の被害が顕著である。しかし、局地的であるが故に、果樹共済以外、被災農業者を支援する国の制度の適用がなされないように思われる。よって、地元自治体が被災農業者に対して、今後農業生産活動を復旧させるため必要な措置をとると思われるが、国として、特別交付税等の財政的支援措置を講ずる用意はあるのか、野田内閣の見解如何。

六 一に掲げた被災者生活再建支援制度の適用条件などは、局地的な被害をもたらすゲリラ豪雨や竜巻が、近年、急激に発生件数が多くなってきた以前に設定した条件と思われるが、どのように分析しているのか。併せて近年のゲリラ豪雨や竜巻の発生など、国として、自然災害の変化に即応した対策について、今後どのように講じていくのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三三八号

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出竜巻のもたらす局地的かつ大きな被害に対する支援制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出竜巻のもたらす局地的かつ大きな被害に対する支援制度に関する質問に対する答弁書

一、二及び六について

被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号。以下「法」という。)に基づく被災者生活再建支援制度は、被災した地方公共団体のみでは対応が困難な一定の規模以上の被害が発生した場合に、都道府県の相互扶助及び国による財政援助により被災した世帯の生活の再建を支援するものであり、同制度における被災者生活再建支援金の支給に係る自然災害の規模に関する要件(以下「規模要件」という。)を満たさない場合については、被災した地方公共団体による支援が期待されることである。なお、甚大な住宅被害が広域に散在している場合にも対応できるよう、平成二十二年に被災者生活再建支援法施行令(平成十年政令第三百六十一号。以下「施行令」という。)を改正し、規模要件を変更したところである。

三について

御指摘の「適用条件を緩和変更する」の内容が必ずしも明らかではないが、現行の法の下で規模要件を変更するためには、規模要件を規定している施行令第一条を改正する必要があると考

えている。

四について

内閣府においては、災害に係る住宅の被害認定については、被害の実態に即して適切な運用が図られるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定め、各地方公共団体に対して周知を行っているほか、被災者から被害の状況について聴取するなどにより、適切な被害認定が実施されるよう、各地方公共団体に対して適切に指導を行っているところである。

五について

御指摘の竜巻により被災した地方公共団体については、その財政運営に支障が生じないよう、特別交付税に関する省令(昭和五十一年自治省令第三十五号)に基づき、農作物被害面積を基礎として特別交付税の額を算定するなど、所要の特別交付税措置を講ずることとしている。

御指摘の竜巻により農業経営の維持安定が困難となつた農業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金の融通等を行っている。また、りんごの生産者に対しては、農林水産省の果樹・茶支援対策事業により、被害を受けたりんごの樹体の改植や、改植により生ずる未収益の期間に行う防除及び施肥などについて支援していく考えである。

平成二十四年七月十二日提出
質問 第三三九号

後期高齢者医療制度の取り扱いに関する質問
主 意 書

提出者 橋 慶一郎

後期高齢者医療制度の取り扱いに関する質問
主 意 書

平成二十四年七月十二日の衆議院予算委員会における質疑・答弁を踏まえ、「三党合意」に基づく社会保障制度改革推進法案が参議院において審議されている現状の下で、後期高齢者医療制度の取り扱いに関し、確認の為、以下二項目にわたり質問する。

一 「社会保障・税一体改革大綱」(平成二十四年二月十七日閣議決定)においては、後期高齢者医療制度を廃止する法案について、「関係者の理解を得た上で、平成二十四年通常国会に法案提出」と明記されているが、社会保障制度改革推進法案が成立した場合、その取扱いはどうなるのか、法案の規定に照らし、内閣の見解を伺う。

二 法案が審議中である現時点で、内閣において、後期高齢者医療制度を廃止する法案を今通常国会に提出する用意は今もあるのか、伺う。

内閣衆質一八〇第三三九号

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出後期高齢者医療制度の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋慶一郎君提出後期高齢者医療制度の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一及び二について

高齢者医療制度の見直しについては、「社会

保障・税一体改革大綱」(平成二十四年二月十七日閣議決定)で「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う」、「関係者の理解を得た上で、平成二十四年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する」とされていることから、政府としては、これに基づき、検討や調整を進めている。また、御指摘の社会保障制度改革推進法案では、第六条第四号で「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る」と、また、第九条で「平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立つて、第二条の基本的な考え方についての、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議」を置くこととされていることから、政府としては、同法案が成立した場合には、その内容に従って対応していくことになる。

平成二十四年七月十三日提出
質問 第三四〇号

健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問主 意 書

提出者 内 山 晃

健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問主 意 書

厚生労働省が所管する傷病手当金意見書交付料について、同一患者の同じ傷病に対して医師と柔

道整備師との交付料において格差が生じている。実におかしな事例が存在する。この原因について、国民の前に明らかにすべきだと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 傷病手当金意見書交付料について、同一患者の同じ傷病に対して、医師は有償一通千円の交付料が支払われるのに対して、柔道整備師は無償の取扱いになっている。同じ仕事をして有償と無償があるのはなぜか。その理由について政府の見解を求める。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三四〇号

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員内山晃君提出健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員内山晃君提出健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問に対する答弁書

一について

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給の申請に当たっては、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第八十四条第二項の規定に基づき、申請書に被保険者の疾病又は負傷の原因、主症状等に関する医師の意見書を添付しなければならないこととされているが、「健康保険傷病手当金請求書の疑義について」

(昭和二十五年一月十七日付け保文発第七十二号徳島県民生部保険課長宛て厚生省保険局健康保険課長回答)により、柔道整備師が打撲、捻挫等の施術を行った場合における傷病手当金の申請書には、当該施術を担当した柔道整備師の意見書を添付すれば足りることとされている。お尋ねの医師の意見書について診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)に傷病手当金意見書交付料を設け、柔道整備師の意見書について「柔道整備師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和三十三年九月三十日付け保発第六十四号厚生省保険局長通知別紙)に療養費の算定基準を設けていない理由については、柔道整備師の意見書は、柔道整備師が患者に危害を及ぼすおそれのない範囲で自らが施術できる疾病又は負傷であること等について判断を行った場合のものであり、柔道整備師が行う当該判断は、医師が医学的判断及び技術をもって患者を診察し疾病又は負傷の状態を診断することとは異なるものであることから、医療保険では、これらを区別して取り扱っていることによるものである。

平成二十四年七月十三日提出
質問 第三四一 号

日本海におけるメタンハイドレートの調査研究の進捗に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

日本海におけるメタンハイドレートの調査研究の進捗に関する質問主意書

福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、我が国のエネルギー戦略は抜本的に見直されること

となり、様々なエネルギー源の活用の可能性が検討されている中、海底に賦存するメタンハイドレートも、将来のクリーンなエネルギー資源として期待が高まっている。我が国は、平成十三年七月に「メタンハイドレート開発計画」を策定し、平成三十年度を目途に研究開発を進めることとしており、日本周辺海域における賦存状況や物理特性の把握に取り組んできた。とりわけ、東海沖から熊野灘にわたる東部南海トラフ海域の詳細調査に基づき、平成二十一年度からは海洋産出試験に取り組んでいるところである。一方、日本海においてもメタンハイドレートの賦存が確認されており、その堆積状況など基礎的な調査が進められていると聴いている。については、日本海においてもメタンハイドレートの調査研究が進捗することを期待しつつ、以下四項目にわたり質問する。

一 これまでに経済産業省が行った日本海におけるメタンハイドレートの科学的調査によって、その賦存する海域や賦存の形態など把握されている事実を伺う。

二 そのうち、平成二十四年度における調査研究の取り組みの内容を伺う。

三 今後、日本海におけるメタンハイドレートを開発していく上で克服すべき技術的課題について、これまでの調査研究結果を踏まえ、経済産業省の見解を伺う。

四 エネルギー源の多様化を図る観点からも、日本海におけるメタンハイドレートの調査研究を積極的に進めるべきと考えるが、経済産業省の見解を伺う。

内閣衆質一八〇第三四一 号
平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出日本海におけるメタンハイドレートの調査研究の進捗に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出日本海におけるメタンハイドレートの調査研究の進捗に関する質問に対する答弁書

一について

経済産業省は、日本海側に賦存していると見込まれているメタンハイドレートについて、平成十七年度から継続的に調査を実施しており、その結果、上越沖において、いわゆる砂質層孔隙充填型のメタンハイドレートが存在する可能性について確認するとともに、いわゆる表層型のメタンハイドレートを含む堆積物の試料を採取している。

二について

経済産業省は、平成二十四年度の調査において、上越沖において採取した表層型のメタンハイドレートを含む堆積物の試料の成分を分析する予定である。

三について

砂質層孔隙充填型のメタンハイドレートについては、海底面下の地層中に賦存しており、メタンハイドレートからメタンガスを効率的に分離して回収する方法について、これまでの陸上における産出試験の結果等から、いわゆる減圧法が有効であると考えているが、減圧法が海洋

においても有効かどうかを確認する必要があると考えている。また、表層型のメタンハイドレートについては、海底面に露出した状態で賦存していることから、メタンガスを効率的に分離して回収する方法について、減圧法が活用できるかどうか明らかではなく、今後、新たな生産手法やそれが周辺環境に与える影響も含めて検討する必要があると考えている。

メタンハイドレートについては、我が国周辺海域において相当の量が賦存していることが見込まれており、その商業化は、国際情勢に影響されない安定したエネルギー供給源として、エネルギー自給率の向上に寄与することから、我が国のエネルギーの安定供給にとって重要であると考えている。メタンハイドレートの商業化を実現するためには、産学官の連携の下、技術的な課題を一つ一つ解決していくことが必要であるとされており、日本海側に賦存していると思込まれているメタンハイドレートについても、引き続き、分布状況の調査等を実施していきたいと考えている。

平成二十四年七月十三日提出
質 問 第三 四 二 号

災害廃棄物の再生利用の促進等に関する質問
主 意 書

提出者 秋葉 賢也

災害廃棄物の再生利用の促進等に関する質問
主 意 書

東日本大震災により生じた災害廃棄物については、その迅速かつ円滑な処理が被災地の住民生活

や経済活動の一日も早い復興の大前提である。しかしながら、被災三県の沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況は、平成二十四年六月三十日現在の環境省の集計によると、災害廃棄物推計量全体に占める、処理・処分された災害廃棄物量の割合は、ようやく全体の二十％を超えたばかりである。また、同一県内をとってみても市町村ごとにその処理の進捗に大きなばらつきが生じている。

平成二十三年五月に環境省が策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」で示されたスケジュールにおいては、平成二十六年三月末までの災害廃棄物の処理完了という達成目標が掲げられているが、震災から既に一年四ヶ月余りが経過する中で、最終処分場の確保といった課題も残っており、被災地復興に向けた政府の対応はあまりにも遅いと言わざるを得ない。

こうした中、災害廃棄物の最終処分量の削減に資するためにも、出来る限り分別を行い、再生利用する量を増やす必要がある。マスタープランにおいても、再生利用が可能なものは、極力再生利用することとされている。

遅きに失した感があるが、野田総理からも、本年三月十三日に開催された東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚合会において、関東大震災のがれきで横浜市に山下公園を整備した事例を挙げ、将来の津波から住民を守る防潮林の盛り土や避難のための高台整備、道路の路盤の材料として、被災地の災害廃棄物を再生利用していく考えが示されている。

そこで、これらを踏まえて、次の事項について質問する。

一 被災地における防潮林の盛り土や避難のための高台整備への災害廃棄物の再利用は、最終処分量の削減に資するものであり、積極的にその促進を図っていくべきである。その意味で、宮脇昭横濱国立大学名誉教授により提案されている、災害廃棄物を混ぜた盛り土に植林して防潮堤整備に活用する「いのちを守る森の防潮堤構想」は、再生利用を促進するとともに、震災犠牲者の追悼施設の要素も併せ持つものであると考える。

環境省が本年六月八日に発出した「東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用について」においては、一定の自然木の丸太は盛土材等として埋設しても差し支えないものの、細かな木くず・建設系廃木材等については、埋設することで汚水や腐朽による発熱、メタンガス・硫化水素ガスの発生等により生活環境保全上の支障が生じる虞があることから、盛土材の品質を満たし得ず、よって最終処分場以外の場所での埋立ては認められないとされている。そこで、自然木の丸太と細かな木くず・建設系廃木材等について、その取扱いに差異を設け、細かな木くず・建設系廃木材等は埋立てを認めないこととした根拠となる生活環境保全上の支障の発生に係るデータをお示し頂きたい。

二 岩手県大槌町や宮城県岩沼市では、防潮堤構想の一環として実証実験が実施されている。放射性物質への懸念から広域処理の受入れに慎重な自治体も多い中で、域内処理とともに環境保全及び地域経済の活性化につなげ、災害廃棄物を復興資源として再生利用する取組を後押しす

るためにも、自然木・木くず等の木質系廃棄物を最大限活用する必要があると考える。これに対する政府の基本的見解を伺いたい。

三 また、災害廃棄物処理の進捗の遅れの原因の一つに、処理の前提となる分別の不十分さが考えられる。分別は再生利用のみならず、焼却処理、最終処分、安全性確保、そして広域処理の具体化に当たった受入れ自治体との調整の観点からも重要であり、上記マスタープランにおいても、発生現場において可能な限り粗分別を行った後に仮置場等へ搬入し、仮置場等において混合状態の廃棄物を、更に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理（再生利用、中間処理、最終処分）を行うことにより、総処理コストの低減、最終処分量の削減等に資することが重要とされている。きめ細かく選別を実施している自治体がある一方で、選別の不十分さによりなお処理が進んでいない自治体もある。

そこで、一日も早い被災地の復興のためにも、被災地における災害廃棄物の再生利用、中間処理等の取組状況を十分把握して、選別・分別が不十分な自治体に対しては国が積極的に支援すること、災害廃棄物処理の一層の推進を図る必要があると考える。この点に関する政府の方針を伺いたい。

四 放射能の影響により被災地に対する支援としての広域処理が進まない中で、被災地の復興への歩みを着実に進めるためには、現行の広域処理計画の運用について場所・状況に応じた柔軟な運用も認める必要があると考えるが、これに対する政府の基本的な見解を伺いたい。

を加え、「公共工事」を「売買等」に、「前号」を「第三号、第二十三号又は第二十四号」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第十八号中「公共工事の」を「売買等の契約に係る」に改め、同号を同条第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 人に対し、国等が行う売買等の契約に係る入札について、当該入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件をもって当該入札に係る申込みをすることをみだりに要求すること。

第九条第十七号中「公共工事(同法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下この条において同じ。)」を「売買、貸借、請負その他の契約(以下この条及び第三十二条第一項において「売買等の契約」という。に係るに改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十六号を同条第二十二号とし、同条第十五号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号口中「含む」の下に「第三十二条第一項第三号において同じ」を加え、同号を同条第二十一号とし、同条第十四号を第二十号とし、第十三号を第十九号とし、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の四号を加える。

十五 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。次号において同じ。)に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地(同条第一号に規定する宅地をいう。)若しくは建物(以下この号及び次号において「宅地等」という。)の売買若しくは交換をすること又は宅地等の売買、交換若しくは貸借の代理若

しくは媒介をすることを要求すること。
十六 宅地建物取引業者以外の者に対して宅地等の売買若しくは交換をすることをみだりに要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること。

十七 建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者をいう。)に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事(同条第一項に規定する建設工事をいう。)を行うことを要求すること。

十八 集会施設その他不特定の者が利用する施設であつて、暴力団の示威行事、暴力団が開催する行事であつて、多数の暴力団員が参加することにより、当該施設の他の利用者又は付近の住民その他の者に当該暴力団の威力を示すこととなるものをいう。)の用に供されるおそれが大きいものとして国家公安委員会規則で定めるものの管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること。

第九条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 預金又は貯金の受入れに係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金又は貯金の受入れをすることを要求すること。

第九条第九号中「に対してその者が拒絶しているにもかかわらず有価証券の信用取引(同法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下この号において同じ。)」を「その他の金融商品取引行為(同法第三十四条に規定

する金融商品取引行為をいう。以下この号において同じ。に係る業務を営む者に対してその者が拒絶しているにもかかわらず金融商品取引行為に改め、「その他の有価証券の信用取引」の下に「同法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の二を第七号とする。

第十二条の三中「対し、」を「対して」に、「又はその」を「若しくはその」に、「又は唆してはならない」を「若しくは唆し、又は人が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等若しくはその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならない」に改める。

第十二条の四第二項中「要求、依頼又は唆し」を「規定に違反する行為」に改める。

第十二条の五第二項第二号中「当該指定暴力団等の指定暴力団員」を「次のイからハまでのいずれかに掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該指定暴力団等の指定暴力団員
ロ 前項各号に掲げる者(当該指定暴力団等がそれぞれ当該各号に定める指定暴力団等である場合に限る。)

ハ 当該指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で前三号のいずれかに該当するもの

第十二条の五第二項中第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 当該指定暴力団等の指定暴力団員に対し、継続的に又は反復して金品等を贈与

し、又は貸与している者
第十二条の五第二項に第一号として次の一号を加える。

一 当該指定暴力団等の指定暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

第十四条第一項中「この項及び第三十二条の二第二項第七号において」を削る。

第三章の章名中「使用制限」を「使用制限等」に改める。

第十五条に見出しとして「(事務所の使用制限)」を付し、同条第一項中「使用しての」を「使用した」に、「この項をこの章」に改め、「管理者」という。)の下に「又は当該事務所に現に使用している指定暴力団員」を加え、「に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止すること」を「又は当該指定暴力団等の活動の用に供してはならない旨」に改め、後段を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「はり付けられたを貼り付けられた」に、「はり付けたを貼り付けた」に、「基づき定められた」を「よる命令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「はり付けた」を「貼り付けた」に、「基づき定められた期限」を「よる命令の期限(第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限。以下この条において同じ。)」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「管理者」の下に「又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員」を加え、「同項」を「第一項」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「使用しての暴力行為」を「使用した暴力行為(次条第四項及び第十五条の三第一項に

において「内部抗争」という。に、「同項中」を「第一項中」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の有効期間が経過した後において更にその命令の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その命令の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第三章第十五条の次に次の三条を加える。
(特定抗争指定暴力団等の指定)

第十五条の二 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害を加えられるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、三月以内の期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害を加えられることを防止するため特に警戒を要する区域(以下この条及び次条において「警戒区域」という。)を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による指定をした場合において、当該指定の有効期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これ

を更に延長しようとするときも、同様とする。

3 公安委員会は、必要があると認めるときは、警戒区域を変更することができる。

4 前三項の規定は、一の指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、内部抗争が発生した場合について準用する。この場合において、第一項中「指定暴力団等」とあるのは、「集団に所属する指定暴力団員の所属する指定暴力団等」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第一項(前項において準用する場合を含む。以下この条及び第十五条の四第一項において同じ。)の規定による指定をしたときは、警戒区域内に在る当該指定に係る特定抗争指定暴力団等の事務所の出入口の見やすい場所に、当該特定抗争指定暴力団等が当該指定を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。公安委員会が第三項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による警戒区域の変更をした場合において、新たに当該特定抗争指定暴力団等の事務所の所在地が警戒区域に含まれることとなつたときは、当該事務所についても、同様とする。

6 公安委員会は、前項の規定により標章を貼り付けた場合において、第一項の規定による指定の期限(第二項(第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限。次項及び第十五条の四第一項において同じ。)が経過したとき、第三項の規定による警戒区域の変更によ

り当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなつたとき、又は同条第一項の規定により当該特定抗争指定暴力団等に係る第一項の規定による指定が取り消されたときは、当該標章を取り除かなければならない。

7 何人も、第五項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、第一項の規定による指定の期限が経過し、第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は第十五条の四第一項の規定により当該特定抗争指定暴力団等に係る第一項の規定による指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

8 第五条(第一項ただし書を除く。次項において同じ。)及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第一項中「その他の」とあるのは「第十五条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)に規定する警戒区域その他の」と、同条第四項中「事項」とあるのは「事項(第十五条の二第一項に規定する警戒区域を除く。)」と読み替えるものとする。

9 第五条の規定は第三項の規定による警戒区域の変更(当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限り。))について、第七条第一項から第三項までの規定は第三項の規定による警戒区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その他の」とあるのは、

「第十五条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))に規定する警戒区域その他の」と読み替えるものとする。

10 第一項の規定により特定抗争指定暴力団等として指定された指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定された場合において、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定による指定が第八条第三項の規定により取り消されたときは、第一項の規定により当該指定暴力団連合について公安委員会がした指定は、同項の規定により当該指定暴力団について当該公安委員会がした指定とみなす。

11 第一項の規定により特定抗争指定暴力団等として指定された指定暴力団等に係る第三条又は第四条の規定による指定(以下この項において「旧指定」という。)の有効期間が経過した場合において、当該指定暴力団等について引き続き第三条又は第四条の規定による指定(以下この項において「新指定」という。)がされたときは、第一項の規定により旧指定に係る指定暴力団等について公安委員会がした指定は、新指定に係る指定暴力団等について引き続きその効力を有する。
(特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員等の禁止行為)

第十五条の三 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、次に掲げる行為をしてはならない。
一 当該特定抗争指定暴力団等の事務所を新たに設置すること。
二 当該対立抗争に係る他の指定暴力団等の指定暴力団員(当該特定抗争指定暴力団等

が内部抗争に係る特定抗争指定暴力団等である場合にあっては、当該内部抗争に係る集団（自己が所属する集団を除く。）に所属する指定暴力団員。以下この号において「対立指定暴力団員」という。）につきまとい、又は対立指定暴力団員の居宅若しくは対立指定暴力団員が管理する事務所の付近をうろつくこと。

三 多数で集合することその他当該対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがあるものとして政令で定める行為を行うこと。

2 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまつてはならない。ただし、当該事務所の閉鎖その他当該事務所への立ち入りを防ぐため必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

（特定抗争指定暴力団等の指定の取消し）

第十五条の四 公安委員会は、第十五条の二第一項の規定による指定をした場合において、当該指定の期限を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二十八条第三項中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

第三十条の二中「並びに」を「及び」に、「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第三十条の五第一項第一号及び第二号中「使

用しての」を「使用した」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした第十二条の三の規定に違反する行為に係る準暴力的要求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復し、又は当該相手方を当該準暴力的要求行為に応じさせる目的で、当該相手方又はその配偶者等に対してする暴力行為

第四章に次の一節を加える。

第五節 縄張に係る禁止行為等

第三十条の六 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために、次に掲げる行為をしてはならない。当該行為をすることをその営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者と約束することについても、同様とする。

一 用心棒の役務を提供すること。

二 訪問する方法により、当該営業に係る商品販売する契約又は当該営業に係る役務を有償で提供する契約の締結について勧誘をすること。

三 面会する方法により、当該営業によつて生じた債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものの取立てをすること。

2 営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者（次条第四項において「営業を営む者等」という。）は、指定暴力団員に対し、前項前段の規定に違反する行為をすることを要

求し、依頼し、又は唆してはならない。同項後段に規定する約束の相手方となることに ついても、同様とする。

（縄張に係る禁止行為に対する措置）

第三十条の七 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項前段の規定に違反する行為をして いる場合には、当該指定暴力団員に対し、当 該行為を中止することを命じ、又は当該行為 が中止されることを確保するために必要な事 項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項 後段の規定に違反する行為をした場合には、 当該指定暴力団員に対し、当該行為に係る同 項各号に掲げる行為を防止するために必要な 事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項 の規定に違反する行為をした場合において、 当該指定暴力団員が更に反復して当該行為と 類似の同項の規定に違反する行為をするおそ れがあると認めるときは、当該指定暴力団員 に対し、一年を超えない範囲内で期間を定め て、同項の規定に違反する行為が行われるこ とを防止するために必要な事項を命ずること ができる。

4 公安委員会は、営業を営む者等が前条第二 項の規定に違反する行為をした場合におい て、当該営業を営む者等が更に反復して当該 行為と類似の同項の規定に違反する行為をす るおそれがあると認めるときは、当該営業を 営む者等に対し、一年を超えない範囲内で期 間を定めて、同項の規定に違反する行為が行 われることを防止するために必要な事項を命 ずることができる。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特定危険指定暴力団等の指 定等

（特定危険指定暴力団等の指定）

第三十条の八 公安委員会は、次の各号のい ずれかに掲げる行為が行われた場合において、 指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受 けた者が当該行為に関連して凶器を使用して 人の生命又は身体に重大な危害を加える方法 による暴力行為を行ったと認められ、かつ、 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の 指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受 けた者が更に反復して同様の暴力行為を行う おそれがあると認めるときは、一年を超えな い範囲内の期間及び当該暴力行為により人の 生命又は身体に重大な危害が加えられること を防止するため特に警戒を要する区域（以下 この章において「警戒区域」という。）を定め て、当該指定暴力団等を特定危険指定暴力団 等として指定するものとする。

一 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした 暴力的要求行為又は当該指定暴力団等の指 定暴力団員がした第十二条の三の規定に違 反する行為に係る準暴力的要求行為であつ て、その相手方が拒絶したもの

二 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした 第三十条の二の規定に違反する行為

2 公安委員会は、前項の規定による指定をし た場合において、当該指定の有効期間が経過 した後において更にその指定の必要があると 認めるときは、一年を超えない範囲内で期間 を定めて、その指定の期限を延長することが できる。当該延長に係る期限が経過した後

において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 公安委員会は、必要があると認めるときは、警戒区域を変更することができる。

4 第五条及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、第五条第一項ただし書中「個人の秘密」とあるのは「第三十条の八第一項各号に掲げる行為又は同項の暴力行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密」と、第七条第一項中「その他の」とあるのは「第三十条の八第一項に規定する警戒区域その他の」と、同条第四項中「事項」とあるのは「事項第三十条の八第一項に規定する警戒区域を除く。」と読み替えるものとする。

5 第五条の規定は第三項の規定による警戒区域の変更(当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限る。)について、第七条第一項から第三項までの規定は第三項の規定による警戒区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項ただし書中「個人の秘密」とあるのは「第三十条の八第一項各号に掲げる行為又は同項の暴力行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密」と、第七条第一項中「その他の」とあるのは「第三十条の八第一項に規定する警戒区域その他の」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定された場合において、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定による指定が第八条第三項の規定により取り消されたときは、第一項の規定により

当該指定暴力団連合について公安委員会がした指定は、同項の規定により当該指定暴力団について当該公安委員会がした指定とみなす。

7 第一項の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団等に係る第三条又は第四条の規定による指定(以下この項において「旧指定」という。)の有効期間が経過した場合において、当該指定暴力団等について引き続き第三条又は第四条の規定による指定(以下この項において「新指定」という。)がされたときは、第一項の規定により旧指定に係る指定暴力団等について公安委員会がした指定は、新指定に係る指定暴力団等について引き続きその効力を有する。

(特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為)

第三十条の九 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、その相手方に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 面会を要求すること。

二 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)を送信すること。

三 つきまとい、又はその居宅若しくは事業所の付近をうろつくこと。

(特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する措置)

第三十条の十 公安委員会は、特定危険指定暴

力団等の指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、その相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認められる場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

(特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限)

第三十条の十一 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、第三十条の八第一項の暴力行為に関し、当該特定危険指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用又は当該特定危険指定暴力団等の活動の用に供してはならない旨を命ずることができる。

一 多数の指定暴力団員の集合の用

二 当該暴力行為のための謀議、指揮命令又は連絡の用

三 当該暴力行為に供用されるおそれがあると思われる凶器その他の物件の製造又は

保管の用

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の有効期間が経過した後において更にその命令の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その命令の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該事務所の出入口の見やすい場所に、当該管理者又は当該事務所を現に使用していた指定暴力団員が当該事務所について同項の命令を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。

4 公安委員会は、前項の規定により標章を貼り付けた場合において、第一項の規定による命令の期限(第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限。以下この条において同じ。)が経過したとき、第三十条の八第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなったとき、又は当該期限内において当該標章を貼り付けた事務所が第一項各号の用に供されるおそれなくなつたと認めるときは、当該標章を取り除かなければならない。

5 何人も、第三項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を貼り付けた事務所に係る第一項の規定による命令の期限が経過し、第三十条の八第三項の規定による警戒区域の変更により

より当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は次条第一項の規定により当該特定危険指定暴力団等に係る第三十条の八第一項の規定による指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

(特定危険指定暴力団等の指定の取消し)

第三十条の十二 公安委員会は、第三十条の八第一項の規定による指定をした場合において、当該指定の期限(同条第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限)を経過する前に同条第一項に規定するおそれがないと認められるに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第六章の章名中「及びこれによる不当な影響の排除のための」を「等に関する国等の責務及び」に改める。

第三十二条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

国及び地方公共団体は、次に掲げる者をして行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となつてゐるもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。

第六章中第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

(事業者の責務)

第三十二条の二 事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第十四条第一項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「又は第三十条の五第一項」を、「第三十条の五第一項、第三十条の七第二項から第四項まで、第三十条の十第二項又は第三十条の十一第一項に改め、同項ただし書中「若しくは第二十四条を」、「第二十四条、第三十条の六第一項前段若しくは第三十条の九」に改める。

第三十五条第一項中「又は第三十条の五第一項を」、「第三十条の五第一項、第三十条の七第二項、第三十条の十第二項又は第三十条の十一第一項」に改め、同条第四項中「及び第三十条の五第一項を」、「第三十条の五第一項、第三十条の七第二項及び第三十条の十一第一項」に改め、同条第九項第一号中「及び第三十条の五

第一項」を、「第三十条の五第一項及び第三十条の十一第一項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」の下に「又は第三十条の十一第一項」を加える。

第三十六条第四項中「及び第四条」を、「第四条、第十五条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第十一号において同じ。)」及び第三十条の八第一項に、「(官公署を官庁、公共団体その他の者に改める。第三十九条第五号中若しくは第二十七条を「第二十七号、第三十条の七第三項若しくは第三十条の十第二項」に改め、同条第七号中若しくは第三十条の三を「第三十条の三、第三十条の七第一項若しくは第二項若しくは第三十条の十第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「及び第三十条の五第一項」を、「第三十条の五第一項及び第三十条の十一第一項」に改め、「以外の」の命令の下に「又は第三十条の七第二項の規定による命令に係る第三十四条第一項の意見聴取を、「当該命令」の下に「又は意見聴取」を加え、同条第十号中「第十五条第一項の下に「若しくは第三十条の十一第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「又は当該」を「又はこれら」に改め、同条第十三号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改め、同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条の次に次の一号を加える。

十四 第三十条の七第四項の規定による命令又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の主たる営業所(当該違反行為を行った者が営業を営む者の代理人、使用人

その他の従業者である場合にあつては、その者が勤務する営業所の所在地(これらの営業所がない場合にあっては、当該違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の住所)を管轄する公安委員会第三十九条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 第十五条の二第一項又は第三十条の八第一項の規定による指定 これらの規定による指定において定めようとする区域を管轄する公安委員会

第三十九条の次に次の一条を加える。
(命令等に係る書類の送達)

第三十九条の二 この法律の規定による命令又は指示は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行ふ。ただし、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六条第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令については、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることが出来る。

2 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該命令又は指示をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることが出来る。

3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつまでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行ふ。

4 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第四十二条第一項中「並びに第十五条第一項」を、「第十五条第一項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改め、「規定する事務の下に」並びに第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務を加え、同条第三項中「又は第三十条の三」を、「第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項」に改める。

第四十三条中「第四章」を「第四章の二」に改める。

第四十六条中「第十一条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「二年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第十一条の規定による命令に違反した者
- 二 第十五条の三の規定に違反した者
- 三 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員

で、第三十条の八第一項に規定する警戒区域において又は当該警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、暴力的要求行為又は第三十条の二の規定に違反する行為をしたもの

第四十七条中「一年」を「三年」に、「又は五十万円」を「若しくは二百五十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第五号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の二号を加える。

十六 第三十条の十の規定による命令に違反した者

十七 第三十条の十一第一項の規定による命令に違反した者

第四十九条中「第十五条第五項」を「第十五条第六項、第十五条の二第七項又は第三十条の十一第五項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十八条中「第三十二条の二第七項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第三十条の七第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十二条の三第七項の規定に違反した者

第四十八条を第五十条とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

第四十八条 第三十条の七第一項から第三項までの規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表第十四号中「昭和二十四年法律第百号」を削り、同表第二十五号中「昭和二十七年法律第百七十六号」を削り、同表中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、

同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する罪

別表中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八章に規定する罪

別表中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第五章に規定する罪

別表に次の一号を加える。

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八章に規定する罪

第二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の四」を「第三十二条の十五」に、「第五十一条」を「第五十二条」に改める。

第三条第二号イ中「限る。」の下に「及び第五十二条」を加える。

第十五条第一項中「以下同じ」を「第三十二条の十一第一項を除き、以下同じ」に改める。

第三十条の二第二号中「以下この号の下に」を「第三十二条の三第一項第二号及び第二項第六号並びに第三十二条の四第一項及び第二項」を加える。

第三十二条の三第一項第二号中「第五号」を

「第六号」に、「又は暴力団」を「暴力団」に改め、「意志を有する者」の下に「又は暴力団の事務所の付近の住民その他の者」を加え、同条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。

第三十二条の三第七項中「暴力追放相談委員」の下に「及び第三十二条の五第三項第二号の弁護士」を加える。

第三十二条の四第三項中「前条第五項」を「第三十二条の三第五項」に改め、第六章中同条を第三十二条の十五とし、第三十二条の三の次に次の十一号を加える。

（適格都道府県センターの権限等）

第三十二条の四 次条第一項の規定により認定された都道府県センター（以下「適格都道府県センター」という。）は、当該都道府県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一

切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 適格都道府県センターは、前項の委託を受けたときは、当該事務所に關し、その他の付近住民等が当該委託をする機会を確保するために、その旨を通知その他適切な方法により、これらの者に周知するよう努めるものとする。

3 適格都道府県センターは、第一項の権限を行使する場合において、民事訴訟手続、民事保全の命令に關する手続及び執行抗告(民事保全の執行の手続に關する裁判に対する執行抗告を含む。)に係る手続については、弁護士に進行させなければならない。

4 適格都道府県センターは、第一項の委託をした者に対して報酬を請求することができない。

5 第一項の委託をした者は、その委託を取り消すことができる。

(適格都道府県センターの認定)
第三十二条の五 差止請求関係業務(前条第一項の権限の行使に關する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする都道府県センターは、国家公安委員会の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする都道府県センターは、国家公安委員会に認定の申請をしなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の申請をした都道府県センターが次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関

係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

二 前条第一項の委託を受ける旨の決定及び当該委託に係る請求の内容についての検討を行う部門において暴力追放相談委員及び弁護士が共にその専門的知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らし、差止請求関係業務を適正に遂行することができると認める専門的知識経験を有すると認められること。

三 差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

4 前項第一号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の国家公安委員会規則で定める事項が定められていなければならない。

5 次のいずれかに該当する都道府県センターは、第一項の認定を受けることができない。

一 第三十二条の十三第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない都道府県センター

二 役員のうちに前号に該当する都道府県センターの役員であった者(その認定の取消しの日前六月以内にその職にあった者に限る。)がある都道府県センター

(認定の申請)
第三十二条の六 前条第二項の申請は、当該申

請に係る都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項を記載した申請書を、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会を経由して、国家公安委員会に提出しなければならない。この場合において、公安委員会は、当該申請に係る事項に關する意見を付して、国家公安委員会に送付するものとする。

2 前項の申請書には、定款、前条第三項第一号の業務規程その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(認定の公示等)

第三十二条の七 国家公安委員会は、第三十二条の五第一項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該適格都道府県センターの名称及び住所その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。

(変更の届出)

第三十二条の八 適格都道府県センターは、その名称若しくは住所又は代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を記載した届出書を遅滞なく国家公安委員会に提出しなければならない。

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十二条の九 適格都道府県センターは、国家公安委員会規則で定めるところにより、差止請求関係業務に關する帳簿書類を作成し、

これを保存しなければならない。

(事業報告書等の作成及び提出)

第三十二条の十 適格都道府県センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

(報告及び立入り)

第三十二条の十一 国家公安委員会は、差止請求関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、適格都道府県センターに対しその業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は警察庁の職員に適格都道府県センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第三十二条の十二 国家公安委員会は、適格都道府県センターの差止請求関係業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、適格都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第三十二条の十三 国家公安委員会は、適格都道府県センターについて、次のいずれかに掲

ける事由があるときは、第三十二条の五第一項の認定を取り消すことができる。

一 第三十二条の五第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

二 第三十二条の五第五項第二号に該当するに至ったとき。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反したとき。

2 国家公安委員会は、前項の規定により第三十二条の五第一項の認定を取り消したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。

(国家公安委員会規則への委任)

第三十二条の十四 第三十二条の四から前条までに規定するもののほか、適格都道府県センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第四十条中「第八条第四項の規定による確認」の下に、「第三十二条の五第一項の規定による認定、第三十二条の十三第一項の規定による認定の取消し」を加える。

本則に次の一条を加える。

第五十二条 第三十二条の十一第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第三十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項の規定によつてした命令は、それぞれ、この法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条第一項又は同条第三項において準用する同条第一項の規定によつてした命令とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(職業安定法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第四十八条」を「第五十条(第二号に係る部分に限る。)」に改める。

一 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十二条第一号

二 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第五十六条第一号

三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第十三条第四号イ及び第三十二条第一号

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六条第一号

五 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十三条第一号

第五条 次に掲げる法律の規定中「(限る。)」の下に「及び第五十二条」を加える。

一 職業安定法第三十二条第一号

二 船員職業安定法第五十六条第一号

三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十三条第四号イ及び第三十二条第一号

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第六十一条

五 港湾労働法第十三条第一号

(金融商品取引法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の四第一項第二号ト

二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条第八号

三 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第六条第二項第二号

四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百

七十六号)第五条第一項第三号の二

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第五項第四号ハ

六 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六条第六号二

七 使用済自動車のリサイクル等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第六十二条第一項第二号ハ

第七条 次に掲げる法律の規定中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

一 金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号ト

二 建設業法第八条第八号

三 港湾運送事業法第六条第二項第二号

四 宅地建物取引業法第五条第一項第三号の二

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第五項第四号ハ

六 不動産特定共同事業法第六条第六号二

七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十二条第一項第二号ハ

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第八条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十八号第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)」若しくは第五十一条」に改める。

(酒税法の一部改正)

第九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第四十八条を」第五十

条第二号に係る部分に限る。」に改め、同条第八号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十条 酒税法の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二号に係る部分に限る。」の下に「及び第五十二条」を加える。

(関税法の一部改正)

第十一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第一号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第十二条 関税法の一部を次のように改正する。

第七条の五第一号八中「都道府県暴力追放運動推進センター」の下に「及び第三十二条の十一第一項 報告及び立入り」を加える。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第十三条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「第四十八条を」第五十条(第二号に係る部分に限る。)に改める。

第十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第三号中「限る。」の下に「及び第五十二条」を加える。

(割賦販売法の一部改正)

第十五条 割賦販売法(昭和三十六年法律第一百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項第六号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中「第三十二条の二第七項を」第三十二条の三第七項に改める。

第三十五条の三の二十六第一項第五号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第十六条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項第六号八及び第三十五条の三の二十六第一項第五号八中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

(貸金業法の一部改正)

第十七条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二条)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号、第二十四条の六の四第一項第十二号及び第二十四条の八第五項第四号イ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第二十四条の二第七第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第二十四条の三十七第一号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第十八条 貸金業法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号、第二十四条の六の四第一項第十二号、第二十四条の八第五項第四号イ、第二十四条の二十七第一項第五号及び第二十四条の三十七第一号中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第十九条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十号第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第二十号 特定非営利活動促進法の一部を次のように改正する。

第二十号第四号中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十一条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号中「第四十七条、第四十九号若しくは第五十条」を「から第四十九号まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条」に改める。

(著作権等管理事業法の一部改正)

第二十二条 著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号二中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号亦中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第六条第一項第五号亦中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中「第四十七条、第四十九号若しくは第五十条」を「から第四十九号まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条」に改める。

(信託業法の一部改正)

第二十五条 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号亦中「第四十七条、第四十九号若しくは第五十条」を「から第四十九号まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条」に改める。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十六条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第三十九項第一号(4)中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号(5)中「第四十七条、第四十九号若しくは第五十条」を「から第四十九号まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条」に改める。

(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正)

第二十七条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号口中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改め、同号八中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十八条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一号口中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。
(電子記録債権法の一部改正)

第二十九条 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条第一号に係る部分に限る。」若しくは第五十一条に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十四条第九号中「第三十八号」を「第三十九号」に改める。

(調整規定)

第三十一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律(次項において「労働者派遣法等一部改正法」という。)の施行の日がこの法律の施行の前である場合には、附則第四条第四号及び第五条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適

用しない。

2 労働者派遣法等一部改正法の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前である場合(前項に規定する場合を除く。)には、附則第五条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等の強化等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市民生活に対する危険を防止するための規定の整備

(一) 対立抗争による危険を防止するための措置に関する規定の整備

(1) 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対

立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害を加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、三月以内の期間及び警戒区域を定め、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。

(2) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、当該特定抗争指定暴力団等の事務所を新たに設置すること等をしてはならないこととする。ことに、これに違反した者に対する罰則を設けることとする。

(3) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はどこまっではならないこととする。ことに、これに違反した者に対する罰則を設けることとする。

(4) 第十五条第一項の規定による事務所の使用制限命令は、当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対してもすることができることとする。

(二) 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置に関する規定の整備

(1) 公安委員会は、暴力的要求行為等が行われた場合において、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が当該行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によ

る暴力行為を行ったと認められ、かつ、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、一年を超えない範囲内の期間及び警戒区域を定めて、当該指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとする。

(2) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、暴力的要求行為又は第三十条の二の規定に違反する行為をしたものは、これを処罰することとする。

(3) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、その相手方に対し、面会を要求すること等をしてはならないこととし、これに違反した者に対する中止命令等に関する規定を整備することとする。

(4) 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、(1)の暴力行為に関し、多数の指定暴力団員の集合の用等に使われており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所をこれらの用等に使ってはならない旨を命ずることができることとする。

2 都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターは、指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとする。

3 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

(一) 暴力的要求行為の規制の強化

(1) 指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を示して次に掲げる行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加することとする。

ア 金融商品取引行為に係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引行為を行うことを要求すること。

イ 預金又は貯金の受入れに係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金又は貯金の受入れをすることを要求すること。

ウ 宅地建物取引業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買若しくは交換をすること又は宅

地等の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をすることを要求すること。

工 宅地建物取引業者以外の者に対して宅地等の売買若しくは交換をすることをみだりに要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること。

オ 建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求すること。

力 集会施設その他不特定の者が利用する施設であつて、暴力団の示威行事の用に供されるおそれ大きいものとして国家公安委員会規則で定めるものの管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること。

(2) 国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入札全般をその対象とするとともに、指定暴力団等の威力を示して人に対して国等が行う入札に参加しないこと等をみだりに要求する行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加することとする。

(二) 準暴力的要求行為の規制の強化

(1) 指定暴力団員は、人が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならないこととする。

(2) 一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で当該指定暴力団等の指定

暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者等を準暴力的要求行為が禁止される者に追加することとする。

(三) 縄張に係る禁止行為に関する規定の整備

(1) 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等の指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために、用心棒の役務を提供すること等の行為をし、又は当該行為をすることをその営業を営む者等と約束してはならないこととする。

(2) 営業を営む者等は、指定暴力団員に対し、用心棒の役務を提供すること等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は(1)の約束の相手方となつてはならないこととする。

(3) (1)及び(2)に違反した者に対する中止命令等に関する規定を整備することとする。

(四) 罰則の強化

4 暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化することとする。

5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進に関する規定の整備

(一) 国及び地方公共団体の責務に関する規定の整備

国及び地方公共団体は、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならないこととする。

(二) 事業者の責務に関する規定の整備

事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならないこととする。

5 その他所要の規定を整備することとする。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等の強化等を行うこととするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年七月二十日

内閣委員長 荒井 聰

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に

ついで適切な措置を講ずべきである。

一 指定暴力団等による対立抗争及び暴力的要求行為等によって住民の平穏な生活が危険にさらされることのないよう、本法を効果的に運用すること。なお、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないよう十分留意すること。

二 警察において、規制による取締りの端緒となる市民等からの通報を適切に受け付け、処理することができ体制を整備すること。

三 本法の施行に伴う規制の強化の実効性を確保する観点から、暴力団周辺者の利用による規制逃れが生じないよう、暴力団周辺者の実態を的確に把握すること。

四 都道府県暴力団放運動推進センターが、暴力団事務所に係る使用差止請求関係業務を含めた各種事業を適切に行えるよう、人員及び人材の充実、財政状況の改善など環境整備のための方策を検討すること。

五 暴力団との関係の遮断を図る企業及び市民等に対する危害行為が相次いでいることに鑑み、保護対象者の指定及び身辺警護等の保護対策を講ずるための体制整備を早期に実現すること。

六 暴力団から離脱する意志を表明する者に対しては、その意志を確認した上で十分な援護措置を講ずること。また、暴力団から離脱した者についても社会から孤立することのないよう、都道府県暴力団放運動推進センター等と連携して、就労等の観点から十分な援護措置を講ずること。

七 暴力団事務所の使用差止請求等に係る訴訟において、証言を行う者が暴力団等から精神的な圧迫や危害を受けることがないよう、十分な

配慮が望まれる。特に、証人尋問における遮へい等の措置が認められるよう、都道府県暴力団放運動推進センター等と連携して情報提供等の支援を行うこと。

八 国及び地方公共団体の責務を果たすため、各府省の連携を一層強化するほか、暴力団排除条項の整備をはじめとした地方公共団体の取組に対する支援を行うこと。

労働契約法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十四年三月二十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

労働契約法の一部を改正する法律

第一条 労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条・第十八条」に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に改める。

第十七条に見出しとして「(契約期間中の解雇等)」を付し、同条第一項中「労働契約」の下に「(以下この章において「労働契約」という。)」を加え、同条第二項中「期間の定めのある労働契約」を「労働契約」に、「その労働契約を」を「労働契約」に改める。

第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「前条」を「前章」に改め、同条を第十九条とし、第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(有期労働契約の更新等)

第十八条 有期労働契約であつて次の各号のい

ずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。

一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められること。

二 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められること。

第二条 労働契約法の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十條」に、「第十九条・第二十条」を「第二十一條・第二十二條」に改める。

第二十条を第二十二條とし、第十九条を第二十一條とする。

第四章中第十八条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)

第二十条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)

第十八条 同一の使用者ととの間で締結された二以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。)の契約期間を通算した期間(次項において「通算契約期間」という。)が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労働が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。

2 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間(これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いづれにも含まれない期間を除く。以下この項において「空白期間」という。)があり、当該空白期間が六月(当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間(当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同じ。))が一年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間(以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

る規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項に規定する通算契約期間には、算入しない。
(検討)

3 政府は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行後八年を経過した場合において、新労働契約法第十八条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

期間の定めのある労働契約について、その締結及び更新が適正に行われるようにするため、期間の定めのある労働契約が一定の要件を満たす場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働契約法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 同一の使用主との間で締結された有期労働契約の契約期間が反復更新により通算五年を超える労働者が使用者に無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者はその申込みを承諾したものとみなすこと。

2 有期労働契約について、反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在

している場合、又は契約期間満了後の雇用継続に合理的期待が認められる場合において、使用者が労働者からの有期労働契約の更新又は締結の申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前と同一の労働条件でその申込みを承諾したものとみなすこと。

3 有期労働契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期労働契約労働者と相違する場合においては、その相違が、職務の内容、その職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならないものとする。

4 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、1及び3は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本共産党より、有期労働契約は、満六十歳以上の労働者との間に締結されるもののほか、臨時的又は一時的な業務に係るものに限り締結することができるとすること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

右報告する。

平成二十四年七月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿
厚生労働委員長 池田 元久

衆議院会議録第二十五号中訂正

九ページ四段一〇行及び一〇ページ二段四行「逢坂誠二君外五名」を「逢坂誠二君外四名」に訂正する。

同 第二十六号中訂正

三ページ四段末六行から末五行「樽床伸二君外十名」を「樽床伸二君外九名」に訂正する。

同 第二十七号中訂正

五ページ四段一六行から一七行「樽床伸二君外十名」を「樽床伸二君外九名」に訂正する。

第百七十七回国会衆議院会議録第十七号中正誤

三三ページ三段七行から八行「平成二十三年法律第 号」は「平成 年法律第 号」の誤り。

同 第二十四号中正誤

九一ページ四段三行「平成二十三年法律第 号」は「平成 年法律第 号」の誤り。

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三四五円 (本体 三三〇円)